

第2期

呉市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

呉市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 子育て家庭を取り巻く現状	5
1 市の概要	5
2 人口の動向	6
3 保育所・幼稚園等の状況	15
4 呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果概要	18
5 第1期呉市子ども・子育て支援事業計画の取組評価と課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念	51
2 基本目標	51
3 施策の体系	53
第4章 子ども・子育て支援の取組	54
1 子ども・子育て支援新制度について	54
2 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定	55
3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	57
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について	58
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	66
第5章 実施計画	90
1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援	90
2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり	99
3 基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	104
4 基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備	109
5 基本目標5：仕事と子育ての両立支援	114
6 基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	120
7 基本目標7：全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現	126
第6章 計画の推進	137
1 基本的姿勢	137
2 推進体制	137
3 進捗の管理・評価	137

資料編	138
1 基礎データ	138
2 呉市保健福祉審議会（児童福祉専門分科会）	145
3 幼児教育・保育小部会（名簿）	149
4 第2期呉市子ども・子育て支援事業計画策定経緯	150
5 市民意見公募（パブリックコメント）の実施	152
6 用語解説	153

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

全国的に少子高齢化の進行が年々深刻化する中、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などを背景として、子どもや子育てをめぐる環境は日々大きく変化しています。

一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるなどの理由により、出産を機に退職する女性が現在も少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況が続いています。

家庭を築き、子どもを生み育てるといふ、人が持っている欲求が様々な理由により十分にはかなえられない状況が続くと、少子化の進展の大きな要因となります。また、子どもの減少は、経済の縮小、活力の低下、地域の存続に関わる大きな問題で早急な対策が必要となっています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」(平成十五年法律第二十号)に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の見直し等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充や質の向上、障害児支援、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市は、平成27年に第1期の計画となる「呉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、人口の減少などにより、出生数は年々減少しています。これは、全国的にも同様の状況であり、今後も加速度的な少子高齢化の進行が懸念されています。

以上を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備し、子育て世代が住みやすいまちを目指していくことを目的に、本計画を策定します。

【国の動きと呉市の取組】

	国の動き	呉市の取組
平成 2 年 (1990)	〈1.57 ショック〉＝少子化の傾向が注目を集める	
平成 6 年 (1994)	エンゼルプラン ⁺ 緊急保育対策5か年事業 (平7~11年度)	
平成 9 年 (1997)		第3次呉市長期総合計画 (平9~22年度) 呉市児童育成計画 (平9~16年度)
平成 11 年 (1999)	少子化対策推進基本方針 ⁺ 少子化対策推進関係閣僚会議決定 新エンゼルプラン (平12~16年度)	
平成 12 年 (2000)	児童虐待防止法 ⁺ 平12.11.20 施行	
平成 13 年 (2001)	仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦等) ⁺ 平13.7.6 閣議決定	
平成 14 年 (2002)	少子化対策プラスワン ⁺ 厚生労働省まとめ	
平成 15 年 (2003)	少子化社会対策基本法 ⁺ 平15.9.1 施行 次世代育成支援対策推進法 ⁺ 平15.7.16 から段階施行	
	↓	
	地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施	
平成 16 年 (2004)	少子化社会対策大綱 ⁺ 平16.6.4 閣議決定 子ども・子育て応援プラン ⁺ 平16.12.24 少子化社会対策会議決定 (平17~21年度)	
平成 17 年 (2005)		呉市次世代育成支援行動計画 (前期) (平17~21年度)
平成 18 年 (2006)	新しい少子化対策について ⁺ 平18.6.20 少子化社会対策会議決定	
平成 19 年 (2007)	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略	
平成 20 年 (2008)	「新待機児童ゼロ作戦」について 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方 仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項 5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会 社会保障国民会議最終報告	
平成 22 年 (2010)	子ども・子育てビジョン閣議決定 子ども・子育て新システム検討会議	呉市次世代育成支援行動計画 (後期) (平22~26年度)
平成 23 年 (2011)		第4次呉市長期総合計画 (平23~32年度)
平成 24 年 (2012)	子ども・子育て関連3法公布 子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定	
平成 25 年 (2013)	子ども・子育て会議設置 待機児童解消加速化プラン 少子化危機突破のための緊急対策	子どもの貧困対策の推進に関する法律 呉市子ども・子育て会議設置
平成 26 年 (2014)	子どもの貧困対策に関する大綱 ⁺ 平26.8.29 閣議決定	
平成 27 年 (2015)	少子化社会対策大綱 ⁺ 平27.3.20 閣議決定	子ども・子育て支援新制度 第1期呉市子ども子育て・支援事業計画 (平27~31年度)
平成 29 年 (2017)	子育て安心プラン ⁺ 平29.12.8 閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」により前倒し実施	
令和 元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	

2 計画の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(2) 次世代育成支援対策推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画

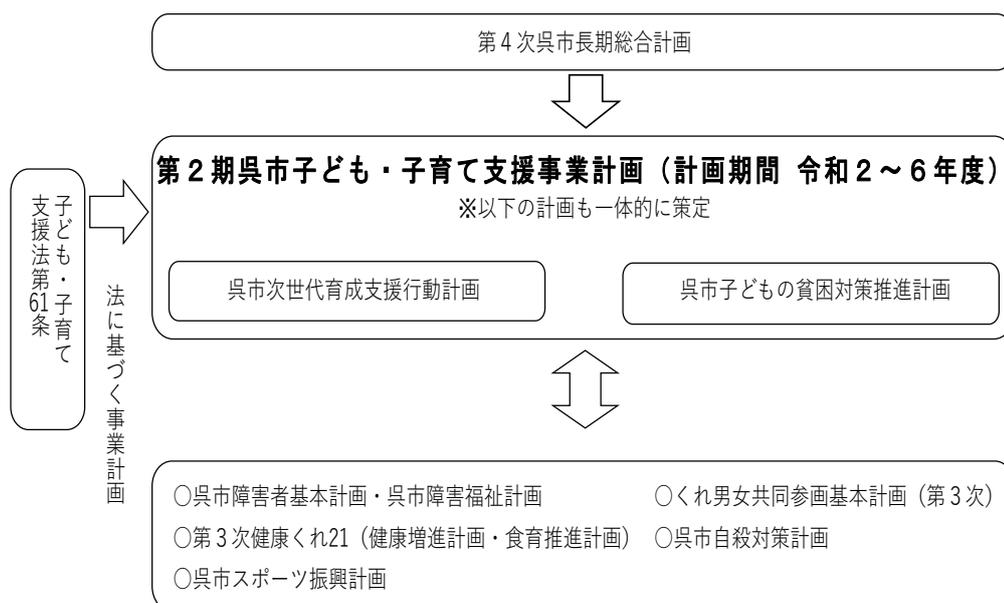
次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」（平成十五年法律第二十号）は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法8条で定める「市町村行動計画」が法的根拠として存続することとなりますが、策定は任意となります。

また、子どもの貧困対策推進計画についても法的根拠となる「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十四号）においてこれまで都道府県のみ策定が努力義務とされていましたが、令和元年6月の改正により、市町村においても策定が努力義務となりました。

そのため、本市では各計画について現状と課題を整理し、本計画と一体的に策定することとします。

(3) 関連計画との整合性

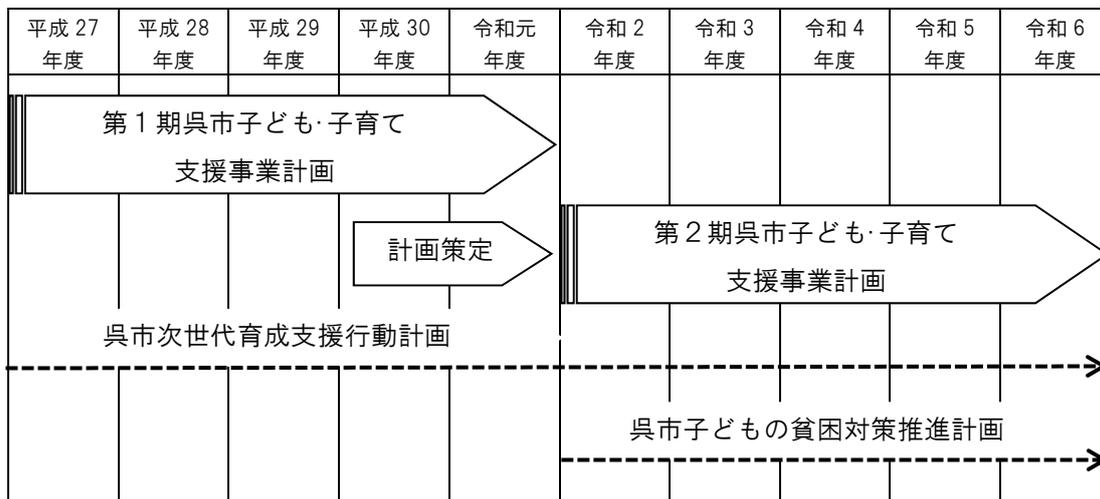
本計画は、市のまちづくりの基本となる「第4次呉市長期総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を図りながら、本計画における施策を推進していきます。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 呉市保健福祉審議会（児童福祉専門分科会）における審議

本計画へは子育て当事者等の意見を反映させるとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「呉市保健福祉審議会（児童福祉専門分科会）」を「呉市子ども・子育て会議」と位置付け、計画の内容について審議を行うとともに、幼児教育・保育小部会（幼稚園・保育所等の関係者で構成）や子育て家庭との意見交換会において意見を出されて、計画に反映されました。

(2) 呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に際し、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者3,000人を対象として、「第2期呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました（回収1,314件、回収率43.8%）。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口や市ホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

第2章 子育て家庭を取り巻く現状

1 市の概要

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

明治22年海軍の呉鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められた呉市は、同35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には40万余の人口を有し、日本一の海軍工廠を擁するまちに発展しました。

終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年の平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業都市としての基盤を確立し、広島県の産業を牽引するとともに、平成12年には特例市の指定を受け、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えるとともに、市町村合併の推進にも積極的に取り組み、平成15年～17年にかけて下蒲刈町、川尻町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町の近隣8町と合併して現在の市域となりました。

市域面積は352.81平方キロメートル（平成30年10月1日時点）で、瀬戸内海で最も長い約300キロメートルの海岸線を有しています。陸地部の北部には、灰ヶ峰、野呂山を始め、標高300～800メートル前後の山が連なり、島しょ部においても、標高200～400メートル前後の山があり、市域全体を通じて平坦地が少なく、集落が分断された形となっています。こうした地形は、市街地を形成する上で不利な点もありますが、一方で山と海と風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の美しい島々や多彩な渓谷美の景観は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いのレクリエーションの場としても親しまれています。

2 人口の動向

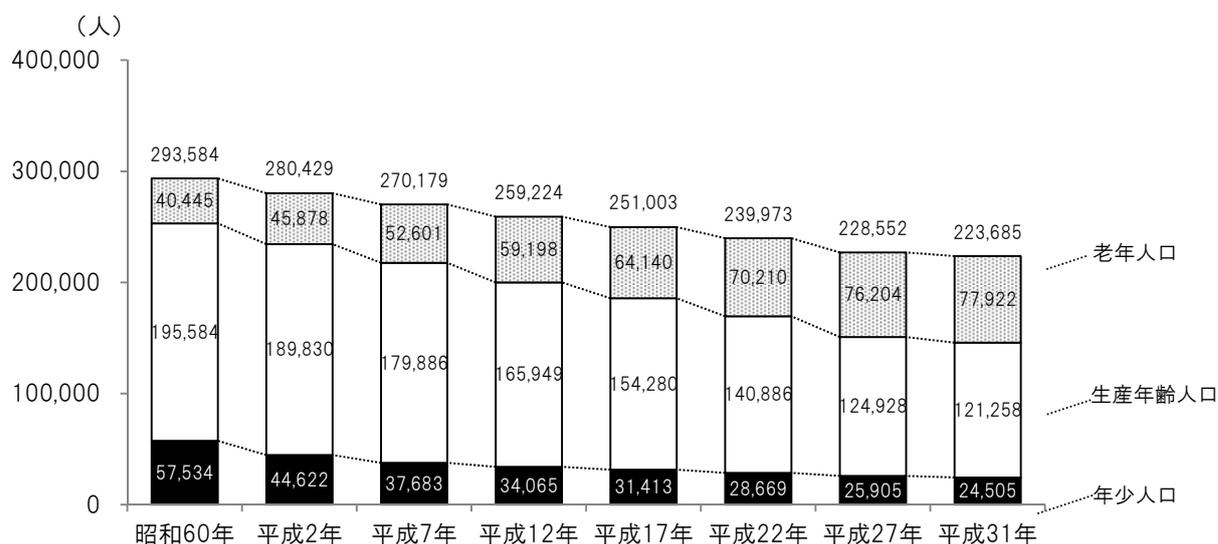
(1) 年齢3区分別人口の推移

人口及び世帯数の動向をみると、総人口は昭和60年の293,584人（平成15年度以降の合併地域を含む。）から平成31年には223,685人と69,899人減少（▲23.8%）しています。

全国的に少子化が進む中で、呉市においても年少人口は減少を続けており、昭和60年の57,534人（19.6%）から平成27年には25,905人（11.3%）と30年間で約55%減少しています。これに対し、老年人口は増加を続けており、人口構造の変化が顕著にみられます。

【年齢3区分別人口の推移】

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
総人口	293,584 100.0%	280,429 100.0%	270,179 100.0%	259,224 100.0%	251,003 100.0%	239,973 100.0%	228,552 100.0%	223,685 100.0%
年少人口 0～14歳人口	57,534 19.6%	44,622 15.9%	37,683 13.9%	34,065 13.1%	31,413 12.5%	28,669 11.9%	25,905 11.3%	24,505 11.0%
生産年齢人口 15～64歳人口	195,584 66.6%	189,830 67.7%	179,886 66.6%	165,949 64.0%	154,280 61.5%	140,886 58.7%	124,928 54.7%	121,258 54.2%
老年人口 65歳以上人口	40,445 13.8%	45,878 16.4%	52,601 19.5%	59,198 22.8%	64,140 25.6%	70,210 29.3%	76,204 33.3%	77,922 34.8%



資料：国勢調査（昭和60年～平成27年）呉市，住民基本台帳（平成31年3月）

注1：人口は、いずれも合併町分を含む。

注2：総人口及び構成比は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しない。

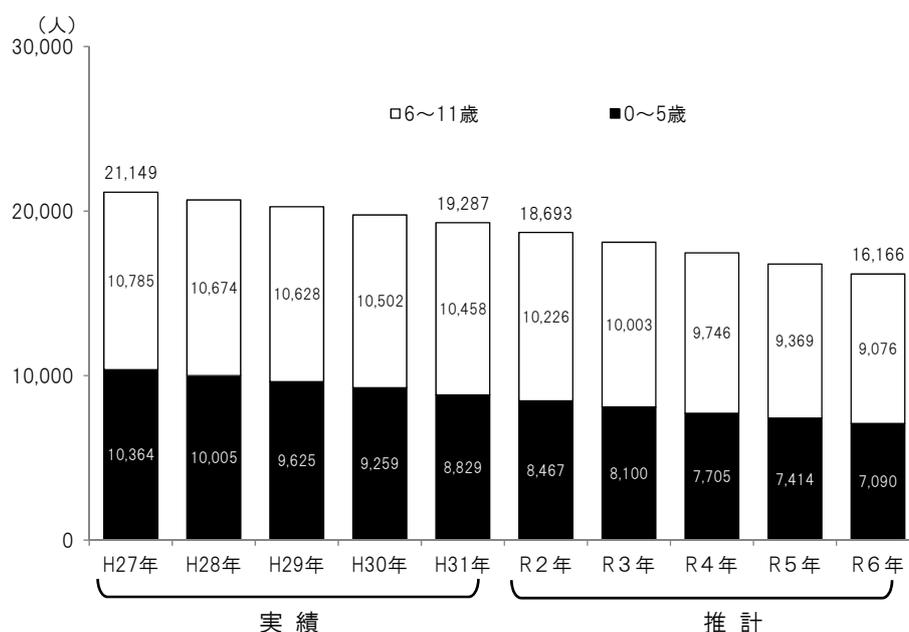
(2) 児童人口の推移と推計

0歳から11歳までの子どもの人口は減少を続けており、平成31年は19,287人、内訳は0～5歳8,829人、6～11歳10,458人となっています。

この傾向で推移すると令和6年の推計は合計16,166人で、内訳は0～5歳7,090人、6～11歳9,076人と見込まれます（推計は住民基本台帳の人口数を基に、受託事業者にて推計値を算出しています。）。

【児童人口の推移と推計】

区分	実績					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,590	1,543	1,438	1,406	1,257	1,239	1,198	1,157	1,122	1,085
1歳	1,648	1,580	1,565	1,433	1,429	1,277	1,259	1,217	1,175	1,140
2歳	1,722	1,630	1,580	1,555	1,414	1,410	1,260	1,242	1,200	1,158
3歳	1,767	1,701	1,613	1,565	1,553	1,412	1,408	1,259	1,241	1,199
4歳	1,789	1,768	1,689	1,609	1,574	1,562	1,420	1,416	1,266	1,248
5歳	1,848	1,783	1,740	1,691	1,602	1,567	1,555	1,414	1,410	1,260
小計	10,364	10,005	9,625	9,259	8,829	8,467	8,100	7,705	7,414	7,090
6歳	1,791	1,815	1,775	1,698	1,681	1,592	1,557	1,545	1,405	1,401
7歳	1,798	1,783	1,798	1,764	1,677	1,661	1,573	1,538	1,526	1,388
8歳	1,721	1,793	1,771	1,792	1,772	1,685	1,669	1,581	1,546	1,534
9歳	1,801	1,704	1,799	1,764	1,787	1,767	1,680	1,664	1,576	1,541
10歳	1,783	1,801	1,693	1,793	1,750	1,773	1,753	1,667	1,651	1,563
11歳	1,891	1,778	1,792	1,691	1,791	1,748	1,771	1,751	1,665	1,649
小計	10,785	10,674	10,628	10,502	10,458	10,226	10,003	9,746	9,369	9,076
合計	21,149	20,679	20,253	19,761	19,287	18,693	18,103	17,451	16,783	16,166



資料：住民基本台帳及び外国人登録（平成27年～平成31年4月1日現在）

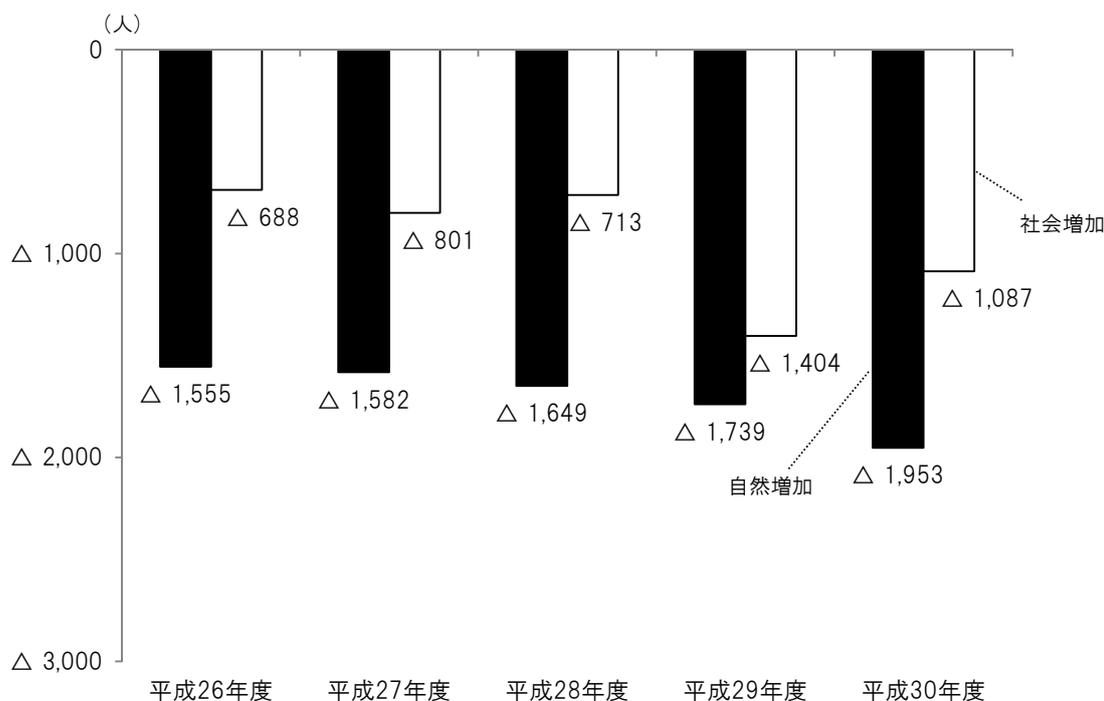
(3) 人口動態

① 自然動態・社会動態

自然動態の推移をみると、いずれの年も出生児数が死亡数を大幅に下回っており、毎年1,500～2,000人程度の自然減となっています。また、社会動態も転入者等が転出者等を下回っており、毎年700～1,400人程度の社会減となっています。

【人口異動の推移】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自然動態	出生児数	1,627	1,577	1,487	1,446	1,292
	死亡数	3,182	3,159	3,136	3,185	3,245
	自然増加	▲ 1,555	▲ 1,582	▲ 1,649	▲ 1,739	▲ 1,953
社会動態	転入者等	7,182	7,387	7,388	6,993	7,048
	転出者等	7,870	8,188	8,101	8,397	8,135
	社会増加	▲ 688	▲ 801	▲ 713	▲ 1,404	▲ 1,087
増加人口		▲ 2,243	▲ 2,383	▲ 2,362	▲ 3,143	▲ 3,040
年度末人口		234,613	232,230	229,868	226,725	223,685



資料：呉市統計書より（年度内における異動数）

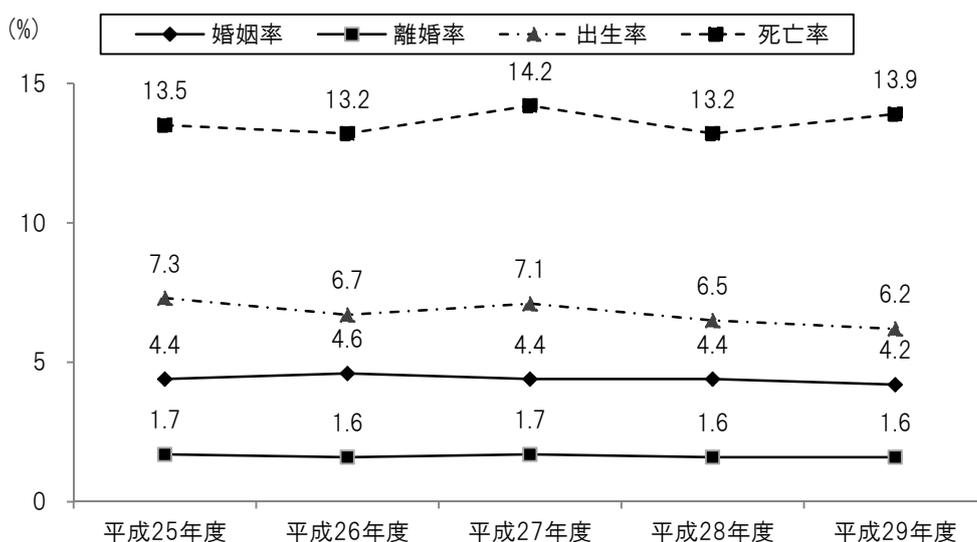
② 婚姻・離婚，出生・死亡

人口動態の推移をみると，婚姻件数は年度によって多少の増減はありますが，1,000件前後で推移しており，平成29年度は967件，離婚件数は365件となっています。

出生数は平成27年度にわずかに上昇したものの全体的に減少傾向にあり，平成29年度は1,406人となっています。一方，死亡数は毎年3,000人を超えており，平成29年度に3,179人となっています。

【人口動態の推移】

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実数	婚姻	1,030	1,093	985	1,009	967
	離婚	409	387	372	369	365
	出生	1,717	1,571	1,588	1,506	1,406
	死亡	3,184	3,099	3,192	3,036	3,179
(人口千対) 動態率	婚姻	4.4	4.6	4.4	4.4	4.2
	離婚	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6
	出生	7.3	6.7	7.1	6.5	6.2
	死亡	13.5	13.2	14.2	13.2	13.9



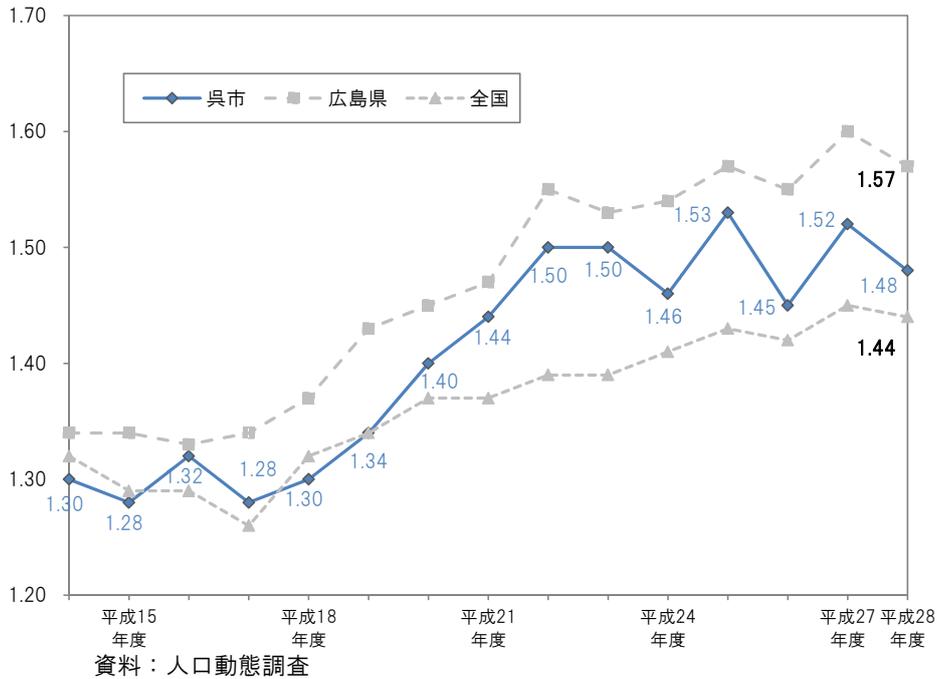
資料：人口動態統計

注1：動態率は各年3月31日現在の人口より算出した。

③ 合計特殊出生率

平成28年度の呉市の合計特殊出生率は1.48と全国平均をやや上回っています。平成17年以降は上昇傾向にありましたが、平成24年度以降は上昇と下降を繰り返しています。また、広島県平均よりは下回っている状況にあります。

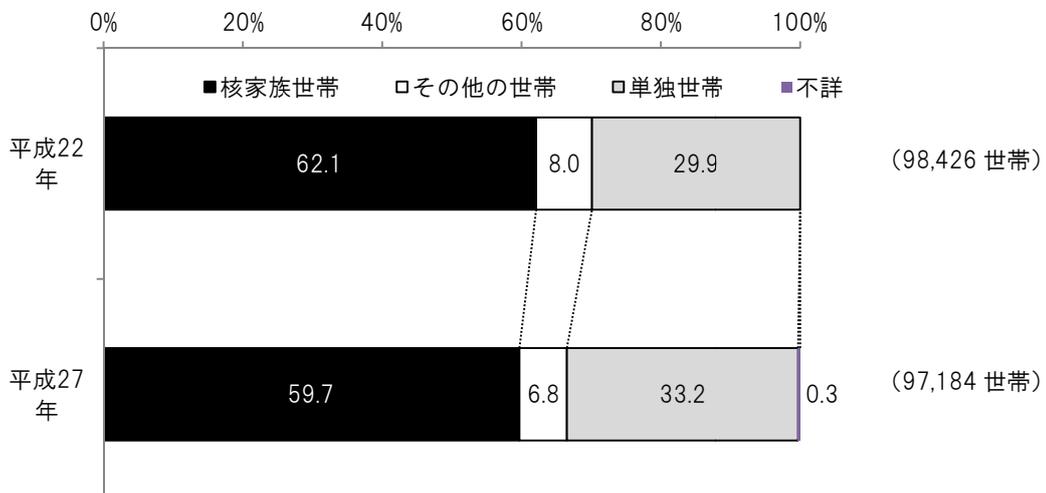
【合計特殊出生率の状況】



(4) 世帯の動向

呉市における平成27年の一般世帯数は、97,184世帯となっており、平成22年に比べて減少しています。

一般世帯数の構成をみると、単独世帯が増加し、核家族や祖父母・両親・子どもで構成される3世代家族を含む、その他の世帯の割合が減少しています。

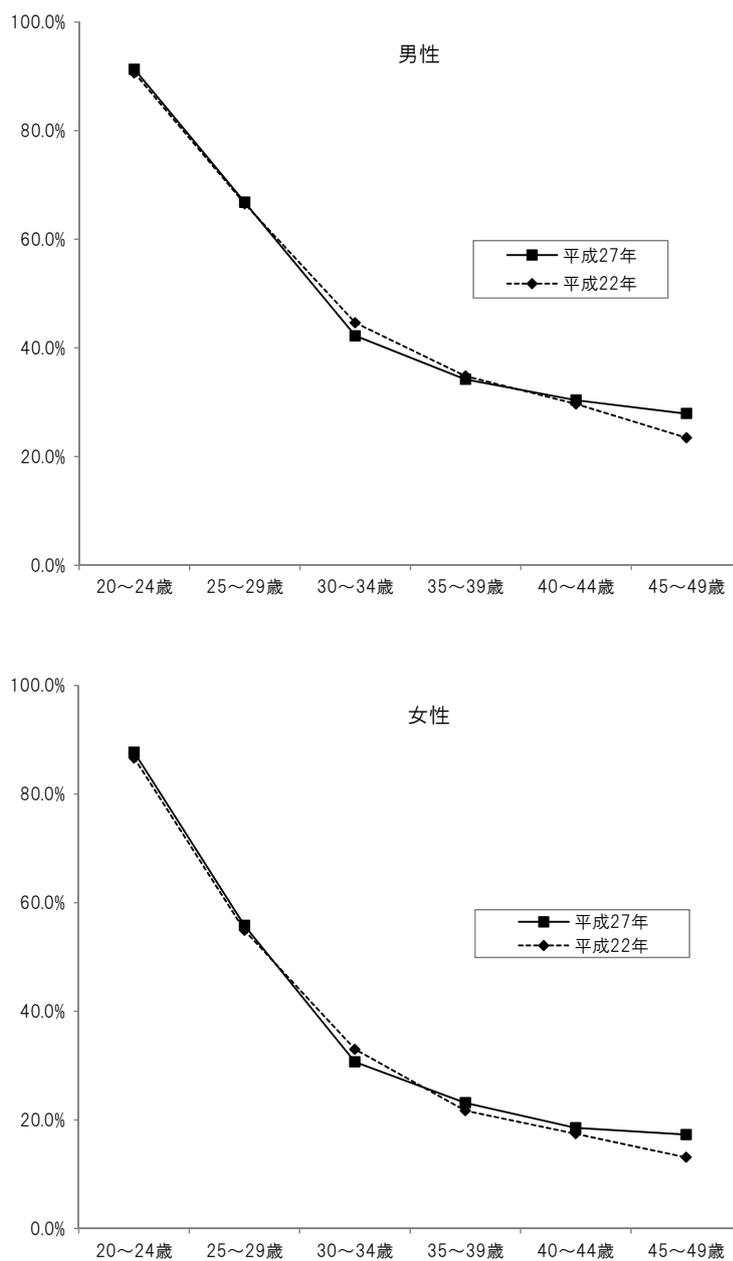


資料：国勢調査（平成22・27年）呉市

(5) 未婚の状況

少子化の主たる要因である未婚化について、性別・年齢階層別未婚率の推移を平成22年と平成27年とで比較してみると、男性は40歳代から、女性は35歳を過ぎてから未婚率が上昇しています。

【未婚率の推移】



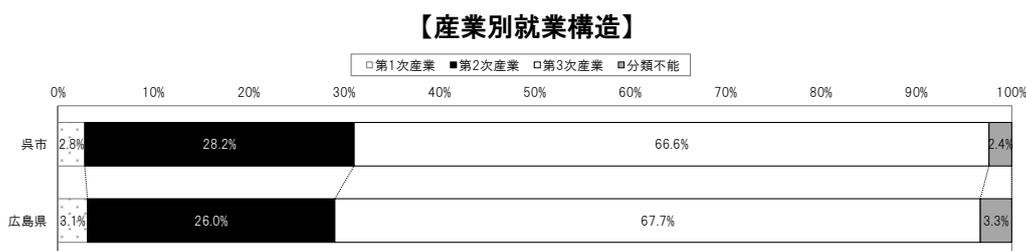
資料：国勢調査（平成22・27年）呉市

(6) 就労の状況

① 産業別就業構造

呉市の就業者数は、平成27年国勢調査で104,257人（分類不能含む）となっており、第1次産業就業者が2,940人（2.8%）、第2次産業就業者が29,443人（28.2%）、第3次産業就業者が69,401人（66.6%）となっています。

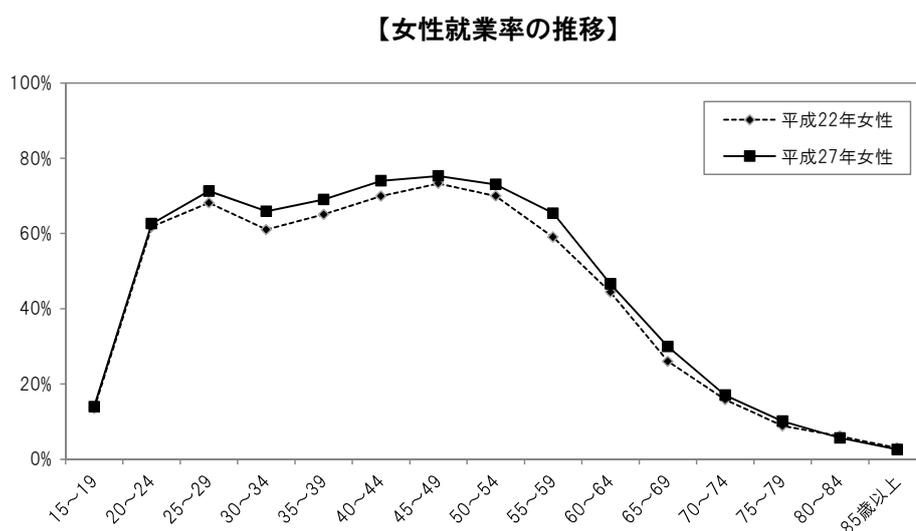
広島県平均と比較すると、第2次産業就業者の割合が高く、第1次・第3次の割合が若干低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

② 女性の就業状況

女性の年齢別就業率は、平成22年及び平成27年とも、40歳代後半でピークを迎えます。また、平成22年と平成27年を比較すると、20歳代後半から60歳代後半にかけての年齢階層で就業率が上昇しています。



資料：国勢調査（平成22・27年）呉市

(7) 小学・中学校の状況

① 小学校の状況

令和元年5月1日現在で、小学校は38校、455学級あります。児童数は10,390人で、学年別の人数は、1年～6年まで1,600人～1,800人となっています。

【小学校の状況】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
学校数	41	38	38	38	38	
学級数	464	443	445	446	455	
教員数	701	673	673	680	685	
児童数	1年	1,797	1,798	1,755	1,678	1,670
	2年	1,793	1,784	1,779	1,757	1,659
	3年	1,718	1,793	1,766	1,777	1,756
	4年	1,798	1,696	1,791	1,758	1,773
	5年	1,768	1,797	1,689	1,787	1,746
	6年	1,880	1,764	1,790	1,678	1,786
	合計	10,754	10,632	10,570	10,435	10,390
うち特別支援学級	学級数	70	67	69	77	82
	児童数	220	239	247	278	308

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

令和元年5月1日現在で、中学校29校、216学級あります。生徒数は4,989人で、学年別の人数は、1年～3年まで1,500人～1,700人前後となっています。

【中学校の状況】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
学校数	29	29	29	29	29	
学級数	226	225	216	216	216	
教員数	459	463	445	450	447	
生徒数	1年	1,759	1,764	1,694	1,705	1,585
	2年	1,936	1,757	1,764	1,692	1,708
	3年	1,887	1,950	1,747	1,762	1,696
	合計	5,582	5,471	5,205	5,159	4,989
うち特別支援学級	学級数	45	43	43	43	45
	児童数	114	107	111	95	104

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(8) 就業・就学・昼間人口

平成27年国勢調査では、市外に就業・通学している人が20,272人、逆に呉市で就業・通学する他の市町の人が17,295人で常住（夜間）人口が昼間人口を上回っています。

【通勤・通学の状況】

区分		就業者	通学者	合計
呉市民	市内で就業就学	85,791 83.6%	21,167 86.2%	106,958 84.1%
	市外で就業就学	16,870 16.4%	3,402 13.8%	20,272 15.9%
	合計	102,661 100.0%	24,569 100.0%	127,230 100.0%
	常住（夜間）人口	228,552		
従業地・通学地が呉市内の他市町民		15,197	2,098	17,295
昼間人口		225,845		

資料：国勢調査（平成27年）呉市

3 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所の状況

平成31年4月1日現在で、40か所あります。在籍児童数は2,775人となっています。

【保育所の状況】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育所数	48	46	43	40	40
うち公立	14	14	13	13	13
うち私立	34	32	30	27	27
入所定員数	3,770	3,640	3,355	3,120	3,136
在籍人員数	3,560	3,310	3,030	2,848	2,775
うち3歳未満児	1,312	1,239	1,186	1,107	1,085
うち3歳以上児	2,248	2,071	1,844	1,741	1,690

資料：支給認定児童数より抽出（各年4月1日現在）

保育所数、入所定員、及び在籍人員は、保育所型認定こども園、地域保育所を含む。

在籍人員は、広域入所児童を含む。

(2) 幼保連携型認定こども園の状況

平成31年4月1日現在で、18か所あります。在籍児童数は1,565人となっています。

【幼保連携型認定こども園の状況】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育所数	2	6	12	15	18
うち公立	0	0	0	0	0
うち私立	2	6	12	15	18
入所定員数	215	630	1,034	1,305	1,685
在籍人員数	199	612	1,008	1,243	1,565
うち3歳未満児	102	199	337	405	446
うち3歳以上児	97	413	771	838	1,119

資料：支給認定児童数より抽出（各年4月1日現在）

在籍人員は、広域入所児童を含む。

(3) 幼稚園の状況

令和元年5月1日現在で、22園あります。在籍園児数は1,752人となっています。

【幼稚園の状況】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
幼稚園数	30	29	26	26	22
うち公立	2	2	2	2	2
うち私立	28	27	24	24	20
学級数	147	134	122	123	95
園児数	2,904	2693	2345	2242	1,752
うち3歳児	958	845	713	720	553
うち4歳児	969	927	774	732	598
うち5歳児	977	921	858	790	601

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

幼稚園数、入所定員、及び在籍人員は、幼稚園型認定こども園を含む。

在籍人員は、広域入所児童を含む。

(4) 地域型保育事業の状況

平成31年4月1日現在で、2か所あります。在籍児童数は24人となっています。

【地域型保育事業の状況】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育施設数（私立）	0	3	3	3	2
入所定員数	0	44	34	53	38
在籍人員数	0	30	33	39	24
うち3歳未満児	0	30	33	39	24
うち3歳以上児	0	0	0	0	0

資料：支給認定児童数より抽出（各年4月1日現在）

在籍人員は、広域入所児童を含む。

(5) 教育・保育（認定区分）の状況

令和元年5月1日現在の市内の0～5歳の子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく認定区分に当てはめた場合、市全体で1号認定（3～5歳）は2,337人、2号認定（3～5歳）は2,328人、3号認定は1,573人となっています。3号認定の内訳は、0歳182人、1～2歳1,391人となっています。

【教育・保育（認定区分）の状況】

認定区分	1号	2号	3号		計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
市全体	2,337	2,328	182	1,391	6,238
天応・吉浦	85	113	6	71	275
中央・宮原・警固屋	629	796	58	424	1,907
音戸・倉橋	0	186	7	77	270
阿賀・広・仁方・郷原	911	780	73	503	2,267
川尻・安浦	140	160	12	101	413
昭和	563	267	24	200	1,054
安芸灘 (下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊)	9	26	2	15	52

資料：支給認定児童数，学校基本調査により作成

■認定区分（子ども・子育て支援法第19条）

1号認定：満3～5歳，幼児期の教育（教育標準時間認定）

2号認定：満3～5歳，保育の必要性あり（満3歳以上保育認定）

3号認定：満3歳未満，保育の必要性あり（満3歳未満保育認定）

4 呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果概要

■目的：本市における子ども・子育て家庭の状況及び子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等の需要を的確に捉え、提供体制の確保や子育て支援等を本計画に反映させるため、その基礎となるニーズ調査を行いました。

■調査対象：市内の未就学児童（0歳から5歳児）が属する世帯3,000件
※市内18地区の配布割合は、18地区の人口比で設定しました。

■調査方法

- ①調査記入方式：アンケート自己記入方式
- ②調査票の配布・回収：郵送による配付・回収
- ③調査期間：平成30年12月26日～平成31年1月14日（20日間）
- ④回収状況

項目	内容
配布	3,000件
回収	1,314件
回収率	43.8%

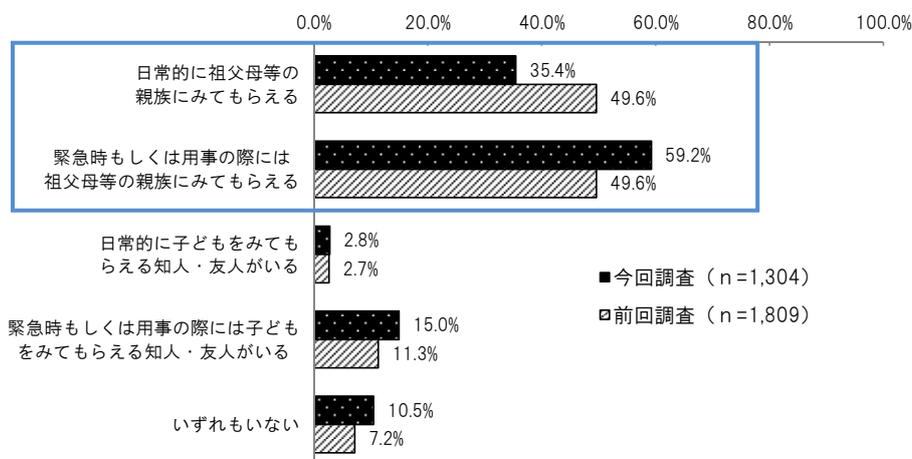
■調査結果の見方

- ①図表中に示すNは、回答総数（無回答を除く）。
- ②割合はNを100%として算出し、図表中の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。
- ③回答が二つ以上ある複数回答は、比率の合計が100%を超える場合があります。

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

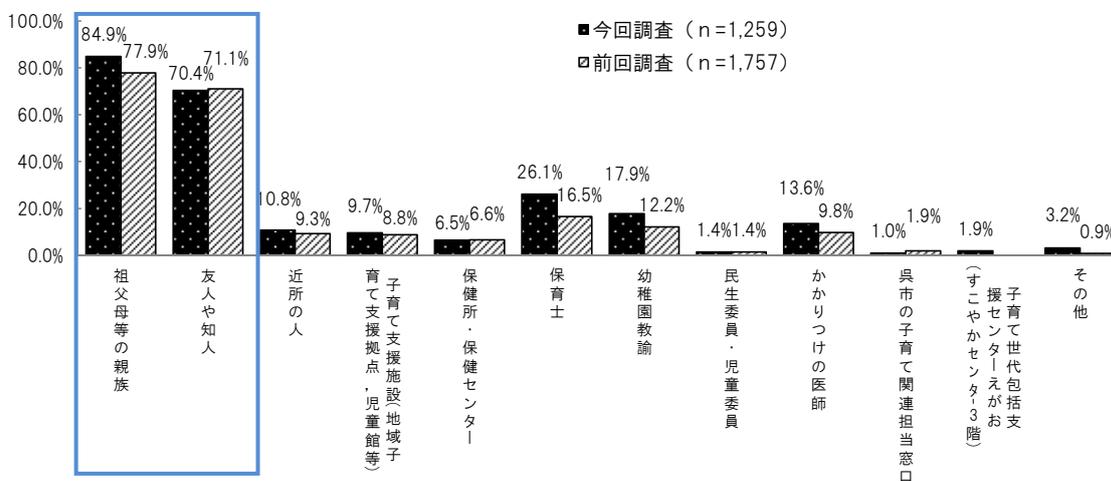
問 日頃、子どもの面倒をみてもらえる親族・知人について

- ・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.2%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっている。
- ・前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が49.6%から59.2%へと増加している。一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が49.6%から35.4%へと減少している。



問 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）について

- ・「祖父母等の親族」が84.9%と最も多く、次いで「友人や知人」となっている。
- ・前回調査と比較すると、「保育士」が16.5%から26.1%へと「幼稚園教諭」が12.2%から17.9%へと増加している。

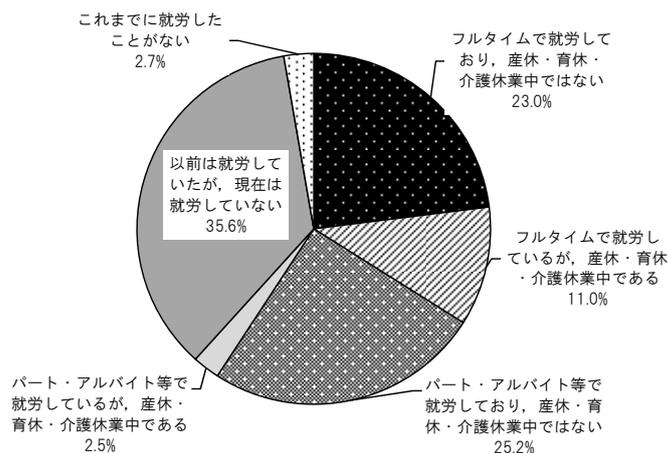


(2) 保護者の就労状況について

問 保護者の現在の就労状況（自営業，家族従事者含む）について

① 母親の就労形態について（N=1, 286）

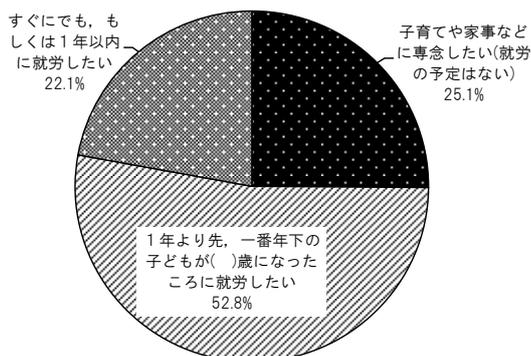
・「フルタイム」、「パート・アルバイト等」で就労している人が，6割を超えている。その中で，「パート・アルバイト等で就労しており，産休・育休・介護休業中ではない」人が25.2%と最も多くなっている。



【「以前は就労していたが，現在は就労していない」「これまでに就労したことがない」と回答した人】

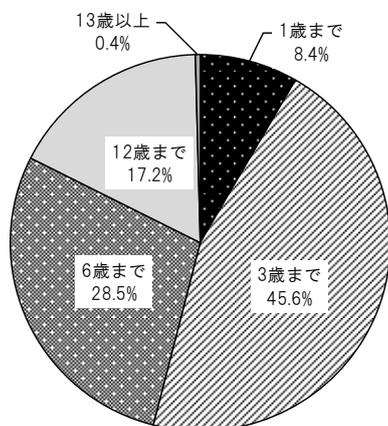
問 母親の就労希望について（N=470）

- ・「1年より先，一番年下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」が52.8%と最も多く，次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」となっている。
- ・就労を希望する子どもの年齢では，「3歳まで」が45.6%と最も多く，次いで「6歳まで」となっている。
- ・「すぐにでも，もしくは1年以内に就労したい」と回答した人（22.1%）のうち，「パートタイム，アルバイト等（「フルタイム」以外）が78.4%，「フルタイム（1週間5日程度，1日8時間程度の就労）」が21.6%となっている。



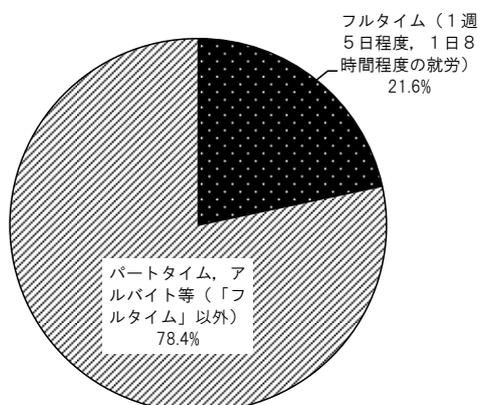
【「1年より先に就労したい」と回答した人】

■ 就労を希望する一番下の子の年齢 (N=239)



【「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人】

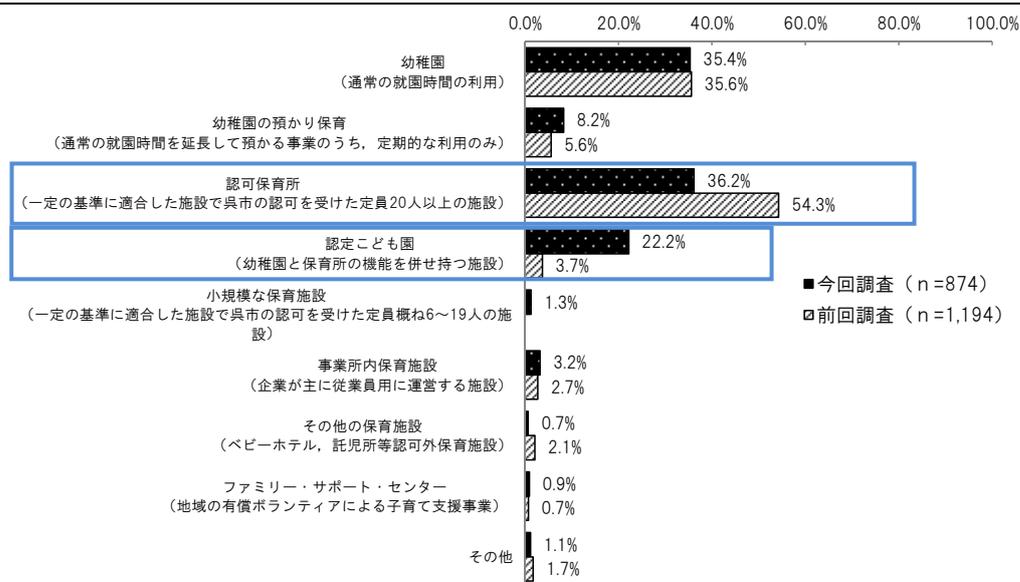
■ 1年以内に就労を希望する就労形態 (N=97)



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

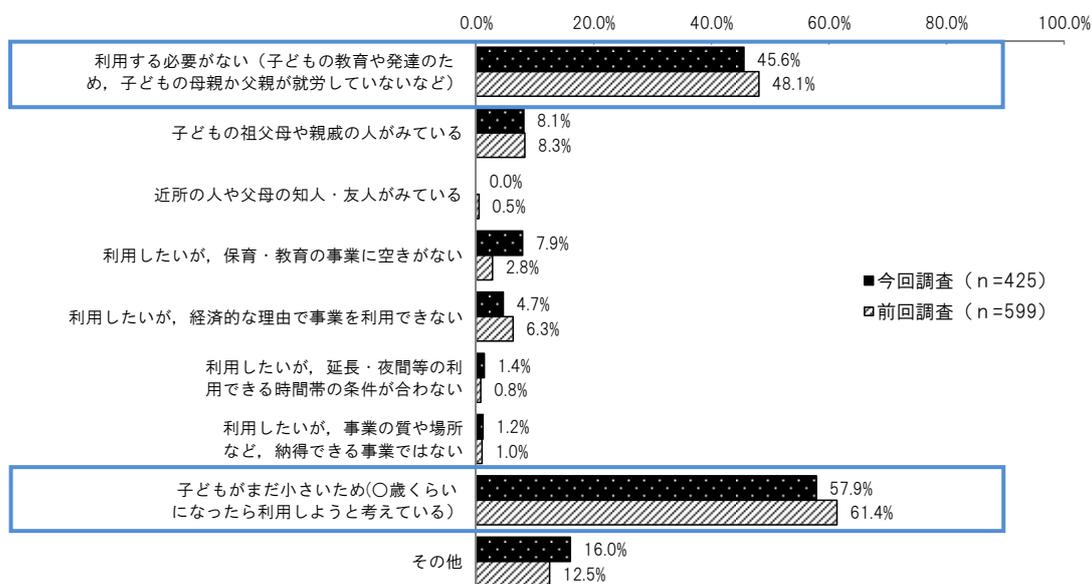
問 平日の教育・保育事業の利用について

・「認可保育所」が36.2%と最も多く、次いで「幼稚園」となっている。
 ・前回調査と比較すると、「認可保育所」が54.3%から36.2%へと減少し、「認定こども園」が3.7%から22.2%へと増加している。



問 平日の教育保育事業を利用していない理由について

・「子どもがまだ小さいため」と回答した人が57.9%と最も多いが、「利用する必要がない(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなど)」と回答した人も多くなっている。



問 今後、「定期的に」利用したいと考える平日の教育・保育事業について

・第1希望は、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」が多くなっている。

No.	項目	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望	第8希望
1	幼稚園	457	156	126	93	44	10	10	4
2	幼稚園の預かり保育	33	295	131	107	62	37	11	6
3	認可保育所	411	206	163	109	21	3	2	3
4	認定こども園	294	279	229	95	19	6	1	0
5	小規模な保育施設	17	79	114	103	112	45	5	3
6	家庭的保育	1	13	11	20	29	52	54	24
7	事業所内保育施設	36	38	53	40	52	64	30	14
8	その他の保育施設	1	1	10	13	9	20	24	48
9	居宅訪問型保育	2	5	6	8	16	12	29	37
10	ファミリーサポートセンター	6	12	23	26	23	27	40	42
11	その他	2	5	4	0	1	0	0	1
	有効回答数	1,260	1,089	870	614	388	276	206	182

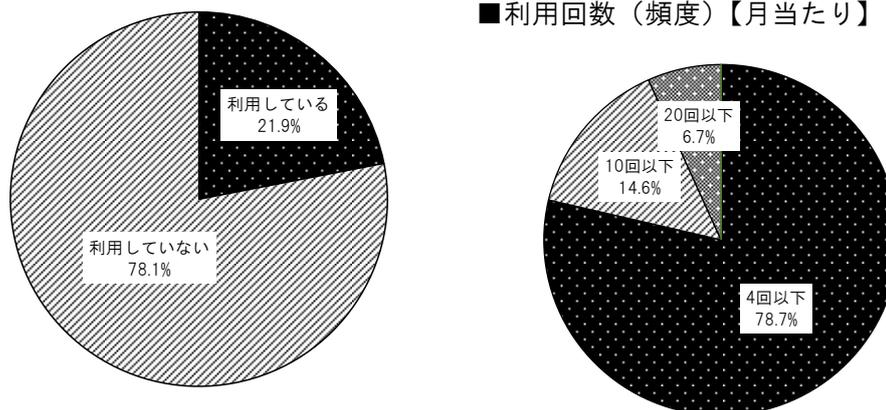
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

問 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり，相談や情報提供を受けたりする場である「つどいの広場」「子育て支援センター」等）の利用について

- ・「利用している」が21.9%，「利用していない」が78.1%となっている。
- ・利用回数（月当たり）は，「4回以下」が78.7%と最も多くなっている。

【「利用している」と回答した人】

■ 利用回数（頻度）【月当たり】（N=253）



※週あたり回数を月あたり回数に換算して、「回/週」で答えた人と「回/月」で答えた人を合算しています。

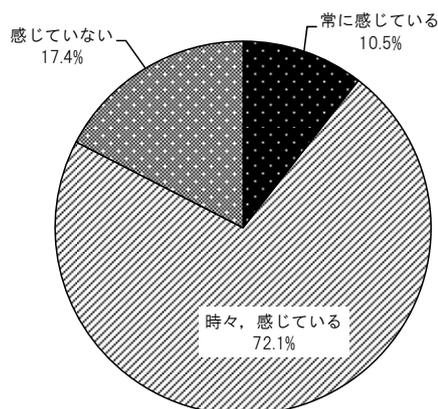
問 下記の事業の認知度及び利用状況等について

※「はい」を回答した人の割合

No.	項目	知っている	利用したことがある	今後利用したい
1	保健センター等で実施している育児教室・育児相談	93.1%	51.3%	54.0%
2	保健センターの情報・相談事業	79.9%	26.3%	45.7%
3	子育て支援センター （子育てに関する相談，子育て情報の提供）	93.7%	50.7%	56.0%
4	子育てサロン・子育てサークル等の交流事業	76.1%	28.5%	36.7%
5	婦人相談・家庭児童相談・児童療育相談 （離婚，いじめ，DV，子どもの発達など）	76.9%	7.0%	28.3%
6	ショートステイ，トワイライトステイ （児童養護施設等で休日，夜間，子どもを預けられる事業）	32.7%	1.0%	17.3%
7	病児・病後児保育事業	67.2%	12.2%	47.5%
8	くれ子育てねっと・くれバステル （子育てに関する情報発信ウェブサイト）	63.7%	30.7%	49.7%

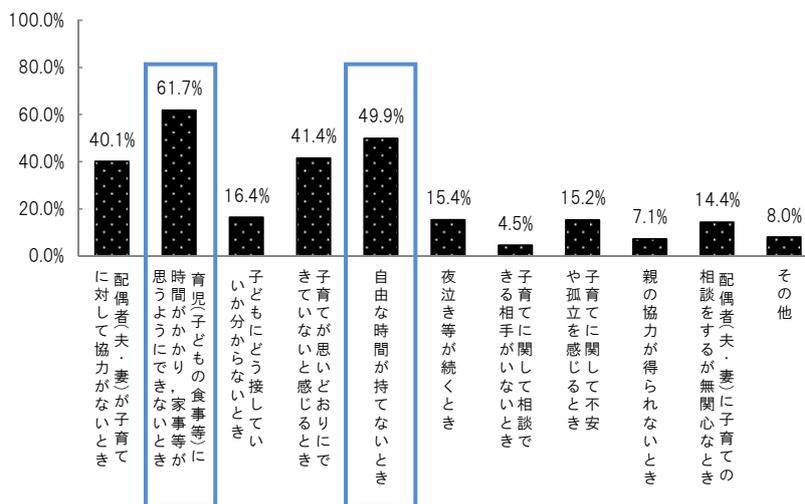
問 子育て中のストレスについて (N=1, 294)

- ・「常を感じている」、「時々、感じている」を合わせた82.6%がストレスを感じていると回答している。
- ・ストレスを「常を感じている」、「時々、感じている」と回答した人について、「育児(子どもの食事等)に時間がかかり、家事等が思うようにできないとき」が61.7%と最も多く、次いで「自由な時間が持てないとき」となっている。



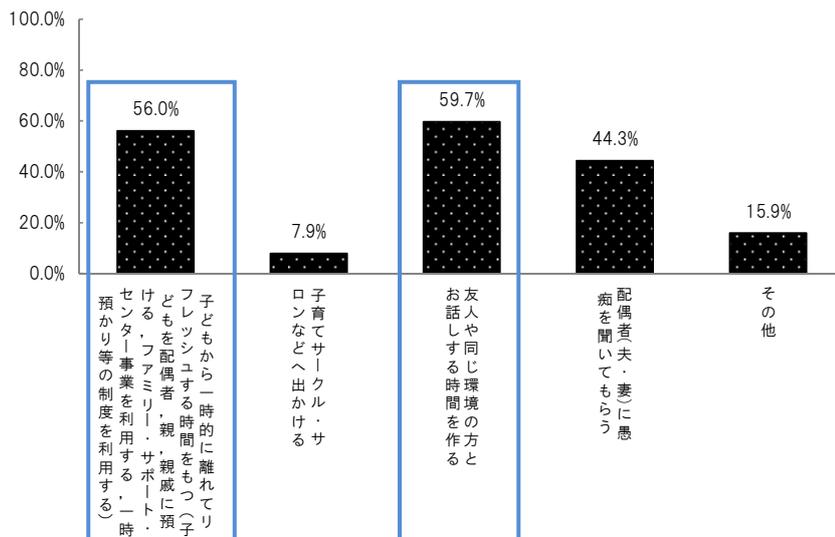
【「常を感じている」、「時々、感じている」と回答した人】

■ストレスを感じる状況について (N=1, 064)



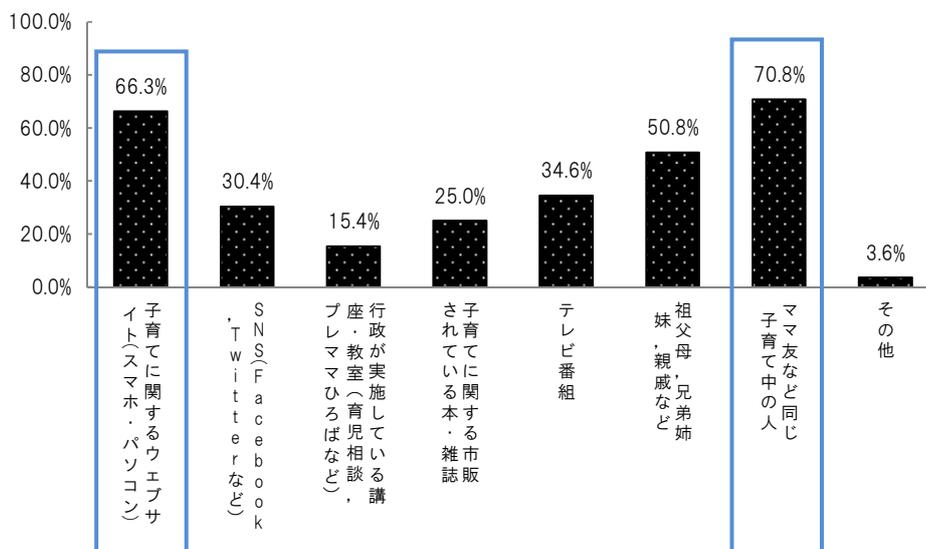
■ストレスの解消法について (N=1, 044)

・ストレスの解消法としては、「友人や同じ環境の方とお話する時間を作る」が59.7%と最も多く、次いで「子どもから一時的に離れてリフレッシュする時間をもつ（子どもを配偶者、親、親戚に預ける、ファミリー・サポート・センター事業を利用する、一時預かり等の制度を利用する）」となっている。



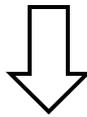
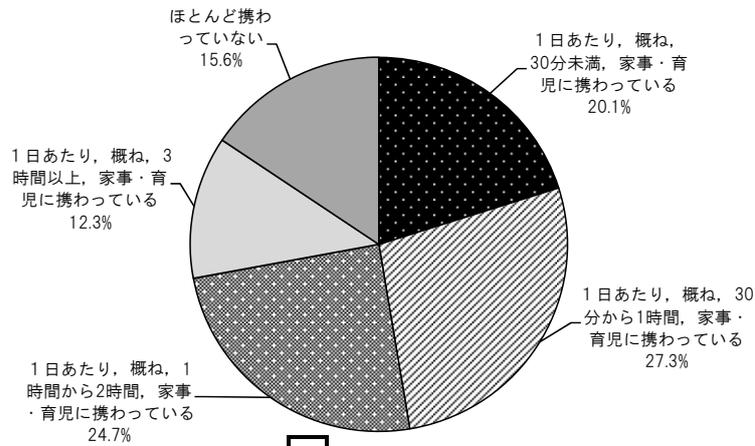
問 子育てに関する情報の入手法について (N=1, 280)

・「ママ友など同じ子育て中の人」が70.8%と最も多く、次いで「子育てに関するウェブサイト（スマホ・パソコン）」となっている。

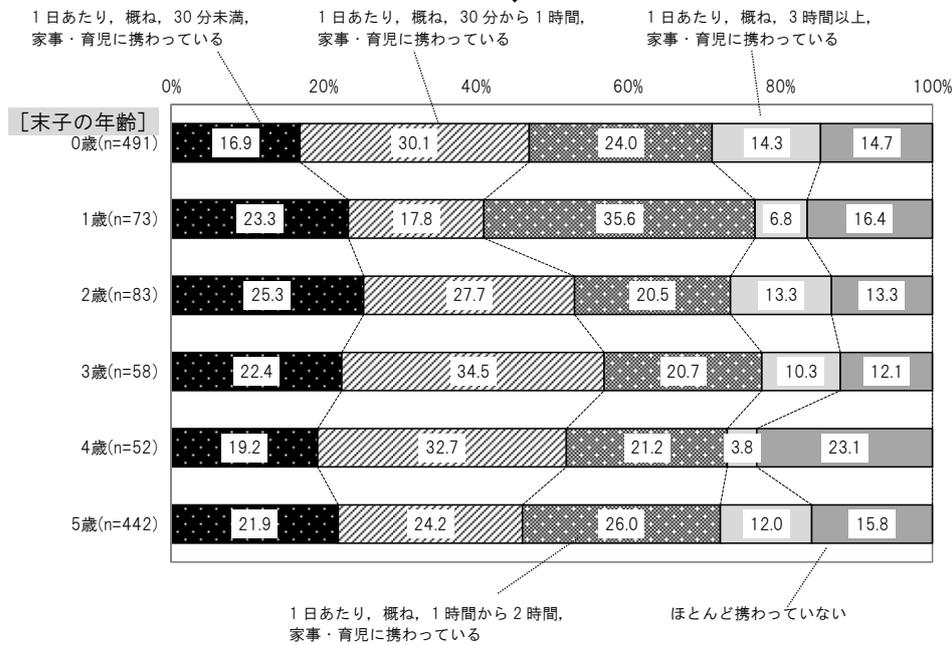


問 父親の平日における家事・育児に関わる時間について(週平均)(N=1,218)

- ・「1日あたり、概ね、30分から1時間、家事・育児に携わっている」が27.3%と最も多く、次いで「1日あたり、概ね、1時間から2時間、家事・育児に携わっている」となっている。
- ・末子の年齢が2～3歳で1日あたりの家事・育児に携わる時間「1時間未満」が最も多くなっている。

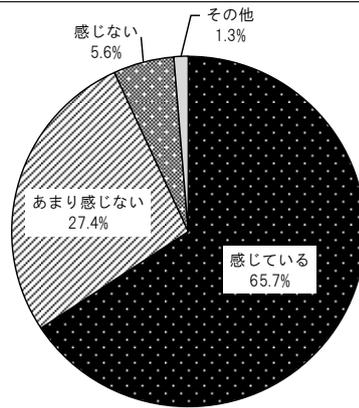


【末子の年齢別】

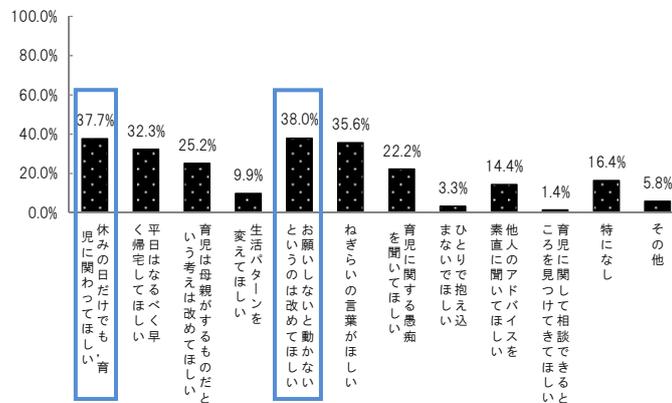


問 子育てに関して、夫婦で分かち合っている実感について (N=1, 222)

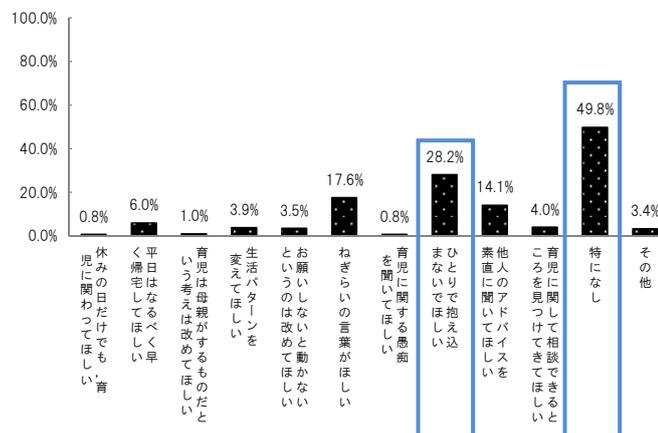
- ・「感じている」が65.7%、「あまり感じない」が27.4%となっている。
- ・母親から父親への期待では、「お願いしないと動かないというのは改めてほしい」が38.0%と最も多く、次いで「休みの日だけでも、育児に関わってほしい」となっている。
- ・父親から母親への期待では、「特になし」が49.8%と最も多く、次いで「ひとりで抱え込まないでほしい」となっている。



■子育てに関して母親から父親への期待について (N=1, 218)

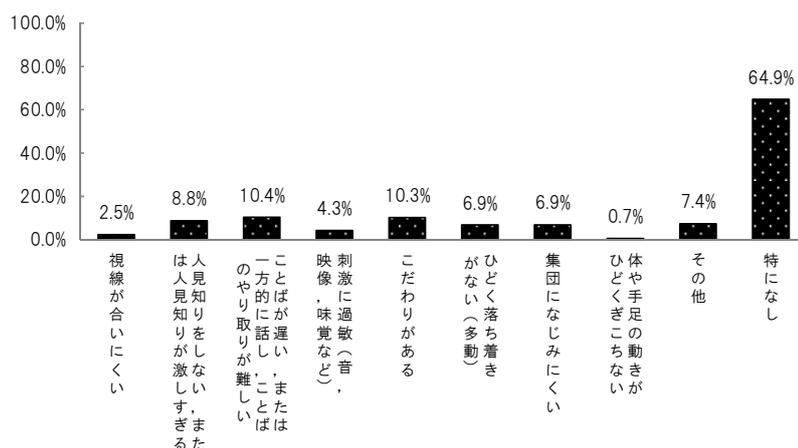


■子育てに関して父親から母親への期待について (N=596)



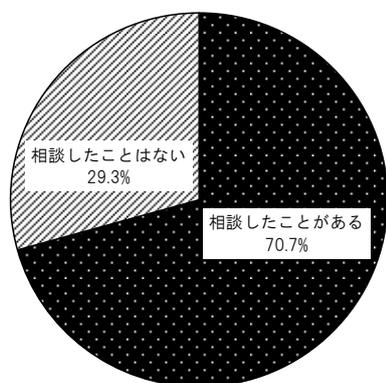
問 子どもが成長する中で、次のような状態を心配したり、他の人に指摘されたことについて (N=1, 224)

・「特になし」が64.9%と最も多く、次いで「ことばが遅い、または一方的に話し、ことばのやり取りが難しい」となっている。



【「視線が合いにくい」～「その他」と回答した人】

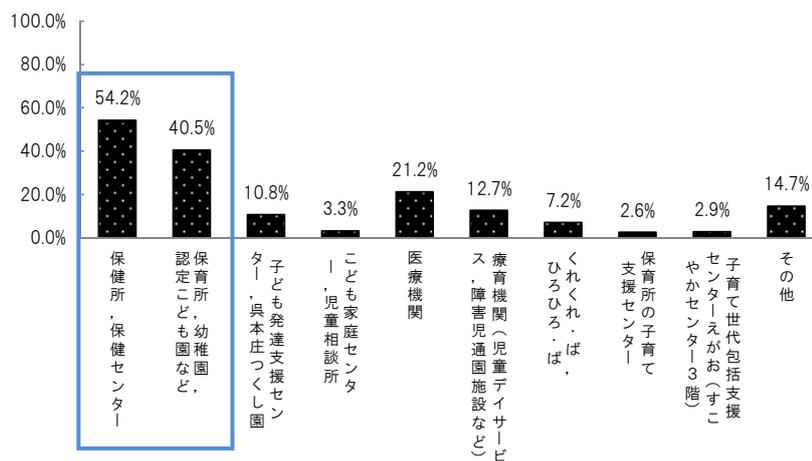
■相談の有無について (N=463)



【「相談したことがある」と回答した人】

■相談したことがある場合、相談先について (N=305)

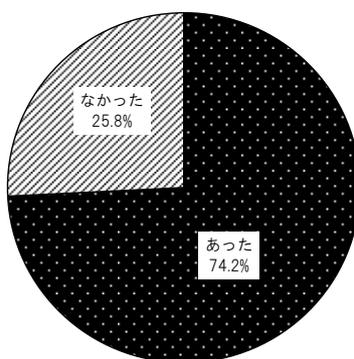
・「保健所，保健センター」が54.2%と最も多く、次いで「保育所，幼稚園，認定こども園など」となっている。



(5) 病気の際の対応について【平日の教育・保育事業を利用と回答した人】

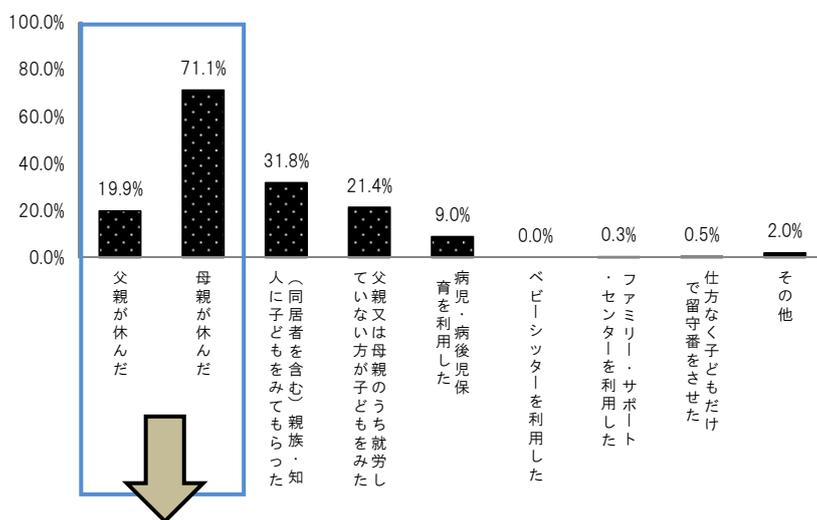
問 この1年間に、病気やケガでいつも通っている幼稚園や保育所などが利用できなかったことについて (N=842)

- ・「あった」が74.2%、「なかった」が25.8%となっている。
- ・その対処法としては、「母親が休んだ」が71.1%と最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」となっている。
- ・(「父親が休んだ」, 「母親が休んだ」と回答した人)「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が31.7%、「利用したいとは思わない」が68.3%となっている。



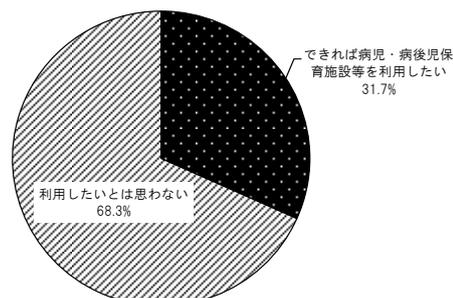
【「あった」と回答した人】

問 この1年間の対処方法について (N=603)



【「父親が休んだ」, 「母親が休んだ」と回答した人】

問 病児・病後児のための保育施設等の利用について (N=505)

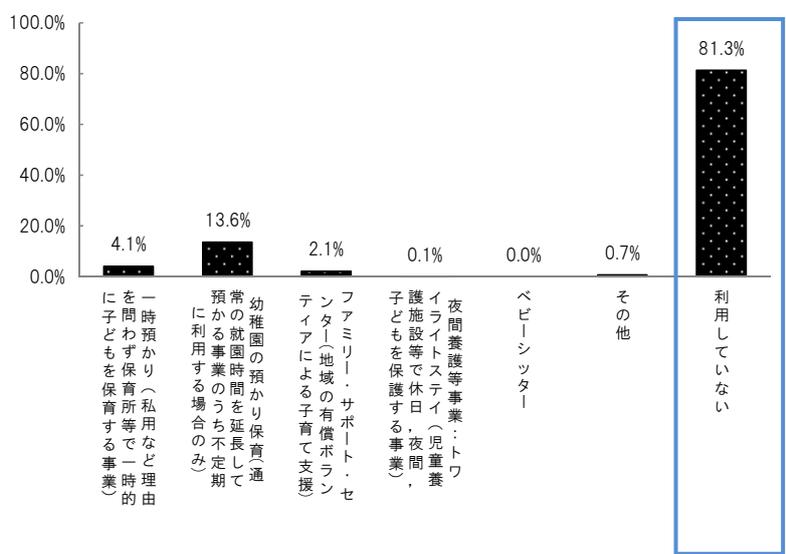


(6) 不定期的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時的な預かり等の利用について

問 日中の定期的な保育や病気以外に、私用(冠婚葬祭, リフレッシュ等), 親の通院, 不定期的な就労目的で, 不定期に利用している事業について (N=838)

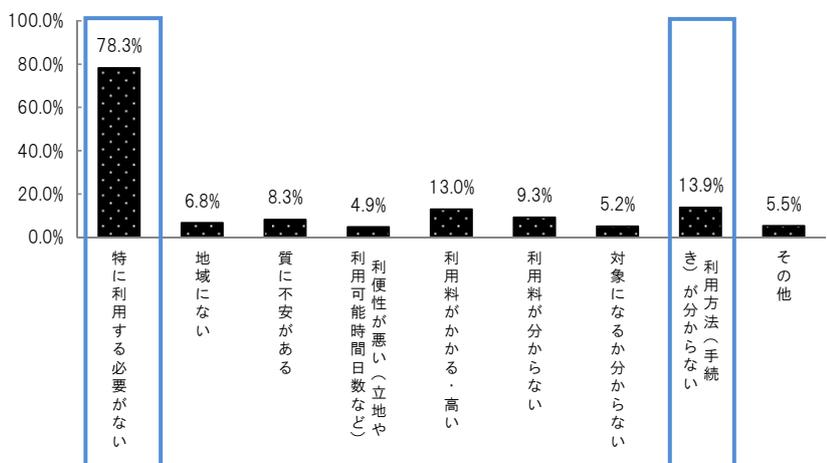
・「利用していない」が81.3%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)」となっている。

・「利用していない」理由としては、「特に利用する必要がない」が78.3%と最も多く、次いで「利用方法(手続き)が分からない」となっている。



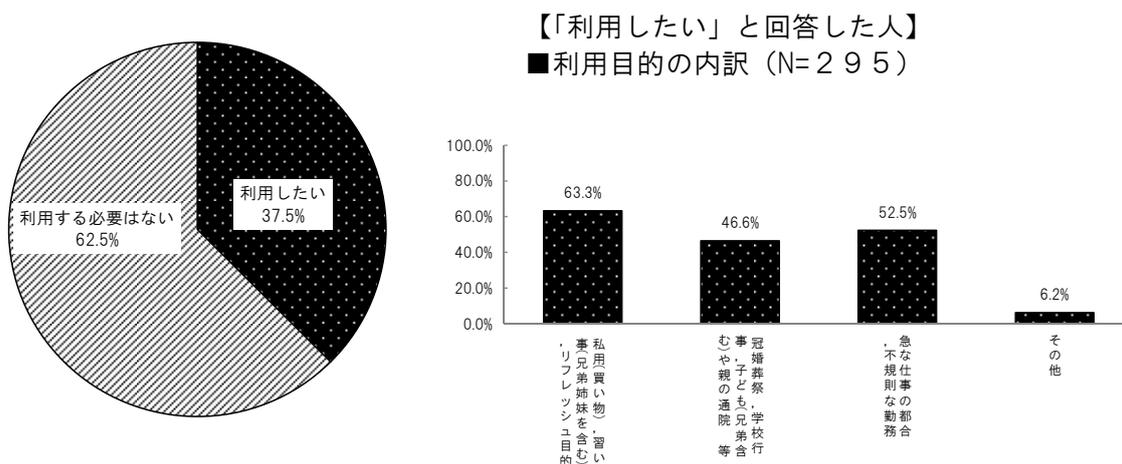
【「利用していない」と回答した人】

問 現在, 利用していない理由について (N=676)



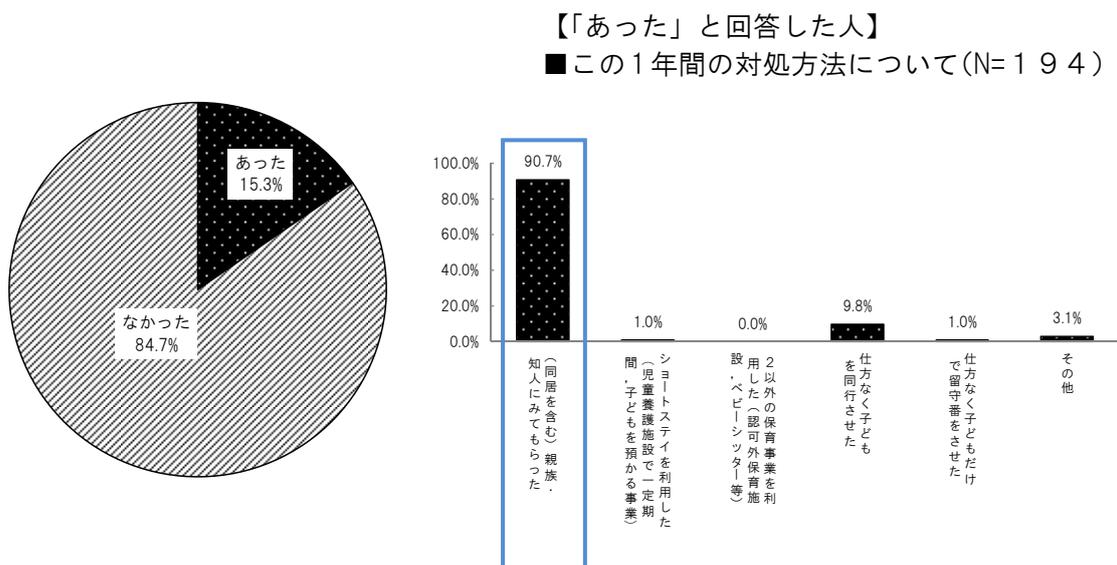
問 不定期的な教育・保育事業の利用希望について (N=813)

- ・「利用したい」が37.5%、「利用する必要はない」が62.5%となっている。
- ・利用目的の内訳では、「私用(買い物), 習い事(兄弟姉妹を含む), リフレッシュ目的」が63.3%と最も多く、次いで「急な仕事の都合, 不規則な勤務」となっている。



問 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭, 保護者・家族の病気等)で、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことについて (N=1,265)

- ・「あった」が15.3%、「なかった」が84.7%となっている。
- ・その内訳では、「(同居を含む)親族・知人にみてもらった」が90.7%で多い。



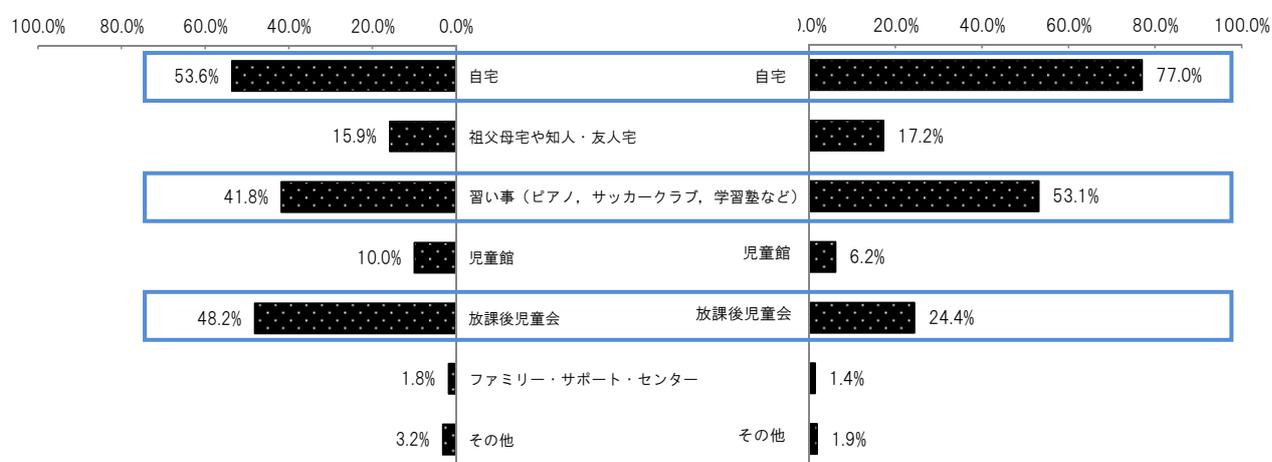
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

問 放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方について

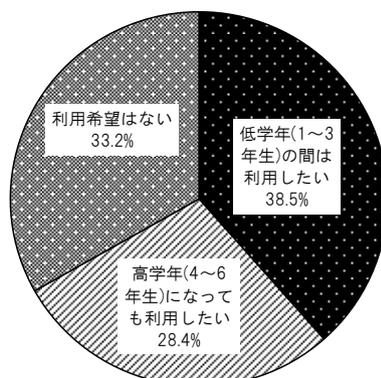
- ・低学年，高学年ともに「自宅」，「習い事（ピアノ，サッカークラブ，学習塾など）」，「放課後児童会」が多くなっています。
- ・（夏休み・冬休みの長期の休暇期間中の放課後児童会の利用について）「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が38.5%と最も多く，次いで「利用希望はない」となっています。

【低学年（1～3年生）(N=220)】

【高学年（4～6年生）(N=209)】



問 夏休み・冬休みの長期の休暇期間中の放課後児童会の利用希望について
(N=208)

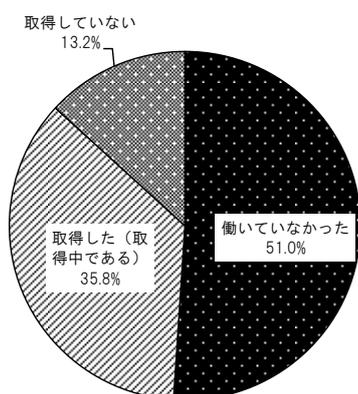


(8) 育児休業制度の利用について

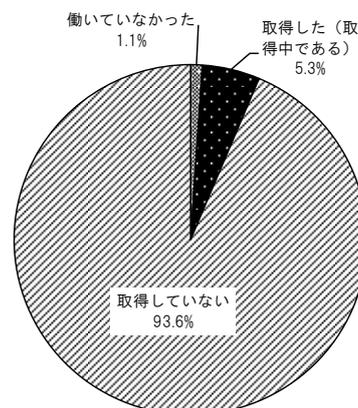
問 子どもが生まれたとき、父母のいずれかもしくは双方の育児休業制度の利用について

- ・育児休業の利用では、母親は「働いていなかった」が51.0%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」となっています。一方、父親は、「取得していない」が93.6%となっています。
- ・取得しなかった理由では、母親は「子育てや家事に専念するため退職したから」が46.1%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）から」となっています。父親は「配偶者が働いていないとか、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかったから」が36.5%で最も多く、次いで「仕事が忙しかったから」が34.0%となっています。また、前回最も多かった「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」は48.3%から29.3%に大きく減少しています。

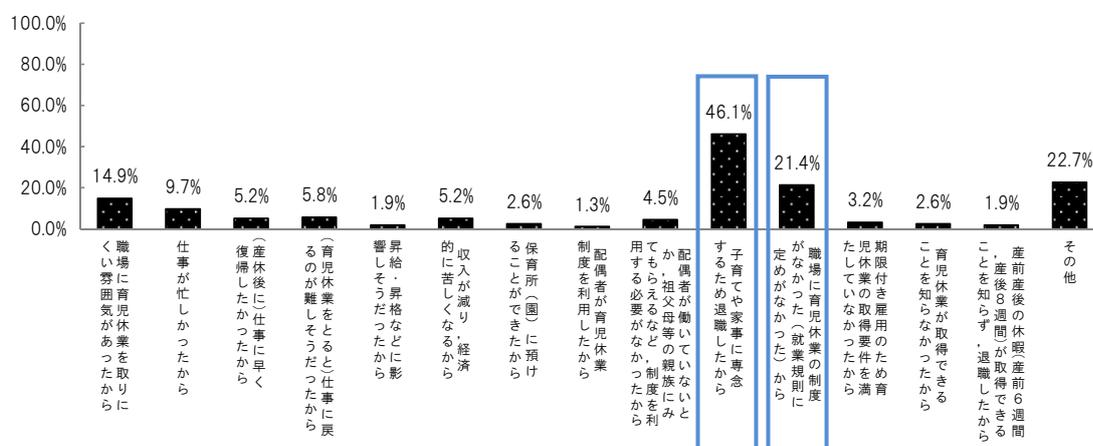
【母親 (N=1, 266)】



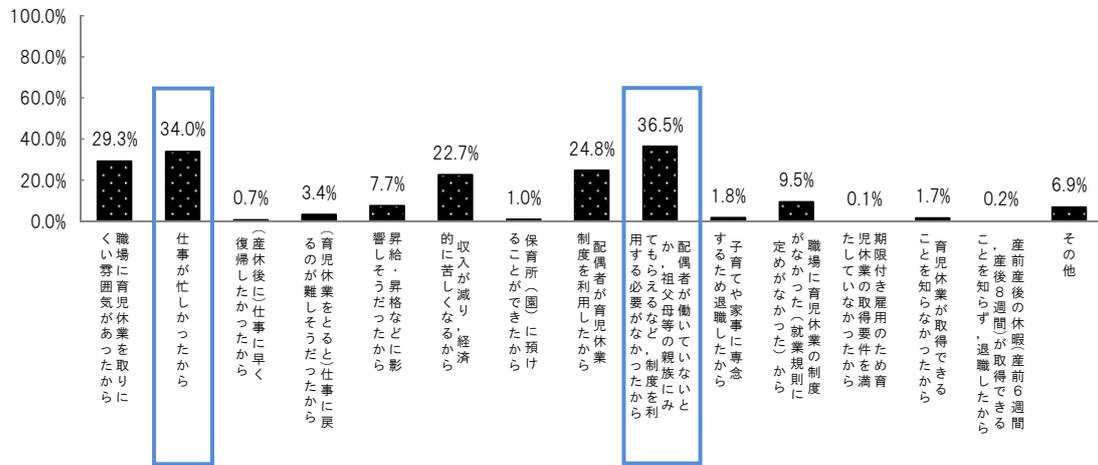
【父親 (N=1, 023)】



(取得しなかった理由) 【母親 (n=154)】



(取得しなかった理由)【父親 (n=823)】



5 第1期呉市子ども・子育て支援事業計画の取組評価と課題

(1) 取組の評価・課題

第1期呉市子ども・子育て支援事業計画の施策体系に沿って、次のとおり取組における評価・課題の取りまとめを行いました。

①基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育ての支援に努めました。

施策	ニーズ調査、意見交換からの評価・課題	現状と課題
1 地域における子育て支援の充実	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に子育てを支援する人がいる割合は71.7%となっており、前回調査より9%程度低下しています。 子育てサロン・子育てサークル等の交流事業の認知状況は62.6%から76.1%、利用状況は16.8%から28.5%、今後の利用意向は28.8%から36.7%へと前回より増加していますが、くれ子育てねっと・くれパステルの認知状況は79.5%から63.7%、利用状況は41.5%から30.7%、今後の利用意向は63.3%から49.7%へと前回より大幅に低下しています。 地域子育て拠点支援事業の利用状況は21.9%で前回とほぼ同程度ですが、利用していない人の今後の利用意向については、「利用していないが、今後は利用したい」と回答した人の割合は19.6%から16.4%へとやや低下しています。 放課後児童会の受入れ対象は全学年に拡大していますが、利用希望の割合は前回調査よりも低学年で58.1%から48.2%、高学年で35.7%から24.4%へと低下しており、逆に放課後の過ごし方として自宅の割合が低学年で42.6%から53.6%、高学年で70.3%から77.0%へと増加しています。 <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後うつや身近なサポートがない人に、必要な支援や相談が受けられるようにする必要があります。 ファミリー・サポート・センターの制度を理解していない人が多いため、利用者の声を共有できるようにする等利用状況を広く周知することが必要だと思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査では、日頃から支援を受けられる家庭は35%程度にとどまっていることから、核家族化の一層の進展と子育てに対する親の負担感の増大が伺える結果となっています。また、配偶者がいないと回答したひとり親家庭の割合が2.6%から4.6%へとやや増加しており、これらの子育て家庭への支援の強化が必要となっています。 産業構造の特性から、市外からの転入や父親が長期不在となる家庭が多く、母親が育児で孤立しやすい状況があり、育児サークルや子育て支援団体等の子育て当事者が中心となった子育て支援ネットワークや、居宅・施設における子育て支援サービスの利用は増えてきているものの更なる充実が必要となっています。 呉市すこやか子育て支援センター「くれくれ・ば」、「ひろひろ・ば」や、保育所や認定こども園などで実施している地域子育て支援拠点事業の利用状況は21.9%で前回とほぼ同程度ですが、利用していない人の今後の利用意向である「利用していないが、今後は利用したい」と回答した割合は19.6%から16.4%へとやや低下しています。また、事業の主な利用対象である0歳から2歳の未就学児を持つ保護者については「利用している」と回答した割合が高く、事業の必要性の高さが伺える結果となっています。

施策	ニーズ調査、意見交換からの評価・課題	現状と課題
1 地域における子育て支援の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業の利用会員の登録は年々増加していますが、提供会員の登録が伸び悩んでいるため、利用件数は頭打ちとなっています。引き続き、提供会員の安定的な確保と事業の更なる周知が求められています。 ・市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、ニーズ結果によると、放課後における過ごし方の中で放課後児童会は、小学校低学年では48.2%で自宅に次いで高く、高学年でも24.4%と自宅、習い事に次いで3番目になっており、高学年でもある程度の需要があることが伺えます。中央地区や広地区などでは今後も放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設や人材確保などの整備が引き続き求められています。
2 教育・保育サービスの充実	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母ともに働いている割合が53.2%と前回調査よりやや低下していますが、引き続き子育て支援に対するニーズは高いとされます。 ・無償化に当たり、教育・保育事業の利用希望は多くなっていますが、小規模な保育施設や家庭的保育、居宅訪問型保育等の利用希望については大きな変化は見られません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査によると、共働き家庭の増加の影響により幼稚園や保育所、認定こども園等認可施設の利用ニーズが高くなっています。また、幼稚園の預かり保育や事業所内保育施設のほか、病児・病後児保育施設等の利用に対する高い潜在ニーズも伺うことができます。無償化の実施にあたり、保育事業の利用希望も見込まれるため、引き続き安定した量の確保と、質の高いサービスの提供が求められています。 ・市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、中央地区や広地区などでは今後も教育・保育施設の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設の整備や教育・保育人材確保が求められています。 ・共働き家庭の増加に伴う、就業構造の変化や就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育環境の維持・確保を図るとともに、子育てにかかる負担の軽減や緊急時の迅速な対応など弾力的できめ細かな保育サービスの提供が必要です。

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
3 子育て支援のネットワークづくり	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て情報を入手する手段として「ウェブサイト」と回答した保護者は、「ママ友等」に次いで 66.3%と高い割合となっています。 <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てをしやすい環境づくりは、行政だけでなく、母親たち本人も動くという意識が必要です。 父親同士でも子育てについて話し合える、「パパ友サークル」があると良いと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査によると、子育てサロン、サークル等の交流事業の認知度は約 76%と高いものの、「利用したことがある」「今後利用したい」と回答した保護者はそれぞれ 28.5%、36.7%となっており、今後の利用意向の向上にむけた取組の検討が必要です。 呉市すこやか子育て協会と連携して子育てサークルなどの活動支援を行っているが、近年はサークル数がほぼ横ばいとなっているため、今後の活動の活性化に向けて継続した支援を実施していくことが必要です。
4 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童会の受入れ対象は全学年に拡大していますが、利用希望の割合は前回調査よりも低学年で 58.1%から 48.2%、高学年で 35.7%から 24.4%へと低下しており、逆に放課後の過ごし方として自宅の割合が低学年で 42.6%から 53.6%、高学年で 70.3%から 77.0%へと増加しているため、放課後ひとりで過ごしている子どもも多く、地域の大人たちとの交流の場も必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査によると、子どもの遊び場について、「体を動かして遊ばせられる場所をもっと作ってほしい」「子どもを遊ばせることができる屋内施設を充実してほしい」「祝日・日曜などで気軽に遊ばせることができる場所があればいい」など、遊び場の充実を求める意見が多くなっています。 児童館は、誰でも自由に利用できる施設として、地域の子どもたちに健全な遊びを教える場としての役割を果たしていますが、利用者数が減少しており、今後の運営方針について検討が必要です。 公設・公営放課後児童会は、保護者が就労等により、昼間家庭に居ない小学生の児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用し適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業として 35 か所で開催しています。 保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、体験学習や相談事業等の交流事業を実施しています。 平成 29 年 7 月に実施した「呉市子どもの生活に関する実態調査」の結果分析から、放課後を一人で過ごす子どもや、大人の関わりが少ない子どもの自己肯定感や学力が低い傾向にあることが分かっています。

②基本目標2：親と子の心と体の健康づくり

親子の健康が確保されるように、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進しました。

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
1 子どもや母親の健康の確保	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健センター等で実施している育児教室・育児相談の利用は46.3%から51.3%、子育て支援センター（子育てに関する相談、子育て情報の提供）の利用は33.1%から50.7%に、前回調査より増加しています。 子育て中のストレスでは、前回調査より「時々、感じている」の割合は80.1%から72.1%へ減少していますが、「常に感じている」の割合は7.3%から10.5%へ増加しており、強い度合いでストレスを抱えている人の割合が増えておりこれらの人への支援が必要となっています。 <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てで母親の役割は多いので、父親も子育てに対する意識を変えて、育児を楽しむように参加できると良いと思われれます。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産期を健やかに過ごし、安心して育児に取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供を始め、疾病の予防や早期発見・対応に取り組んでいます。 新生児家庭訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）については、保健師と民生委員児童委員が連携して出産後早期に訪問することにより、産後の育児不安の解消や地域とのつながりを図るよう取り組んでいます。 乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等により対象者全員の把握に努めております。 核家族化が進行し、地縁や血縁に頼ることが難しくなったことに加え、地域コミュニティとのつながりが希薄化している現在、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安が軽減されるよう、必要な情報を届け、相談につながる機会を増やすなど、切れ目のない支援が必要です。 「妊婦・育児教室、相談」、「子どものこころの健康づくりと相談」は毎年一定数の参加者数、相談件数があり、ライフステージに応じた子育てに関する不安や悩みの軽減を図っています。
2 「食育」の推進		<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月に策定した「第3次健康くれ21」に沿って、市民と行政がそれぞれの立場から、「食」について考え、食育に計画的に取り組んでいます。 アンケート調査（「第3次健康くれ21」参照）によると、毎日朝食を食べる年長児は95.6%、小学校6年生は91.5%となっていますが、栄養バランスと量を考えている人の割合は33.2%となっています。

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
2 「食育」の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・「朝ごはん食べよう運動」や子どもの食育教室の実施により、朝食の重要性については、ある程度の理解が進んでいると考えられますが、「どう食するのか(量やバランス,誰と食するか等)」についての啓発も引き続き行っていく必要があります。
3 思春期保健対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・思春期における性行動の低年齢化に伴う人工妊娠中絶や性感染症の増加を防ぐため、学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用等が身体に与える悪影響についての基礎知識の普及を図っています。 ・高校生を対象とした赤ちゃん触れ合い講座や禁煙予防教室等を開催し、各事業とも毎回多くの参加者があり、思春期における適切な知識の啓発が図られています。 ・児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して、生命の尊さや、父性・母性観を養えるよう、思春期触れ合い体験学習を実施し、思春期における保健対策の充実を図っています。 ・学校、保健所及び地域が連携し、地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。
4 小児医療の充実	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児のための保育施設等の利用は、利用希望が前回調査の23.9%から31.7%となっており、利用希望が増加しています。 <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児の対応も検討してもらいたいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応しています。 小児救急病院を利用する新生児・乳幼児の患者数は横ばいですが、小児科医師数は減少しており、医師への負担も大きくなっています。そのため、病気の早期発見・早期治療を促し、普段からかかりつけ医に受診してもらうよう、引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。 ・0歳児から小学6年生までの入院・通院と、中学3年生までの入院に係る医療費の自己負担について助成しています。

③基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育・遊び・暮らしの中で伸ばすことができるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら様々な事業の展開を図りました。

施策	ニーズ調査，意見交換からの評価・課題	現状と課題
1 次代の親の育成	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 兄弟の人数は一人（本人のみ）が38.8%と、前回調査と同様に一人っ子の割合が4割程度を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査では、兄弟の人数は一人（本人のみ）が前回調査と同様に4割程度を占めています。 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが低年齢の弟妹の世話をしたり、年齢の違う近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童と触れ合う機会が減少しています。 これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるよう、乳幼児との触れ合いや交流機会の充実を図っています。
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人口減少が著しい地域を中心に、学校の適正規模の整備に向けた統廃合を進めています。 全国的な少子化の進展により、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が低下してきている中で、学校の役割として児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、子どもたちに切磋琢磨する機会を増やしていくことにより、社会性や規範意識、確かな学力を身に着けさせていく必要があります。 子どもたちが、人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決するための学力等の「生きる力」を身に着けられるよう、学校教育環境の充実を図っていく必要があります。 引き続き、学校できめ細かな指導や個に応じた学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境で小学校と連携した幼児教育の充実を努めていく必要があります。

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
3 家庭や地域の教育力の向上	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後の過ごし方で、「習い事」と回答した人の割合は、前回調査と比べて高学年で 56.0%から 53.1%と減少していますが、低学年では 34.2%から 41.8%と大幅に増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化の進展に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとの触れ合いを通じて父性・母性観を育てるといった機会の減少をもたらすおそれがあり、地域においても子どもと触れ合う機会が減少しているなど、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。このため、良好な親子関係づくりに効果的なプログラムを活用し、家庭教育の充実を図っていますが、年々派遣回数が増加しているため、対応できる人材の確保が課題となっています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を今後も引き続き推進していく必要があります。 ・スポーツ少年団については、各種スポーツ活動及び大会を行い、青少年の健全育成、地域づくりなどに貢献していますが、少子化による団員の減少が課題となっています。
4 青少年の健全育成及び非行等への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成のために、呉市青少年指導センターによる教育相談、スクールカウンセラーの配置、適応指導教室「つばき学級」の設置、メンタルフレンドの派遣、生徒指導員等により生徒指導上の諸課題等への対応を図っており、一定の成果を得ていますが、各事業の実施に当たり現場との連携が不十分など個々のケースへの対応には限界があり、今後はより子どもに寄り添った対応が求められています。

④基本目標4：子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の整備

事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進しました。

また、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援しました。

施策	ニーズ調査，意見交換からの評価・課題	現状と課題
1 子どもの安全の確保	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者等）からのサポートを期待するものとして、「不審者など心配なので、見廻りや子どもの安全の確保などができれば安心」「通学路や遊び場での見守りや声掛けが必要」などの意見があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査では、子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者等）からのサポートを期待するものとして、「不審者など心配なので、見廻りや子どもの安全の確保などができれば安心」「通学路や遊び場での見守りや声掛けが必要」などの意見があり、本市では、地域コミュニティの形成や地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図り、子どもを守るための取組を実施していくことで、子どもの安全確保に努めています。 ・「呉子ども110番の家」については協力店舗や家庭等が減少してきているため、今後は協力店舗や家庭等を増やすとともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。 ・呉市児童虐待防止ネットワークなど、関係機関の連携により支援が必要な子どもや家族への対応に努めています。
2 安心して外出できる環境の整備	<p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設、買い物施設、医療施設等がある程度集約されていると、子育て支援世代にとって利便性が高まり、子育てしやすいまちと言えるため、利用動線をついにまとめる等の工夫も必要ではないかと思われます。 ・子どもが安心して遊べる公園や屋内施設が必要であるが、公園に遊具が少なくなっているため、安全な遊具を増やす検討をお願いしたいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査によると、公園や遊び場、道路等の整備に関する意見が多く挙げられており、意見交換会においても、子どもが安心して遊べる公園や遊具が必要との声がありました。 ・地域が子どもや子育て家庭に配慮された優しい環境であることは、子どもを健やかに育てるための重要な要素の一つであり、親子が安心・安全に外出でき、利用しやすい施設を整備していくことで、子どもがのびのびと活動できる環境づくりに努めていくことが引き続き必要です。

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
2 安心して外出できる環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の視覚障害者誘導ブロックの設置, 舗装の改良等により歩行者の安全向上を図っていますが, 更なるバリアフリー化の推進に努めていきます。 ・道路交通環境については, これまでに一定の改善がされていますが, カーブミラー等の設置が必要と思われる危険箇所がまだ残っており, 順次設置が必要です。・近年, 散歩中の園児が巻き込まれる痛ましい事故が相次いでおり, 安心して外出できる環境の整備は, 急務の課題となっています。 ・近年, 散歩中の園児が巻き込まれる痛ましい事故が相次いでおり, 安心して外出できる環境の整備は, 急務の課題となっています。
3 安全・安心なまちづくりの推進	<p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子連れで安心して乗れる電車, 安心して利用できる施設(トイレ等)がもっと必要と思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯(街灯)の設置や維持管理等, 防犯施設の整備に努めており, 自治会が管理する防犯灯の維持管理に対する助成を行い, 市民生活の安全・安心を確保しています。 ・街区公園数は平成30年3月末時点で312か所となっています。

⑤基本目標5：子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら子育てと仕事をする子育て家庭の支援に努めてきました。

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
<p>1 切れ目のない支援の充実 (出会い・結婚・出産・育児)</p>	<p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後うつや身近なサポートがない人に、必要な支援や相談が受けられるようにする必要があると思われる。 子育てをするには、親が「心身」ともに元気であることが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性、女性ともに各年代の未婚率が上昇傾向にあり少子化の主たる要因である未婚化・晩婚化が進んでいます。社会環境が大きく変化する中で、若者の価値観やライフスタイルが変化したことが主な要因とされていますが、結婚し子どもを生み育てたいと思う人の希望に沿った支援ができるよう、引き続き取組を充実させる必要があります。 意見交換会では、産後うつや身近なサポートがない人に対する支援や相談が必要との声がありました。引き続き、健康相談等の事業において、専門職による妊娠や不妊など女性特有の悩みに対する相談や支援の充実が必要です。
<p>2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し</p>	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 父親の平日における家事・育児に関わる時間について、前回調査より「1日当たり1時間未満」の割合が54.7%から47.4%へと短い時間の割合が減少している一方で、「ほとんど携わっていない」の割合が11.0%から15.6%へと増加しています。 子育てに関して、夫婦で分かち合っている実感について、「感じている」が前回調査より56.9%から65.7%へ増加し、「あまり感じない」が37.4%から27.4%へ減少しています。 <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> 父親の育児参加には、会社を休めるよう、行政からも父親の働き方をサポートすることが必要と思われる。 子育てにおいて母親の役割は多いため、父親も子育てに対する意識を変えて、育児を楽しむように参加できると良いと思われます。 父親同士でも子育てについて話し合える、「パパ友サークル」があると良いと思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査では、父親の平日における家事・育児に関わる時間について、「30分未満」と回答した割合が前回調査より減少している一方で、ほとんど携わっていない割合が11.1%から15.6%へと増加しています。男性が仕事を中心とした生活スタイルを見直し、家事や子育てなどに参加することで「家庭」と「仕事」のバランスを保てるようにすることが求められており、男女とも「仕事」以外の生活の充実を図ることが必要です。 意見交換会では、父親の育児参加には、会社を休めるよう、行政からも父親の働き方をサポートすることが必要ではないかとの声もありました。就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解促進が求められていますが、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて制度を有効に活用してもらうための普及・啓発とともに、制度を活用でき

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し		<p>る職場の雰囲気づくりのための支援が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉しごと相談館において若者の就労支援に努めていますが、引き続き、再就職のための支援を行い職場に定着してもらうよう図っていく必要があります。
3 子育てと仕事の両立の推進	<p>【ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度の利用では、前回調査に比べて母親が 40.7%から 35.8%へ、父親が 2.9%から 5.3%となっており、父親はやや増加しましたが、母親は減少しています。 ・母親が育児休業制度を取得しなかった理由として、「職場に育児休業の制度がなかった」と回答した人の割合が前回調査の 17.2%から 21.4%になっており、増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれたときの育児休業制度の利用状況は、母親の利用率が 35.8%であるのに対し、父親は 5.3%と依然低い状況が続いています。 ・母親の育休期間の希望としては、「2歳以上」が最も高く、44.7%を占めているものの、実際には「1歳以上1歳6か月未満」が最も高い 51.2%となっています。 ・母親で「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した人の中で、「今後、就労したい」と回答した人の割合は 74.9%と高く、就労形態としては「パートタイム、アルバイト等」と回答した人が 78.4%となっていますが、「フルタイム」を希望する人も前回に比べ約 10%増加しています。 ・母親が育児休業制度を取得しなかった理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」が 46.1%と半数近くにのぼっており、母親が就労継続を断念して出産・育児を優先するという状況が依然として続いていることが伺えます。また、「職場に育児休業の制度がなかった」割合が前回より増加しており、受け皿となる教育保育サービスの充実は引き続き進めていく必要がありますが、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に向け、更なる啓発が必要です。 ・働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり、働き方の見直しに加えて男性にも家庭での役割を分担する意識の啓発を図るとともに、子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。

施策	ニーズ調査, 意見交換からの評価・課題	現状と課題
4 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会進出が進んだことにより、夫婦共働き世帯が増加し、20歳代後半から60歳代前半にかけての年齢階層において女性就業率が上昇しています。また、夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回っており、働き方の構造が大きく変化しています。 ・講演会や映画の上映などを通して啓発活動に取り組んでいますが、参加者数が伸び悩んでいるため、家事・育児や地域活動へ男性の参加を高めるための効果的な手法の検討が必要となっています。

⑥基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

社会問題化している児童虐待の防止対策を始め、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など、支援が必要な子どもとその保護者を支えていくため、保健、福祉、医療などの関係機関の連携を強化し、取組を推進してきました。

施策	ニーズ調査、意見交換からの評価・課題	現状と課題
1 児童虐待防止対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため、発生予防から早期発見、発生時の迅速で的確な対応が求められています。 呉市においても児童虐待対応件数は年々急増しており、地域社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。問題が起きる前に適切な対応が施せるよう、子育て家庭の孤立化防止に向け、保健・医療・福祉等の分野の機関としっかりと連携体制を機能させることが重要です。
2 子どもの貧困対策（ひとり親家庭等）	<p>【アンケート調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶関係について、配偶者がいないと回答した人の割合は、前回調査と比べて 2.6%から 4.6%へとやや増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親の家庭がより豊かで充実した生活を営むことができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を実施していますが、引き続き支援を計画的に推進していく必要があります。
3 障害児施策の充実	<p>【アンケート調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの成長過程で心配な状態等で、「特になし」と回答した人の割合が前回調査の 72.9%から 64.9%に大きく減少し、このうち、「こだわりがある」が前回調査の 7.2%から 10.3%に、「言葉が遅い、または一方的に話し、言葉のやり取りが難しい」が前回調査の 7.3%から 10.4%へと特に割合が増加しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の現場などにおいて、発達障害のある子どもに対する指導及び支援が課題となっていることから、呉市障害者基本計画・呉市障害福祉計画・呉市障害児福祉計画との整合性を確保しながら、障害のある子どもにおける障害の重度・重複化や多様化に対応するとともに、子どもの特性に応じた療育・教育を充実していく必要があります。 ニーズ調査では、子どもの成長過程で心配な状態等として、「こだわりがある」、「言葉が遅い、または一方的に話し、言葉のやり取りが難しい」の項目で割合が増加しており、今後も支援が必要な子どもの増加が見込まれるため、子ども一人一人の多様な症状に応じた対応が必要になっています。 特別支援学級の在籍者数の増加に伴い、障害の重度・重複化や多様化が進んでいる傾向にあることから、子ども一人一人の状況に応じた適切な教育的支援を行うことが求められています。

(2) 呉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価

事業名(指標)	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末 目標値	達成率
1 保育所の入所定員	3,740人	3,590人	3,255人	3,076人	必要とされる定員数	100.0%
2 幼稚園の入園定員	4,327人	4,170人	3,885人	3,885人	必要とされる定員数	100.0%
3 一時預かり事業の実施 保育所数	13か所	13か所	13か所	12か所	18か所	66.6%
4 延長保育事業の実施 保育所数	32か所	34か所	33か所	34か所	33か所	103.0%
5 病児・病後児保育事業 の実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	4か所	50.0%
6 地域子育て支援拠点事 業の開催か所数	9か所	9か所	10か所	10か所	12か所	83.3%
7 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん 事業)の訪問実施率	95.2%	96.7%	93.8%	96.3%	100.0%	96.3%
8 妊婦・乳幼児健康診査 事業の3歳児健康診査 受診率	94.1%	97.2%	97.1%	95.5%	100.0%	95.5%
9 子育て家庭育児支援事 業(ショートステイ) の実施事業所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	100.0%
10 子育て家庭育児支援 事業(トワイライトス テイ)の実施事業所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	100.0%
11 ファミリー・サポー ト・センターの利用件 数	年間延べ 2,032件	年間延べ 2,257件	年間延べ 1,958件	年間延べ 1,773件	必要とされる 件数	100.0%
12 子育てヘルパー派遣 事業の利用(派遣)日 数	232日	255日	218日	297日	800日	37.1%
13 児童家庭相談事業に おける個別ケース検 討会議の対象児童数	92人	133人	134人	160人	108人	148.1%
14 放課後児童会の設置 か所数(学校区数)	35か所	33か所	34か所	34か所	必要とされる 学校区	100.0%
15 利用者支援事業の実 施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	100.0%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1期計画では、少子高齢化の進展に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、平成27年度から令和元年度までの5年間計画に沿った取組を推進してきました。

第2期計画では、子どもの貧困や児童虐待など、これまでの5年間で急速に顕在化してきた課題への早急な対応や、第1期計画期間を終えるに当たり、抽出された新たな課題、さらに継続した支援が必要な課題などについて、重点的に取り組んでいくとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を引き続き目指していきます。

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ

2 基本目標

第2期計画では、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくため、第1期計画の基本目標に加えて、子どもの貧困対策に係る基本目標を設定し、以下の視点から検討・推進を図ります。

基本目標1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援

- ◇ 安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実を図ります。
- ◇ 子どもがのびのびと育つ居場所づくりを推進します。
- ◇ 子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。
- ◇ 次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合うため、子育てネットワークの形成を推進します。
- ◇ 子どもや保護者が、保育所や幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設や一時預かり、放課後児童会などの支援事業の中から、適切なサービスを選択し、円滑に利用できるように利用者支援を行います。
- ◇ 必要な情報を求める子育て世帯に対して適切に情報を発信できるように子育て情報の発信力を強化します。

基本目標2 親と子の心と体の健康づくり

- ◇ 親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。
- ◇ 医療機関等との連携により、必要なときに適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保・充実に努めます。

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

- ◇ 子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしの中で伸ばさせることができるよう、家庭、学校、保育所、幼稚園及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

基本目標4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

- ◇ 事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。
- ◇ 子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

基本目標5 仕事と子育ての両立支援

- ◇ 育児休業などの各種法制度の普及・定着や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女が協働して家庭責任を担うことができる就労環境の整備に努めます。
- ◇ 子育てや地域活動、趣味の活動等「家庭」と「仕事」のバランスが取れた生き方の実現に向けた気運を醸成します。
- ◇ 若者が住み慣れた地域の中での将来設計を立てられるよう、企業・国・自治体が連携して、安定した雇用促進に向けた取組を推進します。

基本目標6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

- ◇ 虐待で苦しむ子どもたちを零にするための児童虐待防止対策の更なる強化に努めます。
- ◇ ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など、様々な状況にある支援が必要な子どもとその保護者の成長を支えていくため、保健、福祉、医療、教育などの関係機関の連携を強化し、効果的な取組を推進します。

基本目標7 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現

(子どもの貧困対策)

- ◇ 家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況にあえぐ子どもたちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労などの支援施策を推進し、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や目標に向かってチャレンジできるよう、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の充実に努めます。

3 施策の体系

第1期子ども・子育て支援事業計画の評価や課題，ニーズ調査結果及び国の方針等を踏まえ，子ども・子育て支援に関する施策を，以下の施策体系に基づき進めていきます。

基本理念	基本目標	重点施策
すくすく・のびのび・子育てが楽しいまちくれ	1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援	①地域における子育て支援の充実 ②教育・保育の受け入れ体制の充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもがのびのびと育つ居場所づくりの推進 ⑤子育て情報の発信力強化
	2 親と子の心と体の健康づくり	①子どもや母親の健康の確保 ②「食育」の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
	3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④青少年の健全育成及び非行等への対応
	4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備	①子どもの安全の確保 ②安心して外出できる環境の整備 ③安全・安心なまちづくりの推進
	5 仕事と子育ての両立支援	①切れ目のない支援の充実 ②ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し ③子育てと仕事の両立の推進 ④家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
	6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	①児童虐待防止対策の更なる強化 ②障害児施策の充実 ③ひとり親家庭等の支援の充実
	7 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現（子どもの貧困対策）	①教育の支援 ②生活の支援 ③保護者に対する就労の支援 ④経済的な支援 ⑤子どもの貧困に対する調査研究等 ⑥施策の推進体制等

第4章 子ども・子育て支援の取組

1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき（子ども・子育て支援新制度）、平成27年4月から本格的に運用開始されています。

さらに、令和元年10月からは、子育てのための施設等利用給付制度が創設されました。

子ども・子育て支援給付，地域子ども・子育て支援事業の全体像

○子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

認定こども園，幼稚園，保育所，
地域型保育事業に係る共通の財政支援

- 施設型給付・・・認定こども園，幼稚園（新制度），保育所
- 地域型保育給付・・・小規模保育事業，家庭的保育事業，事業所内保育事業，居宅訪問型保育事業

子育てのための施設等利用給付

幼稚園（未移行），認可外保育施設，
預かり保育等の利用に係る支援

- 施設等利用費・・・幼稚園（未移行），認可外保育施設，預かり保育等

子どものための現金給付

- 児童手当

○その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

2 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定

(1) 提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として設定しなければならないとされています。

(2) 提供区域の設定

① 教育・保育施設

教育・保育の提供区域は、高齢者福祉計画等の日常生活圏域を参考とし、幼稚園、保育所等の利用実態を踏まえて、地区外利用の高い地域を結合させた7ブロックを設定しました。

■提供区域7ブロック：

提供区域
天応・吉浦
中央・宮原・警固屋
音戸・倉橋
阿賀・広・仁方・郷原
川尻・安浦
昭和
安芸灘 (下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊)



② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、以下の考え方に基づき事業ごとに提供区域を設定しました。

- ◇ 教育・保育施設を利用する事業については、教育・保育の提供区域と同様の区域設定をする。
- ◇ 定員設定や特定施設での実施が必要と見込まれる事業については、事業内容に合わせて区域設定をする。
- ◇ 訪問型の事業については、事業内容を把握しつつ、「全市」を一つの区域として設定する。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
1	一時預かり事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ7ブロックに設定します。
2	延長保育事業		
3	病児・病後児保育事業	1ブロック (全市)	不定期に利用される事業であり、医療機関との連携を基本としているため、医療機関の実態に合わせた1ブロック(全市)に設定します。
4	地域子育て支援拠点事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	子育て交流ひろば(くれくれ・ば、ひろひろ・ば)や保育所、認定こども園で実施されていることから、教育・保育事業と同じ、7ブロックに設定します。
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1ブロック (全市)	訪問型の事業であり、全ての地区で一斉に実施する事業であることから1ブロック(全市)に設定します。
6	妊婦健康診査事業	1ブロック (全市)	医療機関の選択が可能であるため、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(全市)に設定します。
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ, トワイライトステイ)	1ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
9	養育支援訪問事業, 要保護児童等に対する支援に資する事業		
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	35ブロック (小学校区)	利用実態が、自らが通う小学校区を基本としているため、35ブロック(小学校区)とします。
11	利用者支援事業	1ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われることが想定されるため、1ブロック(全市)に設定します。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
13	多様な主体が参入することを促進するための事業		

3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム・フルタイム
タイプC	フルタイム・パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム・パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム・パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム・パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプF	無業・無業

(2) 「量の見込み」の標準的な算出方法

「量の見込み」については，各事業の教育・保育提供区域ごとに，以下の計算式を基本として算出を行いました。

なお，本計画における算出過程は，国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引』（平成26年1月20日付事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）及び『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』（平成30年8月24日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)）を基本としていますが，手引きにおいては，「地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて，より効果的，効率的な方法により算出することを妨げるものではない。」とされています。

推計児童数	住民基本台帳より，令和2年度～6年度における年齢区分別児童数を推計（第2章参照）
×	
潜在家庭類型割合	父母の就労状況や教育・保育の利用意向により，タイプA～Fまでの潜在家庭類型に分類
×	
利用意向率	潜在家庭類型ごとに，教育・保育事業の利用意向率を算出
量の見込み	上記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について

(1) 教育・保育の提供体制の確保方策

- ① 提供区域ごとに需給の調整を行うことを基本とします。
- ② 提供体制に関する施設・事業は以下のとおりです。
 - 幼稚園
3歳から小学校入学までの幼児が、小学校以降の教育の基礎を培うための「学校」です。子ども・子育て支援法に基づく確認を受けて施設型給付等により運営する園と、私学助成等により運営する園があります。
 - 保育所
保護者の就労などにより、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。
 - 認定こども園
保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持つ施設です。
 - 地域型保育事業
原則20人未満の小規模施設で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。保護者の就労などにより、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。
- ③ 提供体制の確保は、認可施設・認可事業での対応を基本とし、迅速性・効率性・事業効果等を総合的に勘案し検討します。
- ④ 既存の認可施設のみで対応できない場合は、小規模保育事業や事業所内保育事業等の認可事業の活用、認定こども園への移行等による提供体制の確保を推進します。
- ⑤ 地域型保育事業については、保育の質を確保するため、認可保育所に近い基準を満たしている事業を優先します。
- ⑥ 提供体制の整備に伴い保育士や幼稚園教諭等の確保も必要となります。そのため、施設等に勤務する職員等の処遇の向上や離職防止対策等を推進するとともに、ハローワークや人材バンク等との連携、潜在保育士等の再就職を支援するための講座や施設実習等を実施し人材確保に努めます。



(2) 提供区域ごとの教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況やニーズ調査（平成30年12月実施）で把握した利用希望、女性の就業率向上等を踏まえ、提供区域ごとの各年度における量の見込み及び確保方策を設定します。

なお、確保方策は施設の利用定員を基本としますが、既に量の見込みを充足する場合は、見込み値をそのまま確保方策として設定しています。

【基本情報】

教育・保育事業の利用定員の設定と認定区分の関係は次のとおりです。

		満3歳以上児		満3歳未満児	
		幼児期の教育 (教育認定)	保育の必要性あり (保育認定)	保育の必要性あり (保育認定)	
子ども・子育て支援法		1号認定 第19条第1項第1号	2号認定 第19条第1項第2号	3号認定 第19条第1項第3号	
対象家庭類型		C' フルタイム・パートタイム D 専業主婦(夫) E' パートタイム・パートタイム F 無業・無業	A ひとり親家庭 B フルタイム・フルタイム C フルタイム・パートタイム E パートタイム・パートタイム	A ひとり親家庭 B フルタイム・フルタイム C フルタイム・パートタイム E パートタイム・パートタイム	
教育・保育施設	認定子ども園	幼保連携型	○	○	○ (定員設定なしも可)
		幼稚園型			
		保育所型			
地方裁量型					
	幼稚園 ※	○	特例給付による 利用形態あり	×	
	保育所	特例給付による 利用形態あり	○		
地域型保育事業	小規模保育	特例給付による利用形態あり		○	
	家庭的保育			○	
	事業所内保育			○ (+地域枠)	
	居宅訪問型保育			○	

・特例給付（特例施設型給付費）は、地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応

※教育・保育量の見込と確保方策の策定にあたり、幼稚園は子ども子育て支援新制度に移行済みの施設及び未移行の施設を含む。

※地域枠・・・事業所等の従業員枠に対し、地域の保育を必要とする子どもを対象とした受入枠

①天応・吉浦 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		令和2年度					令和3年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		54	31	114	5	66	270	53	31	111	5	62	262
確保 方策	特定教育・ 保育施設等	85		114	5	66	270	84		111	5	62	262
	特定地域型 保育事業等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	小 計	85		114	5	66	270	84		111	5	62	262
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②中央・宮原・警固屋 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		令和2年度					令和3年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		312	236	757	52	388	1,745	303	231	747	54	370	1,705
確保 方策	特定教育・ 保育施設等	548		757	52	388	1,745	534		747	54	370	1,705
	特定地域型 保育事業等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	小 計	548		757	52	388	1,745	534		747	54	370	1,705
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③音戸・倉橋 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		令和2年度					令和3年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		0	0	180	6	77	263	0	0	175	6	73	254
確保 方策	特定教育・ 保育施設等	0		180	6	77	263	0		175	6	73	254
	特定地域型 保育事業等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	小 計	0		180	6	77	263	0		175	6	73	254
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○1号認定へのニーズ対応のため、「認定こども園」への移行等検討します。

※注 2号認定の「教育」：2号認定のうち幼稚園（教育）を希望する子どもの数

(単位：人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度							
1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
51	29	105	5	62	252	50	29	101	5	61	246	48	28	96	5	60	237
80		105	5	62	252	79		101	5	61	246	76		96	5	60	237
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
80		105	5	62	252	79		101	5	61	246	76		96	5	60	237
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(単位：人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度							
1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
286	217	720	58	375	1,656	276	212	696	58	369	1,611	263	203	667	58	365	1,556
503		720	58	375	1,656	488		696	58	369	1,611	466		667	58	365	1,556
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
503		720	58	375	1,656	488		696	58	369	1,611	466		667	58	365	1,556
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

(単位：人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度							
1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
5	0	159	6	72	242	5	0	154	6	71	236	5	0	148	6	70	229
5		159	6	72	242	5		154	6	71	236	5		148	6	70	229
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
5		159	6	72	242	5		154	6	71	236	5		148	6	70	229
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

④阿賀・広・仁方・郷原 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		令和2年度					令和3年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		491	308	739	146	402	2,086	479	301	723	144	383	2,030
確保 方策	特定教育・ 保育施設等	799		739	141	384	2,063	780		723	139	366	2,008
	特定地域型 保育事業等	0		5	18	23	23	0		5	17	22	22
	小 計	799		739	146	402	2,086	780		723	144	383	2,030
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤川尻・安浦 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		令和2年度					令和3年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		76	57	165	9	92	399	75	28	187	12	97	399
確保 方策	特定教育・ 保育施設等	133		165	9	92	399	103		187	12	97	399
	特定地域型 保育事業等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	小 計	133		165	9	92	399	103		187	12	97	399
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥昭和 ◎見込み量に対して提供区域内で提供量が不足する見込みです。

年 度		令和2年度					令和3年度						
認定区分	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	
		教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳		
量の見込み		250	225	281	22	198	976	244	190	304	27	198	963
確保 方策	特定教育・ 保育施設等	475		281	22	194	972	434		304	27	198	963
	特定地域型 保育事業等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	小 計	475		281	22	194	972	434		304	27	198	963
過不足		0	0	0	▲4	▲4	0	0	0	0	0	0	0

○認可施設における定員増や「小規模保育事業」の実施、「認定こども園」への移行等による対応を検討します。

(単位：人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度							
1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
452	283	683	142	382	1,942	439	275	662	141	374	1,891	421	264	632	139	367	1,823
735		683	137	365	1,920	714		662	136	357	1,869	685		632	134	350	1,801
0			5	17	22	0			5	17	22	0			5	17	22
735		683	142	382	1,942	714		662	141	374	1,891	685		632	139	367	1,823
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度							
1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
71	27	178	12	95	383	68	26	172	12	93	371	65	25	165	12	91	358
98		178	12	95	383	94		172	12	93	371	90		165	12	91	358
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
98		178	12	95	383	94		172	12	93	371	90		165	12	91	358
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度							
1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
229	180	287	27	196	919	223	175	277	27	192	894	215	169	265	27	188	864
409		287	27	196	919	398		277	27	192	894	384		265	27	188	864
0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0
409		287	27	196	919	398		277	27	192	894	384		265	27	188	864
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦安芸灘 ◎見込み量に対して提供区域内で対応可能な提供体制です。

年 度		令和2年度					令和3年度						
		1号認定	2号認定		3号認定		計	1号認定	2号認定		3号認定		計
教育	その他		0歳	1・2歳	教育	その他			0歳	1・2歳			
量の見込み		2	0	31	3	12	48	2	0	31	3	11	47
確保 方 策	特定教育・ 保育施設等	0	26	2	10	38	0	26	2	9	37		
	特定地域型 保育事業等	2	5	1	2	10	2	5	1	2	10		
	小 計	2	31	3	12	48	2	31	3	11	47		
過不足		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(3) 保育利用率の目標設定

満3歳未満の子どもの年齢ごとの総数に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業(事業所内保育事業所の従業員枠を除く。)の0歳と1・2歳(3号認定)の区分ごとの利用定員の割合

保育利用率の目標数値 (％)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	19.6%	21.0%	21.9%	22.5%	23.0%
1・2歳	46.0%	47.4%	48.5%	49.3%	50.1%

(単位：人)

令和4年度					令和5年度					令和6年度							
1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計	1号 認定	2号認定		3号認定		計
	教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳			教育	その他	0歳	1・2歳	
2	0	29	3	11	45	2	0	29	3	11	45	2	0	29	3	11	45
0		25	2	9	36	0		25	2	9	36	0		25	2	9	36
2		4	1	2	9	2		4	1	2	9	2		4	1	2	9
2		29	3	11	45	2		29	3	11	45	2		29	3	11	45
0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

(1) 一時預かり事業

幼稚園の預かり保育に当たる一時預かり（在籍児童対象）と、保護者が、冠婚葬祭や急な傷病、入院、または保育要件に満たない短時間就労などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において教育・保育施設などで一時的に預かる（非在籍児童対象）事業です。

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所	施設数	13 か所	13 か所	12 か所
	利用児童数	9,649 人日	8,872 人日	9,356 人日
幼稚園	施設数	30 か所	27 か所	29 か所
	利用児童数	137,416 人日	119,887 人日	114,268 人日

① 1号認定（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

アンケート調査結果を基に、利用率及び女性の就業率向上を加味して量の見込みを算出しています。

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプC' , タイプD, タイプE' , タイプF
対象年齢	1号認定：満3～5歳，幼児期の教育（教育標準時間認定） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号（認定区分）

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		81	75	66	60	54
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所
	延受入人数	81	75	66	60	54
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		40	37	32	30	27
確保方策	実施箇所	6 か所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所
	延受入人数	40	37	32	30	27
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		—	—	—	—	—
確保方策	実施箇所	0 箇所				
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		—	—	—	—	—

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		172	160	139	128	114
確保方策	実施箇所	7 箇所	7 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	延受入人数	172	160	139	128	114
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		—	—	—	—	—
確保方策	実施箇所	0 箇所				
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		—	—	—	—	—

<昭和>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		658	613	533	489	438
確保方策	実施箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	7 箇所
	延受入人数	658	613	533	489	438
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		—	—	—	—	—
確保方策	実施箇所	0 箇所				
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		—	—	—	—	—

② 2号認定（幼稚園等における在園児のうち2号認定こどもの一時預かり）

保育の必要性があり，幼稚園の預かり保育を定期的にご利用する場合で，アンケート調査結果を基に，利用率及び女性の就業率向上を加味して量の見込みを算出しています。

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA，タイプB，タイプC，タイプE
対象年齢	2号認定：満3～5歳，保育の必要性あり （満3歳以上保育認定：教育ニーズ） ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号（認定区分）

<天応・吉浦>

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		852	833	807	825	792
確保方策	実施箇所	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所
	延受入人数	852	833	807	825	792
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		29,647	30,631	29,272	28,904	28,583
確保方策	実施箇所	6か所	7か所	7か所	8か所	8か所
	延受入人数	29,647	30,631	29,272	28,904	28,583
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		—	—	—	—	—
確保方策	実施箇所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		—	—	—	—	—

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		28,932	28,920	28,106	28,576	28,242
確保方策	実施箇所	7 箇所	7 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	延受入人数	28,932	28,920	28,106	28,576	28,242
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,485	1,115	1,115	1,115	1,115
確保方策	実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
	延受入人数	1,485	1,115	1,115	1,115	1,115
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		15,406	14,833	14,330	14,733	14,495
確保方策	実施箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	7 箇所
	延受入人数	15,406	14,833	14,330	14,733	14,495
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		596	596	596	596	596
確保方策	実施箇所	0 箇所				
	延受入人数	—	—	—	—	—
過不足		▲596	▲596	▲596	▲596	▲596

※幼稚園から地域型保育事業に移行し、保育標準時間内での保育により対応します。

③ その他（在園（所）児童以外の一時的預かり）

ニーズ調査結果を基に、実績と利用率を加味して量の見込みを算出しましたが、潜在的な需要は高くなります。

事業実施の働きかけや、他の預かり事業等により、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～5歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		661	633	601	578	552
確保方策	実施箇所	0か所	0か所	0か所	1か所	2か所
	延受入人数	0	0	0	250	552
過不足		▲661	▲633	▲601	▲328	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,290	2,193	2,082	2,003	1,914
確保方策	実施箇所	5か所	5か所	5か所	6か所	6か所
	延受入人数	1,075	1,285	1,494	1,704	1,914
過不足		▲1,215	▲908	▲588	▲299	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		450	431	408	392	375
確保方策	実施箇所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
	延受入人数	0	0	0	0	375
過不足		▲450	▲431	▲408	▲392	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,828	2,704	2,577	2,481	2,375
確保方策	実施箇所	7 箇所	7 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	延受入人数	2,410	2,401	2,393	2,384	2,375
過不足		▲418	▲303	▲184	▲97	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		274	263	249	239	228
確保方策	実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
	延受入人数	55	98	141	185	228
過不足		▲219	▲165	▲108	▲54	0

<昭和>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,408	2,301	2,192	2,109	2,018
確保方策	実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所
	延受入人数	2,408	2,301	2,192	2,109	2,018
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		28	27	26	25	24
確保方策	実施箇所	0 箇所				
	延受入人数	0	0	0	0	0
過不足		▲28	▲27	▲26	▲25	▲24

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策は、過去の実績を基に算出し、保育標準時間を超えた延長保育について記載しています。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	36 か所	34 か所	34 か所
利用児童数	1,266 人	1,484 人	1,484 人

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	3歳～5歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		92	88	83	80	77
確保方策	実施箇所	3 か所				
	受入人数	92	88	83	80	77
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		362	346	329	317	303
確保方策	実施箇所	11 か所	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所
	受入人数	362	346	329	317	303
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		66	63	60	58	55
確保方策	実施箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	受入人数	0	63	60	58	55
過不足		▲66	0	0	0	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		568	543	517	498	476
確保方策	実施箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	14 箇所	15 箇所
	受入人数	568	543	517	498	476
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		93	89	85	82	78
確保方策	実施箇所	2 箇所				
	受入人数	93	89	85	82	78
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		232	222	211	203	194
確保方策	実施箇所	5 箇所				
	受入人数	232	222	211	203	194
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		10	10	9	9	9
確保方策	実施箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	受入人数	0	0	9	9	9
過不足		▲10	▲10	0	0	0

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気や病気からの回復期などで集団保育などが困難な子どもを病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

今後は、病院併設施設のほか、教育・保育施設の保育室等を活用する施設の導入等により施設数の拡充を図り、利用者の利便性の向上を目指します。

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施 設 数	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用児童数	2,167 人	2,566 人	1,993 人
実利用児童数	747 人	709 人	652 人
1 人当たりの平均利用日数	2.9 日	3.6 日	3.1 日

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0 歳～9 歳

<全市> ※提供区域は全市対象

(単位：人)

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み			6,767	6,473	6,157	5,924	5,665
確 保 方 策	施設数	併設型	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
		体調不良児型	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
延べ人数			2,670	3,884	5,269	5,269	5,665
過不足			▲4,097	▲2,589	▲888	▲655	0

※事業期間内に新たな施設の増設や施設内の定員増、利便性の向上などを行いニーズに対応できるよう対策を検討します。



(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
くれくれ・ば ひろひろ・ば	施設数	2 か所	2 か所	2 か所
	利用者数	50,604 人	45,536 人	49,418 人
地域子育て 支援センター	施設数	7 か所	8 か所	8 か所
	利用者数	22,011 人	25,752 人	29,261 人

【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	概ね0歳～3歳

<天応・吉浦>

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		3,656	3,459	3,365	3,255	3,149
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	963	1,116	1,269	1,880	3,149
過不足		▲2,693	▲2,343	▲2,096	▲1,375	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み		37,319	35,332	34,373	33,241	32,157	
確保 方策	くれくれ・ば	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
		延受入人数	34,917	32,781	31,673	30,393	29,160
	地域子育て 支援センター	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
		延受入人数	2,402	2,551	2,700	2,848	2,997
過不足		0	0	0	0	0	

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		6,649	6,294	6,123	5,922	5,729
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
	延受入人数	1,742	2,023	2,303	2,584	5,729
過不足		▲4,907	▲4,271	▲3,820	▲3,338	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み		45,776	43,365	42,180	40,793	39,464	
確保方策	ひろひろば	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
		延受入人数	45,037	42,349	40,887	38,715	37,247
	地域子育て 支援センター	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所
		延受入人数	739	1,016	1,293	2,078	2,217
過不足		0	0	0	0	0	

<川尻・安浦>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5,318	5,035	4,898	4,737	4,582
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	1,750	3,771	4,041	4,312	4,582
過不足		▲3,568	▲1,264	▲857	▲425	0

<昭和>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		10,301	9,741	9,479	9,166	8,867
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	延受入人数	10,301	9,741	9,479	9,166	8,867
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		137	129	126	121	117
確保方策 (地域子育て 支援センター)	実施箇所	1 か所				
	延受入人数	137	129	126	121	117
過不足		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数	1,473人	1,451人	1,283人
訪問率	96.7%	93.8%	96.3%
訪問数	1,424件	1,361件	1,235件

【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳

<全市>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,202	1,178	1,155	1,131	1,109
確保方策	1,202	1,178	1,155	1,131	1,109
過不足	0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子健康手帳交付件数（届出者数）	1,450 人	1,426 人	1,365 人
1 人あたりの平均健診回数	12.50 回	12.45 回	11.85 回
妊婦健康診査延べ人数	18,125 人	17,755 人	16,174 人

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳

<全市>

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	15,570	15,251	14,957	14,651	14,369
確保方策	15,570	15,251	14,957	14,651	14,369
過不足	0	0	0	0	0



(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ，トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により，家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について，児童養護施設等に入所させ，必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ショートステイ	実利用人数	10 人	15 人	36 人
	延べ利用日数	54 日	135 日	370 日
トワイライト	実利用人数	8 人	12 人	5 人
	延べ利用日数	306 日	154 日	15 日

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	ショートステイは全家庭類型，トワイライトステイはタイプF 以外
対象年齢	0 歳～18 歳

<全市>

(単位：延利用日数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	327	313	298	286	274
確保方策（ショートステイ）	440	440	440	440	440
過不足	113	127	142	154	166

<全市>

(単位：延利用日数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	278	266	253	244	233
確保方策（トワイライトステイ）	300	300	300	300	300
過不足	22	34	47	56	67

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
援助件数	2,257 件	1,958 件	1,773 件
依頼会員数	1,223 人	1,349 人	1,420 人
提供会員数	294 人	313 人	324 人
両方会員数	125 人	124 人	129 人

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～15 歳

<全市>

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,866	1,785	1,698	1,634	1,563
確保方策	1,866	1,785	1,698	1,634	1,563
過不足	0	0	0	0	0



(9) 養育支援訪問事業，要保護児童等に対する支援に資する事業

① 子育てヘルパー派遣事業

養育支援が必要と認められる世帯に対し，家事，育児等の援助を行うことにより，当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り，家庭の養育力の育成及び向上を支援するために，子育てヘルパーを派遣する事業です。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定者数（実人数）	23 人	19 人	23 人
認定者数（延べ人数）	39 人	32 人	45 人
利用日数	255 日	218 日	297 日

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～

<全市>

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	24	26	29	32	35
確保方策 (子育てヘルパー派遣事業)	24	26	29	32	35
過不足	0	0	0	0	0

② 児童家庭相談事業

児童虐待を始めとして、子どもを取り巻く問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前に早期に発見し、早期に支援していくことで家庭の安定を図るとともに、地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。

年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個別ケース	開催数	71 回	68 回	67 回
検討会議	児童数	133 人	134 人	160 人

【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～

<全市>

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,220	1,340	1,470	1,610	1,770
確保方策(児童家庭相談事業)	1,220	1,340	1,470	1,610	1,770
過不足	0	0	0	0	0

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業です。

【対応方針】

- 提供体制の確保は、小学校の余裕教室の確保や特別教室の併用での対応を基本としますが、対応できない場合は、保育所併設型、既存保育施設の共同利用、民間物件の借入れ、民間事業者による受入れ等による対応を検討し、必要な施設を確保します。

	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市全体	施設数	34 か所	34 か所	34 か所
	利用児童数	2,181 人	2,333 人	2,381 人

【基本情報】

提供区域	35 ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	7歳～12歳

<中央・本通児童会>

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	67	63	65	64	60
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	11	15	13	14	18

<中央・港町児童会>

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	33	33	31	29	28
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	5	5	7	9	10

<中央・両城児童会>

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	43	40	38	39	37
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	▲5	▲2	0	▲1	1

<中央・呉中央児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	82	82	76	72	69
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	▲4	▲4	2	6	9

<中央・荘山田児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	65	62	61	57	53
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	13	16	17	21	25

<中央・明立児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	87	83	78	73	65
確保方策	76	76	76	76	76
過不足	▲11	▲7	▲2	3	11

<中央・和庄児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	59	55	54	53	49
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	19	23	24	25	29

<中央・長迫児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	37	34	31	28	27
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	1	4	7	10	11

<吉浦・吉浦ふたば児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45	42	39	35	34
確保方策	76	76	76	76	76
過不足	31	34	37	41	42

<警固屋・警固屋児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	43	44	46	43	44
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	▲5	▲6	▲8	▲5	▲6

<阿賀・阿賀いずみ児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120	114	107	98	90
確保方策	118	118	118	118	118
過不足	▲2	4	11	20	28

<阿賀・原児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	29	27	27	24	22
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	9	11	11	14	16

<広・広みさか児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	82	81	79	75	73
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	▲2	▲1	1	5	7

<広・白岳すみれ児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	130	123	119	117	111
確保方策	120	120	120	120	120
過不足	▲10	▲3	1	3	9

<広・横路バンビ児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	178	174	169	163	163
確保方策	194	194	194	194	194
過不足	16	20	25	31	31

<広・広児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	129	128	128	120	117
確保方策	118	118	118	118	118
過不足	▲11	▲10	▲10	▲2	1

<広・広南かもめ児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53	48	41	38	30
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	▲15	▲10	▲3	0	8

<仁方・仁方あいじ児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52	48	46	42	41
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	26	30	32	36	37

<宮原・宮原児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	35	34	34	32
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	3	3	4	4	6

<宮原・坪内児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	44	46	45	44	39
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	▲6	▲8	▲7	▲6	▲1

<天応・天応わかば児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	51	51	51	50	48
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	▲13	▲13	▲13	▲12	▲10

<昭和・昭和西なかよし児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	98	96	90	79	74
確保方策	114	114	114	114	114
過不足	16	18	24	35	40

<昭和・昭和中央ひかり児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	117	111	107	100	96
確保方策	116	116	116	116	116
過不足	▲1	5	9	16	20

<昭和・昭和南ひまわり児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	44	46	45	41	40
確保方策	76	76	76	76	76
過不足	32	30	31	35	36

<昭和・昭和北児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	105	103	101	88	82
確保方策	118	118	118	118	118
過不足	13	15	17	30	36

<郷原・郷原児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	63	55	45	37	33
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	17	25	35	43	47

<安芸灘・蒲刈児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32	29	28	25	25
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	8	11	12	15	15

<川尻・川尻児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	68	62	57	50
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	10	12	18	23	30

<音戸・波多見児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66	65	63	59	57
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	12	13	15	19	21

<音戸・音戸児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	38	36	34	29	27
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	0	2	4	9	11

<倉橋・明德児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	23	24	22	18	18
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	17	16	18	22	22

<倉橋・スマイル児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	21	20	18	17	16
確保方策	19	19	19	19	19
過不足	▲2	▲1	1	2	3

<安浦・安登つくし児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33	32	31	25	23
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	5	6	7	13	15

<安浦・さつき児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	66	60	53	54
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	10	14	20	27	26

<豊・豊児童会>

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9	8	6	5	5
確保方策	64	64	64	64	64
過不足	55	56	58	59	59

(11) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市や地域子育て支援拠点等で相談を受け付ける等利用者支援を図る事業を行います。

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	基本型・特定型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	母子保健型	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園利用者の副食費相当額等を助成する事業を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を行います。

第5章 実施計画

1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援

重点施策（1） 地域における子育て支援の充実

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査（第2期呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書）によると、市内に子育てを支援する人（祖父母、兄姉、親族等）がいる割合は71.7%と、前回調査より9%程度低下しており、日頃から支援を受けられる家庭は35%程度にとどまっていることから、核家族化の一層の進展と子育てに対する親の負担感の増大が伺える結果となっています。また、配偶者がいないと回答したひとり親家庭の割合が2.6%から4.6%へとやや増加しており、これらの子育て家庭への支援の強化が必要となっています。
- ◇ 産業構造の特性から、市外からの転入や父親が長期不在となる家庭が多く、母親が育児で孤立しやすい状況があり、育児サークルや子育て支援団体等の子育て当事者が中心となった子育て支援ネットワークや、居宅・施設における子育て支援サービスの利用は増えてきているものの更なる充実が必要となっています。
- ◇ 呉市すこやか子育て支援センター「くれくれ・ば」、 「ひろひろ・ば」や、保育所や認定こども園などで実施している地域子育て支援拠点事業の利用状況は21.9%で前回とほぼ同程度ですが、利用していない人の今後の利用意向である「利用していないが、今後は利用したい」と回答した割合は19.6%から16.4%へとやや低下しています。また、事業の主な利用対象である0歳から2歳の未就学児を持つ保護者については「利用している」と回答した割合が高く、事業の必要性の高さが伺える結果となっています。
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業の利用会員の登録は年々増加していますが、提供会員の登録が伸び悩んでいるため、利用件数は頭打ちとなっています。引き続き、提供会員の安定的な確保と事業の更なる周知が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、ニーズ結果によると、放課後における過ごし方の中で放課後児童会は、小学校低学年では48.2%で自宅に次いで高く、高学年でも24.4%と自宅、習い事に次いで3番目になっており、高学年でもある程度の需要があることが伺えます。中央地区や広地区などでは今後も放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設や人材確保などの整備が引き続き求められています。

■施策の方向性

- ◇ すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるように、高齢者の活躍の場の拡大を含め、様々な地域資源の活用を図ります。
- ◇ きめ細かな子育て支援サービスの提供に努め、保護者が身近なところで子育てについて相談ができるよう情報提供を行いながら、利便性の向上を図ります。
- ◇ 子育て中の保護者が相互に交流し、子育てについての相談や各種情報の提供などを行うことができるよう、各地区の地域子育て支援拠点の一層の充実に努めます。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に柔軟に対応するため、病児・病後児保育、一時預かり、放課後児童会などの保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 新規に事業参入を検討する事業者に対して、円滑に事業実施が行えるよう相談、助言等を行います。

事業名	概要	担当課
利用者支援	子どもやその保護者、又は妊娠している方などその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように必要な支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課 健康増進課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供する。	子育て支援課 子育て施設課
子育て家庭育児支援事業 (ショートステイ)	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
子育て家庭育児支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事等のため、恒常的に帰宅が夜間に及ぶとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
病児・病後児保育事業	児童が病気の時、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課
一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に児童の保育ができなくなったとき又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に児童の保育が必要となったときに当該児童を受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、中学校修了までの児童を対象に支給する。	子育て支援課
多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課
産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、専門家等による相談支援等を行う。	健康増進課
産後ケア事業	産後、退院直後の母子に対して、助産所等で心身のケアや育児のサポートを行う。	健康増進課
子育て世代包括支援センターの運営	助産師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	健康増進課



重点施策（２） 教育・保育の受け入れ体制の充実

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査によると、共働き家庭の増加の影響により幼稚園や保育所、認定こども園等認可施設の利用ニーズが高くなっています。また、幼稚園の預かり保育や事業所内保育施設のほか、病児・病後児保育施設等の利用に対する高い潜在ニーズも伺うことができます。無償化の実施にあたり、保育事業の利用希望も見込まれるため、引き続き安定した量の確保と、質の高いサービスの提供が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、中央地区や広地区などでは今後も教育・保育施設の利用増加が見込まれる地区でもあり、受け入れ体制の充実が求められています。
- ◇ 共働き家庭の増加に伴う、就業構造の変化や就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育環境の維持・確保を図るとともに、子育てにかかる負担の軽減や緊急時の迅速な対応など弾力的できめ細かな保育サービスの提供が必要です。
- ◇ 安定した提供体制とするためには、教育・保育人材の確保が喫緊の課題となっています。

■施策の方向性

- ◇ 安心して預けることのできる教育・保育の受け入れ体制の充実に努めます。
- ◇ 乳幼児期の保育の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図ります。

また、呉市内のどの教育・保育施設に通っても同等程度のサービスが受けられるよう、教育・保育の質の維持・向上に努めます。
- ◇ 教育・保育事業については、既存の施設の定員拡大や教育・保育人材の確保等に努めるとともに幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、さらに子育て支援機能を有する認定こども園への移行、地域型保育事業の活用等により、提供体制の確保を図ります。

なお、既存施設からの認定こども園への移行については、事業者の意向や施設の状況、地域の保育ニーズなどを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を支援していきます。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 「呉市公立保育所・幼稚園の再配置計画」に沿って、効率的な保育所・幼稚園の運営等について検討していきます。
- ◇ 子どもの発達や学びの連続性を確保するために、保育所・幼稚園・認定こ

も園等と小学校間の連携の推進を図ります。

- ◇ 教育・保育人材の確保や、離職防止に向けた施策を展開し、安定した提供体制の確保に努めます。
- ◇ 市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の職員等を対象に保育・教育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を定期的に行い、職員等の資質向上に努めるとともに、相互の連携を深めます。

事業名	概要	担当課
保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て支援課 子育て施設課 学校教育課
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
地域型保育事業	小規模保育施設等において保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数（19人以下）で保育する。	子育て施設課
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費に係る補足給付を行う。	子育て施設課
(再) 一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に児童の保育ができなくなったとき又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に児童の保育が必要となったときに当該児童を受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
(再) 多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て施設課

重点施策（3） 子育て支援のネットワークづくり

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査によると、子育てサロン、サークル等の交流事業の認知度は約76%と高いものの、「利用したことがある」「今後利用したい」と回答した保護者はそれぞれ28.5%、36.7%となっており、今後の利用意向の向上にむけた取組の検討が必要です。
- ◇ 呉市すこやか子育て協会と連携して子育てサークルなどの活動支援を行っているが、近年はサークル数がほぼ横ばいとなっているため、今後の活動の活性化に向けて継続した支援を実施していくことが必要です。

■施策の方向性

- ◇ 呉市すこやか子育て協会や子育て当事者と連携しながら、効果的な情報発信を行い、子育て支援団体の育成や子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- ◇ 子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」の機能充実に努めます。
- ◇ 子育て中の家庭と子育て経験が豊かな地域の高齢者等とが、子育てを通じた異世代交流ができる機会の創出に努めます。

事業名	概要	担当課
育児サークル・子育て支援団体活動支援	呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。	子育て支援課
くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報の他、地域情報交流サイト「くれパステル」、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、インターネット上で提供する。	子育て支援課
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

重点施策（４） 子どもがのびのびと育つ居場所づくりの推進

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査によると、子どもの遊び場について、「体を動かして遊ばせられる場所をもっと作ってほしい」「子どもを遊ばせることができる屋内施設を充実してほしい」「祝日・日曜などで気軽に遊ばせることができる場所があればいい」など、遊び場の充実を求める意見が多くなっています。
- ◇ 児童館は、誰でも自由に利用できる施設として、地域の子どもたちに健全な遊びを教える場としての役割を果たしていますが、利用者数が減少しており、今後の運営方針について検討が必要です。
- ◇ 公設・公営放課後児童会は、保護者が就労等により、昼間家庭に居ない小学生の児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用し適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業として35か所で実施しています。
- ◇ 保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、体験学習や相談事業等の交流事業を実施しています。
- ◇ 平成29年7月に実施した「呉市子どもの生活に関する実態調査」の結果分析から、放課後を一人で過ごす子どもや、大人の関わりが少ない子どもの自己肯定感や学力が低い傾向にあることが分かっています。

■施策の方向性

- ◇ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう平成30年9月に国が策定した、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき全ての子どもを対象とした総合的な放課後対策を検討していきます。
- ◇ すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。
- ◇ 子どもの居場所づくりに取り組む団体に対する支援を行います。
- ◇ 子ども・子育て関連3法により、放課後児童会の受入れ対象は全学年に拡大しており、利用者数も増加しています。引き続き、放課後における居場所の一つとして計画的に整備していきます。
- ◇ 友達や地域の大人などと交流しながら、地域で様々な体験活動ができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

事業名	概要	担当課
児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て支援課
子どもの居場所づくり	地域の子どもを対象に、子ども食堂、学習支援教室など、団体や事業者など様々な主体が取り組む子どもの居場所づくりを支援する。	子育て支援課
地域コーディネーター事業	子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、新たに開設する場合や活動を継続・充実するための運営支援、連絡調整等を行う。	子育て支援課
(再) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
(再) 子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課
放課後子ども教室	「新・放課後子ども総合プラン」が目指す、放課後児童健全育成事業との一体型運営を基本として取り組む。 小学校児童を対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	子育て支援課



重点施策（５） 子育て情報の発信力強化

■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、子育て情報を入手する手段として「子育てに関するウェブサイト」と回答した保護者は、「ママ友など同じ子育て中の人」に次いで約 66%と高い割合を示しています。呉市では、子育て支援アプリ「くれっこアプリ」や子育て総合ポータルサイト「くれ子育てねっと」、「くれパステル」などによる子育て支援情報発信の充実に努めています。子育て世代におけるスマートフォンの普及に合わせ、今後はアプリを効果的に活用し、子育て情報を気軽に取得できる環境の整備が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 子育て情報がいつでも手に入る仕組みづくりの整備を行い、各種子育てサービスの利用促進につなげていきます。
- ◇ 子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」のスマートフォン対応及び「呉市子育て支援アプリ」の活用による更なる情報発信を検討します。
- ◇ 子育てに関する情報の入手方法として「ウェブサイト」と「ママ友など同じ子育て中の人」という2つの情報源に回答が集まっていることに着目し、子育て中の人が発信者となり、スマホなどの情報端末を通じて多くの子育て中の人の情報源となる仕組み作りに取り組みます。

事業名	概要	担当課
(再) くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報のほか、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、ウェブサイト上で提供する。	子育て支援課
呉市子育て支援アプリ (くれっこアプリ)	電子母子手帳機能を備えたスマートフォンアプリを通して、子育て情報や地域情報などを提供する。	子育て支援課
ひとり親家庭への情報配信	呉市内に居住のひとり親家庭の方々を中心に、自立や就業に役立つ情報を呉市子育て支援アプリを活用し随時配信する。	子育て支援課

2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり

重点施策（1）子どもや母親の健康の確保

■現状と課題

- ◇ 妊娠・出産期を健やかに過ごし、安心して育児に取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供を始め、疾病の予防や早期発見・対応に取り組んでいます。
- ◇ 新生児家庭訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）については、保健師と民生委員児童委員が連携して出産後早期に訪問することにより、産後の育児不安の解消や地域とのつながりを図るよう取り組んでいます。
- ◇ 乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等により対象者全員の把握に努めております。
- ◇ 核家族化が進行し、地縁や血縁に頼ることが難しくなったことに加え、地域コミュニティとのつながりが希薄化している現在、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安が軽減されるよう、必要な情報を届け、相談につながる機会を増やすなど、切れ目のない支援が必要です。
- ◇ 「妊婦・育児教室、相談」、「子どものこころの健康づくりと相談」は毎年一定数の参加者数、相談件数があり、ライフステージに応じた子育てに関する不安や悩みの軽減を図っています。

■施策の方向性

- ◇ 「第3次健康くれ21」に基づき、親子の健康保持・増進に対する適切な働き掛けに努めます。
- ◇ 母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊産婦・新生児等訪問指導、妊産婦及び乳幼児の健康診査等の充実を引き続き努めます。
- ◇ 妊婦教室への父親の参加や育児教室の充実、専門職による心の健康づくり相談、学校における生活習慣病予防の推進に取り組みます。
- ◇ 子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、子育て情報の提供や相談体制の充実を図り、保護者の育児不安の解消や虐待の防止に取り組みます。

事業名	概要	担当課
予防接種の実施	子どもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童生徒の予防接種を実施する。	保健総務課
母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、妊産婦や新生児等の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課

事業名	概要	担当課
(再) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
妊婦・育児教室, 相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安, 虐待, いじめ等の問題について, 専門職(児童精神科医, 心理療法士)が相談を受ける。	健康増進課
生活習慣病予防	生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発を行う。	学校安全課
学校保健委員会の設置	医療機関, P T A, 学校の関係者等で組織する委員会を設置し, 児童生徒の健康の保持・増進を図る。	学校安全課
(再) ファミリー・サポート・センター事業 (妊産婦支援事業)	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に, 育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再) 産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について, 専門家等による相談支援等を行う。	健康増進課
(再) 産後ケア事業	産後, 退院直後の母子に対して, 助産所等で心身のケアや育児のサポートを行う。	健康増進課
妊産婦健康診査事業	妊婦の健康状態や胎児の発育状態, 産婦の母体の回復や精神状態の把握をするための健診を実施する。	健康増進課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。また, 聴覚障害の早期発見, 早期療育につなげるための新生児聴覚検査費用の一部を助成する。	健康増進課
就学時健康診断	就学予定児に対して健康診断を行い, その結果に基づき保健上必要な助言を行います。	学校安全課
児童生徒定期健康診断	児童生徒の健康状態を正しく把握し, 心身の健康増進を図るために, 学校保健安全法に基づき学校医及び学校歯科医による健康診断, 視力検査, 聴力検査, 心音心電図検査及び尿検査を実施します。	学校安全課

重点施策（２） 「食育」の推進

■現状と課題

- ◇ 平成30年3月に策定した「第3次健康くれ21」に沿って、市民と行政がそれぞれの立場から、「食」について考え、食育に計画的に取り組んでいます。
- ◇ アンケート調査（「第3次健康くれ21」参照）によると、毎日朝食を食べる年長児は95.6%、小学校6年生は91.5%となっていますが、栄養バランスと量を考えている人の割合は33.2%となっています。
- ◇ 「朝ごはん食べよう運動」や子どもの食育教室の実施により、朝食の重要性については、ある程度の理解が進んでいると考えられますが、「どう食するのか（量やバランス、誰と食するか等）」についての啓発も引き続き行っていくことが必要です。

■施策の方向性

- ◇ 「第3次健康くれ21」に基づき、子どもが乳幼児期から健康的で望ましい食習慣を身に着け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

事業名	概要	担当課
朝ごはん食べよう運動	幼稚園・保育所等の児童とその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんを始め、望ましい食生活についてエプロンシアターや講話等によって啓発する。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業 (減塩でおいしい！食育)	関係機関と連携し、「食」を正しく選択する力を身に着けるため、指導用リーフレットを作成し、幼児・児童・生徒、保護者への啓発を行う。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業	保育所に通園している子ども達はもとより、各保護者に対して「減塩」による健康づくりを推進するための指導や、減塩リーフレットを活用した啓発活動を行う。	子育て施設課

重点施策（３） 思春期保健対策の充実

■現状と課題

- ◇ 思春期における性行動の低年齢化に伴う人工妊娠中絶や性感染症の増加を防ぐため、学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用等が身体に与える悪影響についての基礎知識の普及を図っています。
- ◇ 高校生を対象とした赤ちゃん触れ合い講座や禁煙予防教室等を開催し、各事業とも毎回多くの参加者があり、思春期における適切な知識の啓発が図られています。
- ◇ 児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して、生命の尊さや、父性・母性観を養えるよう、思春期ふれあい体験学習を実施し、思春期における保健対策の充実を図っています。
- ◇ 学校、保健所及び地域が連携し、地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 思春期の子どもたちに対して、学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用等の有害性についての基礎知識の普及と理解の促進を図り、自ら正しい判断ができるよう支援していくことで思春期の心と体の健康づくりを推進していきます。

事業名	概要	担当課
高校生の012歳（赤ちゃん）触れ合い体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした赤ちゃん触れ合い講座を行う。	子育て支援課
思春期喫煙予防教室	未成年者への喫煙予防を啓発する。	健康増進課
思春期相談事業	各保健センターで思春期相談を行うとともに、随時電話や来所で相談を受ける。	健康増進課
思春期触れ合い体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児と触れ合う体験を提供する。	健康増進課
喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室	小中高等学校で児童・生徒対象に健康教育で、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導を行う。	学校安全課

重点施策（４） 小児医療の充実

■現状と課題

- ◇ 夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応しています。

小児救急病院を利用する新生児・乳幼児の患者数は横ばいですが、小児科医師数は減少しており、医師への負担も大きくなっています。

そのため、病気の早期発見・早期治療を促し、普段からかかりつけ医に受診してもらうよう、引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。
- ◇ 0歳児から小学6年生までの入院・通院と、中学3年生までの入院に係る医療費の自己負担について助成しています。

■施策の方向性

- ◇ 「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との円滑な連携体制の確保に努めるとともに、「かかりつけ医」や緊急時の小児救急の普及を図ります。
- ◇ 呉市内の小児科医の減少を鑑み、呉市医師会や医療機関とも連携を図りながら、小児医療体制の維持・確保に引き続き努めます。

事業名	概要	担当課
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日9時～18時	福祉保健課
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日19時～23時	福祉保健課
乳幼児等医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分の一部を助成する。（平成29年10月より通院・入院の助成対象年齢を拡大）	子育て支援課
未熟児養育医療給付	未熟児で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費等を給付する。	保健総務課
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、医療費等の自己負担分の一部を助成する。	保健総務課

3 基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

重点施策（1）次代の親の育成

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査では、兄弟の人数は一人（本人のみ）が前回調査と同様に4割程度を占めています。
- ◇ 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが低年齢の弟妹の世話をしたり、年齢の違う近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童と触れ合う機会が減少しています。
- ◇ これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるよう、乳幼児との触れ合いや交流機会の充実を図っています。

■施策の方向性

- ◇ 将来親となる子どもたちが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児と触れ合う機会の創設と拡充に努めます。

事業名	概要	担当課
（再）高校生の012歳（赤ちゃん）触れ合い体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした赤ちゃん触れ合い講座を行う。	子育て支援課
（再）思春期触れ合い体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児と触れ合う体験を提供する。	健康増進課

重点施策（２） 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

■現状と課題

- ◇ 子どもの人口減少が著しい地域を中心に、学校の適正規模の整備に向けた統廃合を進めています。
- ◇ 全国的な少子化の進展により、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が低下してきている中で、学校の役割として児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、子どもたちに切磋琢磨する機会を増やしていくことにより、社会性や規範意識、確かな学力を身に着けさせていく必要があります。
- ◇ 子どもたちが、人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決するための学力等の「生きる力」を身に着けられるよう、学校教育環境の充実を図っていく必要があります。
- ◇ 引き続き、学校できめ細かな指導や個に応じた学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境で小学校と連携した幼児教育の充実に努めていく必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 引き続き、学校の適正規模を目指した学校統合を推進します。
- ◇ 幼児期における教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保・幼・小連携体制の充実を図ります。
- ◇ 子どもたち自身が主体的・自律的に考えて行動する力や生きていくための力を養い、豊かな情操を育むとともに、道德教育等を通じた心の教育により、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実に取り組みます。
- ◇ 子どもたちが、確実に学習内容を身に着けることができるよう、個別学習や習熟の程度に応じた学習等の指導方法や、教師間の協力による指導体制について工夫改善を図ります。
- ◇ 子どもと教職員・学校間のつながり、学校と家庭や地域とのつながりをより一層深め、共に力を合わせて教育活動に取り組みます。

事業名	概要	担当課
適正規模の学校教育環境づくり	呉市立学校統合基本方針に基づき、学校統合を推進する。	教育総務課
小中一貫教育推進事業	小・中学校の９年間で指導内容と指導方法に一貫性を持たせ、義務教育９年間を見通した小中一貫教育を実践する。	学校教育課
加配講師配置事業	少人数指導やティーム・ティーチングを推進し、個に応じた指導を行う。 中学校教員が、計画的に専門性を生かした授業を行う。	学校教育課

事業名	概要	担当課
呉市保幼小連携に関する代表者会	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校と行政等関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校の教育への円滑な接続を図る。	学校教育課
(再) 保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
(再) 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
(再) 幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て支援課 子育て施設課 学校教育課



重点施策（３） 家庭や地域の教育力の向上

■現状と課題

- ◇ 核家族化の進展に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとの触れ合いを通じて父性・母性観を育てるといった機会の減少をもたらすおそれがあり、地域においても子どもと触れ合う機会が減少しているなど、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。このため、良好な親子関係づくりに効果的なプログラムを活用し、家庭教育の充実を図っていますが、年々派遣回数が増加しているため、対応できる人材の確保が課題となっています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を今後も引き続き推進していく必要があります。
- ◇ スポーツ少年団については、各種スポーツ活動及び大会を行い、青少年の健全育成、地域づくりなどに貢献していますが、少子化による団員の減少が課題となっています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って適切な子育てができるよう、情報提供や相談、学習機会や親子の触れ合いの機会の充実を図ります。
- ◇ 地域の大人と子どもが共同で参加する交流活動や、地域の見守りの中で子どもが社会性や協調性を健全に育める環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。
- ◇ 民生委員児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域における子育て家庭の状況の把握に努めるとともに、支援の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
親子コミュニケーション能力開発事業	良好な親子関係づくりに効果的な取組を検討・実施し、家庭教育の充実を図る。	文化振興課
家庭教育相談事業	呉市教育会教育相談部に属する教員OB等が行う相談事業。	文化振興課
スポーツ少年団	日本スポーツ協会が設立した青少年スポーツ団体で、スポーツを通して青少年の健全育成を行う。	スポーツ振興課

重点施策（４） 青少年の健全育成及び非行等への対応

■現状と課題

- ◇ 青少年の健全育成のために、呉市青少年指導センターによる教育相談、スクールカウンセラーの配置、適応指導教室「つばき学級」の設置、メンタルフレンドの派遣、生徒指導員等により生徒指導上の諸課題等への対応を図っており、一定の成果を得ていますが、各事業の実施にあたり現場との連携が不十分など個々のケースへの対応には限界があり、今後はより子どもに寄り添った対応が求められています。

■施策の方向性

- ◇ 学校を始め、地域の関係機関が連携し、いじめ、不登校、非行、引き籠もり等への対応など、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進していきます。
- ◇ 子どもたちが非行や事件等に巻き込まれないよう、家庭・学校・地域等におけるモラル教育の推進に努めます。

事業名	概要	担当課
呉市青少年指導センター	子どものしつけ、問題行動、進路等に関する相談活動や市内巡視、街頭指導等を実施する。	文化振興課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校等の問題に対応するため、児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として、専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	学校安全課
広島県スクールカウンセラー（県実施事業）	不登校や問題行動等への対応について、カウンセラーから指導・援助を受けることにより、児童生徒の悩み、不安、ストレスの解決を図る。	学校安全課
適応指導教室「つばき学級」	小・中学校の不登校児童生徒に対してカウンセリング、集団生活への適応指導、学習の援助を行う。	学校安全課
メンタルフレンド派遣事業	不登校児童生徒に対して、理解と情熱を有する大学生等を派遣し、不登校児童生徒の自主性、社会性等の伸長を援助する。	学校安全課
生徒指導員派遣事業	小・中学校の生徒指導を援助するため、学校の実態に応じて生徒指導員を派遣する。	学校安全課
呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸問題の解決を図る。	学校安全課

4 基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

重点施策（1）子どもの安全の確保

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査では、子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者等）からのサポートを期待するものとして、「不審者など心配なので、見廻りや子どもの安全の確保などができれば安心」「通学路や遊び場での見守りや声掛けが必要」などの意見があり、本市では、地域コミュニティの形成や地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図り、子どもを守るための取組を実施していくことで、子どもの安全確保に努めています。
- ◇ 「呉子ども110番の家」については協力店舗や家庭等が減少してきているため、今後は協力店舗や家庭等を増やすとともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。
- ◇ 呉市児童虐待防止ネットワークなど、関係機関の連携により支援が必要な子どもや家族への対応に努めています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを犯罪被害から守るため、家庭や地域の防犯意識を高め、子どもや保護者へ事故・犯罪に関する情報の提供や子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知に努めます。
- ◇ 関係機関との連携により、交通安全指導の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
交通安全活動推進事業	交通安全日の早朝街頭指導等、交通安全推進協議会連合会及び各地区協議会を中心とした交通安全活動を実施する。	地域協働課
自主防犯グループ育成	各小・中学校のPTAや商店街、地域の人が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動等の自主的な防犯活動を支援する。	地域協働課
呉子ども交通安全推進隊	児童が校門等で交通安全の呼び掛けを行う等して、児童の交通安全に係る意識の高揚を図るとともに、「自分の身は自分で守る」ための能力を育成する。	学校安全課
呉子ども110番の家	商店や家庭等にボランティアで依頼し、児童生徒が登下校中等に危険を感じたときに駆け込むことのできる緊急避難場所を設置する。	学校安全課
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携した取組を行うことで、安心・安全な地域づくりを推進する。	学校安全課

事業名	概要	担当課
不審者情報等配信サービス（守るネット）	不審者情報等を携帯電話に配信し，情報の共有化や子どもを守る活動の充実を図る。	学校安全課
呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため，関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り，対策について協議・検討をする。	子育て支援課



重点施策（２） 安心して外出できる環境の整備

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査によると、公園や遊び場、道路等の整備に関する意見が多く挙げられており、意見交換会においても、子どもが安心して遊べる公園や遊具が必要との声がありました。
- ◇ 地域が子どもや子育て家庭に配慮された優しい環境であることは、子どもを健やかに育てるための重要な要素の一つであり、親子が安心・安全に外出でき、利用しやすい施設を整備していくことで、子どもがのびのびと活動できる環境づくりに努めていくことが引き続き必要です。
- ◇ 歩道の視覚障害者誘導ブロックの設置、舗装の改良等により歩行者の安全向上を図っていますが、更なるバリアフリー化の推進に努めていきます。
- ◇ 道路交通環境については、これまでに一定の改善はされていますが、カーブミラー等の設置が必要と思われる危険箇所がまだ残っており、順次設置が必要です。
- ◇ 近年、散歩中の園児が巻き込まれる痛ましい事故が相次いでおり、安心して外出できる環境の整備は、急務の課題となっています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを交通事故等から守るため、国・県・市・警察と連携し、安心・安全な道路環境の整備を進めていくとともに、交通安全対策等を推進します。
- ◇ 子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進し、多目的トイレや授乳室などの施設整備に努めます。
- ◇ 呉市に発生した災害等の情報について、防災行政無線による放送や呉市防災情報メール、緊急速報メール等により配信します。

事業名	概要	担当課
公園緑地の整備	すべての人が憩うことのできるコミュニティ活動の場として、市民が親しみやすい公園整備を進める。	土木維持課
遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行う。	土木維持課
道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し、市民生活の安全・安心を確保する。	土木維持課
呉市防災情報メール配信サービス	市民の防災対策などに役立ててもらうため、災害時における緊急かつ重要な防災情報を、あらかじめ登録した携帯電話等に配信する。	危機管理課
呉市防災行政無線テレホンサービス	防災行政無線で放送した最新の内容を電話で確認できるサービス	危機管理課

事業名	概要	担当課
緊急速報メール	呉市が避難勧告等の緊急情報を緊急速報メールに対応している呉市域のスマートフォンや携帯電話に配信するサービス	危機管理課



重点施策（３） 安全・安心なまちづくりの推進

■現状と課題

- ◇ 防犯灯（街灯）の設置や維持管理等，防犯施設の整備に努めており，自治会が管理する防犯灯の維持管理に対する助成を行い，市民生活の安全・安心を確保しています。
- ◇ 街区公園数は平成30年3月末時点で312か所となっています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため，公営住宅や公共施設，大規模商業施設において，子育て家庭に配慮した施設整備を進めていくとともに，子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。
- ◇ 既存の公園の改修等により公園の充実を図るとともに，既存の施設の活用により子どもの遊び場の充実を図ります。
- ◇ 市営住宅の建替えや修繕時において，子育て世帯が安心して居住できるよう，ユニバーサルデザインの推進等，良質な住宅の整備に努めるとともに，子育て世帯や多子世帯等に対し，優先的な入居選考を行います。また，子育て世帯を始めとする若者が定住しやすい住宅政策を推進します。

事業名	概要	担当課
（再）公園緑地の整備	全ての人が憩うことができるコミュニティ活動の場として，市民が親しみやすい公園整備を進める。	土木維持課
（再）遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため，定期的な保守点検を行う。	土木維持課
防犯灯の設置等助成	自治会が管理する防犯灯の設置等を助成することにより，市民生活の安全・安心を確保する。	地域協働課
子育て世帯・多子世帯の市営住宅優先入居	子どもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住環境の確保を行う。	住宅政策課

5 基本目標5：仕事と子育ての両立支援

重点施策（1）切れ目のない支援の充実

■現状と課題

- ◇ 男性，女性ともに各年代の未婚率が上昇傾向にあり少子化の主たる要因である未婚化・晩婚化が進んでいます。社会環境が大きく変化する中で，若者の価値観やライフスタイルが変化したことが主な要因とされていますが，結婚し子どもを生き育てたいと思う人の希望に沿った支援ができるよう，引き続き取組を充実させる必要があります。
- ◇ 意見交換会では，産後うつや身近なサポートがない人に対する支援や相談が必要との声がありました。引き続き，健康相談等の事業において，専門職による妊娠や不妊など女性特有の悩みに対する相談や支援の充実が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 将来，結婚し子どもを生き育てたいと思う人の希望がかなうよう取組みを充実させ，積極的な情報提供を図ります。
- ◇ 希望する妊娠・出産を迎えてもらうために，妊娠・出産に関する知識の普及・啓発に努めます。
- ◇ 不妊治療に関する情報の提供や相談，支援体制の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
（再）母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の，母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
（再）妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し，新生児等や妊産婦の相談，育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課
（再）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して，生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況，養育環境の把握を行う。	健康増進課
（再）妊産婦健康診査事業	妊婦の健康状態や胎児の発育状態，産婦の母体の回復や精神状態の把握をするための健診を実施する。	健康増進課
（再）乳幼児健康診査事業	乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。また，聴覚障害の早期発見，早期療育につなげるための新生児聴覚検査費用の一部を助成する。	健康増進課
（再）妊婦・育児教室，相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
（再）子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安，虐待，いじめ等の問題について，専門職（児童精神科医・心理療法士）が相談を受ける。	健康増進課

事業名	概要	担当課
ひろしま出会いサポートセンター（県事業）	結婚を考える人たちの“出会いのきっかけを”応援するため、平成26年8月に開設された（県事業との相互調整を図る。）。	子育て支援課
健康相談・女性の健康相談	健康や妊娠、不妊に関する支援制度などの情報提供や相談を受ける。	健康増進課
不妊専門相談センター（県事業）	不妊に関する不安や悩み、不妊の原因や不妊の検査、治療、女性の健康全般について相談を受ける。	健康増進課
不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦を対象に、一般不妊治療費及び特定不妊治療費の一部を助成する。	健康増進課
（再）子育て世代包括支援センターの運営	助産師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	健康増進課

重点施策（２） ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

■現状と課題

- ◇ ニーズ調査では、父親の平日における家事・育児に関わる時間について、「30分未満」と回答した割合が前回調査より減少している一方で、ほとんど携わっていない割合が11.1%から15.6%へと増加しています。男性が仕事を中心とした生活スタイルを見直し、家事や子育てなどに参加することで「家庭」と「仕事」のバランスを保てるようにすることが求められており、男女とも「仕事」以外の生活の充実を図ることが必要です。
- ◇ 意見交換会では、父親の育児参加には、会社を休めるよう、行政からも父親の働き方をサポートすることが必要ではないかとの声もありました。就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解促進が求められていますが、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて制度を有効に活用してもらうための普及・啓発とともに、制度を活用できる職場の雰囲気づくりのための支援が必要です。
- ◇ 呉しごと相談館において若者の就労支援に努めていますが、引き続き、再就職のための支援を行い職場に定着してもらうよう図っていく必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 在宅で保育を行う家庭を含む全ての子育て家庭に対する支援の観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◇ 家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。
- ◇ 子育て世代の女性の活躍を支持します。

事業名	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う（啓発資料作成・事業主や人事担当者に対する研修会やセミナー開催・講師派遣等）。	人権センター
呉しごと相談館	専門のカウンセラーが仕事の相談や面接指導等を個別にすることにより、再就職を支援し、職場への定着を促す。	商工振興課
女性の創業支援事業	創業に興味のある子育て世代の女性を中心に、資格や趣味を生かしたプチ起業という選択肢もあるという雰囲気づくりを進めるため、民間主導で女性の潜在的な創業意欲を喚起する取組を実施する。	商工振興課

重点施策（３） 子育てと仕事の両立の推進

■現状と課題

- ◇ 子どもが生まれたときの育児休業制度の利用状況は、母親の利用率が 35.8% であるのに対し、父親は 5.3% と依然低い状況が続いています。
- ◇ 母親の育休期間の希望としては、「２歳以上」が最も高く、44.7% を占めているものの、実際には「１歳以上１歳６か月未満」が最も高い 51.2% となっています。
- ◇ 母親で「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した中で、「今後、就労したい」と回答した人の割合は 74.9% と高く、就労形態としては「パートタイム、アルバイト等」と回答した人が 78.4% となっていますが、「フルタイム」を希望する人も前回に比べ約 10% 増加しています。
- ◇ 母親が育児休業制度を取得しなかった理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」が 46.1% と半数近くにのぼっており、母親が就労継続を断念して出産・育児を優先するという状況が依然として続いていることが伺えます。また、「職場に育児休業の制度がなかった」割合が前回より増加しており、受け皿となる教育・保育サービスの充実を引き続き進めていく必要がありますが、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に向け、更なる啓発が必要です。
- ◇ 働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり、働き方の見直しに加えて男性にも家庭での役割を分担する意識の啓発を図るとともに、子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園、認定こども園等における保育サービスや放課後児童会、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
(再) ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学３年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再) 保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
(再) 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課

事業名	概要	担当課
(再) 延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
(再) 地域型保育事業	小規模保育施設等において保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数で保育する。	子育て施設課
(再) 休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
(再) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
(再) 病児・病後児保育事業	児童等が病気の回復期で、集団保育等が困難な期間、病院付設の専用保育室（病気別保育が可能な部屋を完備）で一時的に預かる。	子育て施設課
(再) 一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に児童の保育ができなくなったとき又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に児童の保育が必要となったときに当該児童を受け入れる。	子育て施設課
(再) 児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て支援課

重点施策（４） 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

■現状と課題

- ◇ 女性の社会進出が進んだことにより，夫婦共働き世帯が増加し，20歳代後半から60歳代前半にかけての年齢階層において女性就業率が上昇しています。また，夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回っており，働き方の構造が大きく変化しています。
- ◇ 講演会や映画の上映などを通して啓発活動に取り組んでいますが，参加者数が伸び悩んでいるため，家事・育児や地域活動へ男性の参加を高めるための効果的な手法の検討が必要となっています。

■施策の方向性

- ◇ 家庭において父親，母親がともに育児や家事の責任を分担し，協力し合えるよう，親になる前からの学習機会や子どもの成長を家族と一緒に喜ぶことができる機会を増やすことで，男女共同参画の推進についての意識啓発を引き続き図っていきます。

事業名	概要	担当課
くれ男女共同参画セミナー	男女共同参画について幅広いジャンルを学ぶ場を提供する（子育て編・女性編・男性編・として開催）。	人権センター
呉市男女共同参画週間事業	男女共同参画週間に合わせて，男女共同参画に関する啓発事業等を実施する。	人権センター
男性への育児応援事業	父親や祖父などの男性を対象に，育児に関する講座等を実施する。	子育て支援課

6 基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

重点施策（1） 児童虐待防止対策の更なる強化

■現状と課題

- ◇ 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため、発生予防から早期発見、発生時の迅速で的確な対応が求められています。
- ◇ 呉市においても児童虐待対応件数は年々急増しており、地域社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。問題が起きる前に適切な対応が施せるよう、子育て家庭の孤立化防止に向け、保健・医療・福祉等の分野のほか関係機関とのしっかりとした連携体制を機能させることが重要です。

■施策の方向性

- ◇ 虐待で苦しむ子どもをゼロにするための児童虐待防止対策の更なる強化に努めます。
- ◇ 引き続き、要保護児童対策地域協議会（代表者、実務者、個別ケース検討会議）の機能強化を図るとともに、社会福祉士や認定心理士などが中心となって実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等によるアウトリーチ支援を行い、継続的なソーシャルワークができるよう、早期に「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。
- ◇ 「子育て世代包括支援センターえがお」や地区担当保健師と要保護児童対策地域協議会との連携を密にすることで、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握を行い、具体的なサポートにつなげていきます。
- ◇ 虐待を受けた子どもの命を守るため、家庭への介入や指導等を行う「児童相談所」、身近な地域の相談者として家庭に寄り添い、より良い支援について一緒に考える「子ども家庭総合支援拠点」、子どもたちの日々の見守りを行う「子どもの所属先」の三層構造のセーフティネットをしっかりと機能させていきます。

事業名	概要	担当課
（再）呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭や妊産婦を対象に、社会福祉士や認定心理士などが中心となって、アウトリーチ支援と継続的なソーシャルワークを行う。	子育て支援課
児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーン、移動パネル展示等の啓発活動を行う。	子育て支援課
（再）養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難な家庭へ子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
(再) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
(再) 子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門職（児童精神科医、心理療法士）が相談を受ける。	健康増進課

重点施策（２） 障害児施策の充実

■現状と課題

- ◇ 教育・保育の現場などにおいて、発達障害のある子どもに対する指導及び支援が課題となっていることから、呉市障害者基本計画・呉市障害福祉計画・呉市障害児福祉計画との整合性を確保しながら、障害のある子どもにおける障害の重度・重複化や多様化に対応するとともに、子どもの特性に応じた療育・教育を充実していく必要があります。
- ◇ ニーズ調査では、子どもの成長過程で心配な状態等として、「こだわりがある」、「言葉が遅い、または一方的に話し、言葉のやり取りが難しい」の項目で割合が増加しており、今後も支援が必要な子どもの増加が見込まれるため、子ども一人一人の多様な症状に応じた対応が必要になっています。
- ◇ 特別支援学級の在籍者数の増加に伴い、障害の重度・重複化や多様化が進んでいる傾向にあることから、子ども一人一人の状況に応じた適切な教育的支援を行うことが求められています。

■施策の方向性

- ◇ 障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、年齢や障害の程度などに応じた専門的な療育の提供に努めます。
- ◇ 障害のある子どもとその家族に対する相談、指導、支援の充実を図り、負担の軽減等に努めます。
- ◇ 障害のある子どもの保育に適した環境整備に努めるとともに、障害のある子どもの進路選択の幅を広げるため、保育所や幼稚園・認定こども園等における受け入れ体制の整備を図り、障害児保育の充実に努めます。

事業名	概要	担当課
児童療育相談事業	専門医などが発達障害等を有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行う。	障害福祉課
児童発達支援	施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。	障害福祉課
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を、施設に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	障害福祉課
放課後等デイサービス	就学している児童を、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供する。	障害福祉課
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する児童の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画の作成を行う。	障害福祉課
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護している者に対して支給する。	障害福祉課
障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障害があるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	障害福祉課
障害児保育事業	家庭、専門機関との連携を密にし、個々の障害の種類、程度に対応したきめ細やかな保育を行う。また、障害のある子どもを受け入れた保育所等が保育士の加配を行う場合に支援する。	子育て施設課
特別支援学級指導員	小・中学校の特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
学校教育指導補助員	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
特別支援教育相談員	教育委員会事務局に相談員を配置し、就学前の幼児及び児童生徒の実態把握・個別相談・指導の援助を行う。	学校安全課
(再)放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	障害福祉課

重点施策（３） ひとり親家庭等の支援の充実

■現状と課題

- ◇ ひとり親の家庭がより豊かで充実した生活を営むことができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を実施していますが、引き続き支援を計画的に推進していく必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 就業支援などの経済的支援を通じ、生活の安定と自立に向けた支援を行います。
- ◇ 母子・父子家庭への相談・連絡を通じ、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

事業名	概要	担当課
母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子・父子自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等に支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等(世帯全員の前年所得税が非課税相当)の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金制度	母(父)子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸付けを行う。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母(父)子家庭の母(父)が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母(父)子家庭の母(父)が、就職に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師)取得のために養成機関で修業する一定期間、給付金を支給する。	子育て支援課
JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJR列車(JRバスを除く。)の通勤用の定期券に特定運賃が適用される。	子育て支援課
(再)養育支援家庭訪問事業(子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
(再) ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再) 実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴い実費徴収とされた食材料費に係る補足給付を行う。	子育て施設課
(再) ひとり親家庭への情報配信	呉市内に居住のひとり親家庭の方々を中心に、自立や就業に役立つ情報を呉市子育て支援アプリを活用し随時配信する。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母(父)子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細かな自立支援事業を行う。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センターの利用料を2分の1助成することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう支援する。	子育て支援課
社会的な居場所づくり支援事業 学びの場「あつまってクレ」	子どもが日常的な生活習慣を身につけるよう学習会を週1回開催し、子どもに対する学習支援、進学に関する支援を行い、生活保護世帯及びひとり親家庭等の子どもが健全に育成される環境を整備する。	生活支援課
就学援助事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学のために必要な援助を行う。	学校教育課
(再) 呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸問題の解決を図る。	学校安全課
(再) 乳幼児等医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分の一部を助成する。(平成29年10月より通院・入院の助成対象年齢を拡大)	子育て支援課
住居確保給付金の支給	離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対して、一定の期間、家賃相当額を支給する。	生活支援課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対して、一人一人が抱えている課題を把握し、支援プランを作成しながら、就労支援など自立に向けた支援を行う。	生活支援課
生活保護受給者等就労自立促進事業	就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護や児童扶養手当を受給している方などの就職を支援する。	生活支援課

7 基本目標7：全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現 (子どもの貧困対策)

全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、子どもの将来が、その生まれ育った環境により左右されることがないように、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境の整備と切れ目のない支援を行っていく必要があります。

本計画では、平成29年7月に実施した「呉市子どもの生活に関する実態調査」(以下、「実態調査」という。)の分析結果を基に、6つの重点施策による子どもの貧困対策を推進します。

重点施策(1) 教育の支援

■現状と課題

- ◇ 実態調査の分析結果から、貧困の状況にある子どもは、保護者の関わりが少ないことで、計画を立てて勉強することが習慣づけられていない状況にあることが分かっており、学習意欲が削がれやすい傾向があります。
- ◇ 教育にかかる家庭の負担は、困窮世帯にとってとても重く、生活が困窮する家庭ほど、大学を含めた高等教育への進学希望が低くなる傾向にあります。

■施策の方向性

- ◇ 年齢や発達に応じた幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、質の高い幼児教育・保育の確保に努めます。
- ◇ 保育所・幼稚園・認定こども園等及び小学校、また放課後児童会などの児童福祉施設の関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校期の教育や福祉施策への円滑な接続を図っていきます。
- ◇ 貧困の状況にある子どもの大学等の進学率を高め、将来の就業機会の確保につなげるよう、国が行う高等教育の修学支援と連動させながら、新たに必要となる施策について検討を行っていきます。
- ◇ 学校以外の場での学習支援や、経験や体験活動の場の提供など、新たな子どもの居場所に取り組む様々な主体を支援することで、信頼できる大人との出会い、子ども一人一人に寄り添った生活全般の支援を実現していきます。

事業名	概要	担当課
(再)呉市保幼小連携に関する代表者会	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校と行政等関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校の教育への円滑な接続を図る。	学校教育課

事業名	概要	担当課
子どもの学習支援事業	子どもが日常的な生活習慣や基礎学力を身につけるよう学習会を週1回開催し、子どもに対する学習支援を行い、生活保護世帯及びひとり親家庭等の子どもが健全に育成される環境を整備する。	生活支援課
(再) 就学援助事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学のために必要な援助を行う。	学校教育課
(再) 呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸問題の解決を図る。	学校安全課
(再) 子どもの居場所づくり	地域の子どもの対象に、子ども食堂、学習支援教室など、団体や事業者など様々な主体が取り組む子どもの居場所づくりを支援する。	子育て支援課
子どもの進学支援事業	個別学習支援、進学相談及び生活習慣の習慣支援を行う場を開設することにより、ひとり親家庭の生活向上及び貧困の連鎖を防止する。	子育て支援課

重点施策（２） 生活の支援

■現状と課題

- ◇ 子どものすこやかな育ちには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であり、特に若年で妊娠した女性や、DV被害を受けた妊婦等は安定した居場所を失い、生活上の困難に陥りやすい傾向にあります。
- ◇ 実態調査の結果から、経済的な理由で十分な食事が摂れない、また健康的な食習慣が身に付いていない家庭が一定数あることが分かっています。
- ◇ 特にひとり親家庭や児童養護施設を退所した子どもや里親委託解除後など、社会的養護の終わった子どもたちの住宅の確保などの支援が課題となっています。

■施策の方向性

- ◇ 困難を抱えたひとり親について、家庭の状況を把握し、生活や就労の各種支援へつなげていくため、関係機関が協力して早期にその存在を把握し、早期に相談につなげるための体制を充実します。
- ◇ 子どものすこやかな発育や発達を支える、望ましい食習慣や生活習慣を形成する施策を推進します。
- ◇ 困窮する家庭と子どもの食の支援や地域で子どもたちが安心して過ごすことができ、生活習慣の習得にもつながる子どもの居場所づくりを推進します。
- ◇ 困窮する家庭やその子どもにとって、新たな生活を始めたり、進学や就職したりする際に大きな問題となる住宅等の確保について、公営住宅や居住費に関する支援を行っていきます。

事業名	概要	担当課
(再) 母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子・父子自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
(再) 児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等に支給する。	子育て支援課
(再) ひとり親家庭等医療費の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等(世帯全員の前年所得税が非課税相当)の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課
(再) 母子・父子・寡婦福祉資金制度	母(父)子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸付けを行う。	子育て支援課
(再) 自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母(父)子家庭の母(父)が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
(再) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母(父)子家庭の母(父)が、就職に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師)取得のために養成機関で修業する一定期間、給付金を支給する。	子育て支援課
(再) JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJR列車(JRバスを除く。)の通勤用の定期券に特定運賃が適用される。	子育て支援課
(再) 養育支援家庭訪問事業(子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
(再) ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再) 実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴い実費徴収とされた食材料費に係る補足給付を行う。	子育て施設課
(再) ひとり親家庭への情報配信	呉市内に居住のひとり親家庭の方々を中心に、自立や就業に役立つ情報を呉市子育て支援アプリを活用し随時配信する。	子育て支援課
(再) 母子・父子自立支援プログラム策定事業	母(父)子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細やかな自立支援事業を行う。	子育て支援課
(再) ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センターの利用料を2分の1助成することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう支援する。	子育て支援課
(再) 乳幼児等医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分の一部を助成する。(平成29年10月より通院・入院の助成対象年齢を拡大)	子育て支援課
(再) 住居確保給付金の支給	離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対して、一定の期間、家賃相当額を支給する。	生活支援課
(再) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対して、一人一人の抱えている課題を把握し、支援プランを作成しながら、就労支援など自立に向けた支援を行う。	生活支援課
(再) 生活保護受給者等就労自立促進事業	就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護や児童扶養手当を受給している方などの就職を支援する。	生活支援課

事業名	概要	担当課
(再) 子どもの居場所づくり	地域の子どもを対象に、子ども食堂、学習支援教室など、団体や事業者など様々な主体が取り組む子どもの居場所づくりを支援する。	子育て支援課

重点施策（３） 保護者に対する就労の支援

■現状と課題

- ◇ 実態調査の結果から、ひとり親の就業状況は改善しつつあるものの、依然として相対的貧困の割合はそれ以外の世帯に比べて高い状況にあります。
- ◇ ふたり親世帯についても、所得が低く生活が困難な状況にある世帯について、仕事と家庭の両立に不安を持っていたり、非正規雇用のまま就労が続くなど、経済状態が安定しない就労状況に置かれている家庭も一定数あります。

■施策の方向性

- ◇ 保護者の就労支援に当たっては、家庭の安定的な経済的基盤を築くため、単に職を得られるだけでなく、子どもの将来の進路や生活設計ができるよう、所得の増加につながるよう支援していきます。
- ◇ 仕事と家庭を両立しながら、自立に向けた働き方について保護者自身が考えられる余裕が持てるよう、安心して子どもを育てられるサービスメニューの充実と、働きやすい労働環境の確保に努めます。

事業名	概要	担当課
(再) 母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子・父子自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
(再) 児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等に支給する。	子育て支援課
(再) ひとり親家庭等医療費の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等(世帯全員の前年所得税が非課税相当)の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課
(再) 母子・父子・寡婦福祉資金制度	母(父)子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸付けを行う。	子育て支援課
(再) 自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母(父)子家庭の母(父)が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	子育て支援課
(再) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母(父)子家庭の母(父)が、就職に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師)取得のために養成機関で修業する一定期間、給付金を支給する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
(再) JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJR列車(JRバスを除く。)の通勤用の定期券に特定運賃が適用される。	子育て支援課
(再) ひとり親家庭への情報配信	呉市内に居住のひとり親家庭の方々を中心に、自立や就業に役立つ情報を呉市子育て支援アプリを活用し随時配信する。	子育て支援課
(再) 母子・父子自立支援プログラム策定事業	母(父)子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細やかな自立支援事業を行う。	子育て支援課
(再) ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センターの利用料を2分の1助成することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう支援する。	子育て支援課
(再) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対して、一人一人の抱えている課題を把握し、支援プランを作成しながら、就労支援など自立に向けた支援を行う。	生活支援課
(再) 生活保護受給者等就労自立促進事業	就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護や児童扶養手当を受給している方などの就職を支援する。	生活支援課

重点施策（４） 経済的な支援

■現状と課題

- ◇ 実態調査の結果分析から、世帯の経済状況が「学び」「生活」「健康」「自己肯定感」などあらゆる分野にわたって影響を与えていることが分かっています。
- ◇ 家庭の経済的困窮については、対象者を明確にすることが難しくなっています。子どもの貧困の実態は見えづらく、捉えづらいことが多く、家庭の把握が困難なため、支援制度につながっていないケースもあります。

■施策の方向性

- ◇ 親の就労状況や健康状態に関わらず、日々の生活の安定を目的として給付される児童手当や児童扶養手当などのほか、様々な世帯の状況に応じた経済的支援が、必要とする家庭に漏れなく届けられるよう、対象者への十分な周知や福祉と教育部門の連携を図ります。
- ◇ 各種制度の支援が届かない、届けにくい家庭を把握するため、保育所や学校などの既存の仕組み以外に、地縁団体や社会活動団体による活動や子どもの居場所づくりを行っている様々な主体と連携することで、家庭や子どもたちのＳＯＳに気づくことができます。これらの活動を支援することで、必要な制度につなげられるような方策を検討していきます。

事業名	概要	担当課
(再) 母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子・父子自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
(再) 児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、中学校修了までの児童を対象に支給する。	子育て支援課
(再) 児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等に支給する。	子育て支援課
(再) 就学援助事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学のために必要な援助を行う。	学校教育課
(再) ひとり親家庭等医療費の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母(父)子家庭等(世帯全員の前年所得税が非課税相当)の医療保険診療の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課
(再) 母子・父子・寡婦福祉資金制度	母(父)子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸付けを行う。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
(再) JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJR列車(JRバスを除く。)の通勤用の定期券に特定運賃が適用される。	子育て支援課
(再) 養育支援家庭訪問事業(子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
(再) ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再) 子どもの居場所づくり	地域の子どもの対象に、子ども食堂、学習支援教室など、団体や事業者など様々な主体が取り組む子どもの居場所づくりを支援する。	子育て支援課
(再) 実費徴収を伴う子育て支援事業	幼児教育・保育の無償化に伴い実費徴収とされた食材料費に係る補足給付を行う。	子育て施設課
(再) ひとり親家庭への情報配信	呉市内に居住のひとり親家庭の方々を中心に、自立や就業に役立つ情報を呉市子育て支援アプリを活用し随時配信する。	子育て支援課
(再) 母子・父子自立支援プログラム策定事業	母(父)子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携の上、きめ細やかな自立支援事業を行う。	子育て支援課
(再) ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センターの利用料を2分の1助成することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう支援する。	子育て支援課
(再) 乳幼児等医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分の一部を助成する。(平成29年10月より通院・入院の助成対象年齢を拡大)	子育て支援課
(再) 住居確保給付金の支給	離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対して、一定の期間、家賃相当額を支給する。	生活支援課
(再) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に対して、一人一人の抱えている課題を把握し、支援プランを作成しながら、就労支援など自立に向けた支援を行う。	生活支援課
(再) 生活保護受給者等就労自立促進事業	就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護や児童扶養手当を受給している方などの就職を支援する。	生活支援課

重点施策（５） 子どもの貧困に対する調査研究等

■現状と課題

- ◇ 子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、第１回調査を平成２９年７月に実施しました。しかし、増税による世帯収入の変化や、女性就業率を８割にまで引き上げる政府目標の成果など、今後の世帯の経済状態に影響を与える社会変化も想定されるため、今後も継続的な情報把握が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 調査研究においては、政策のプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含めて取り組みに対する効果が適切か、さらにはプロセスも併せた評価をするよう取り組みます。
- ◇ 今後も、必要に応じ調査を行い、施策の効果測定を行った上で、重点化するものを選択する際や新たな施策の検討をする際に役立てていきます。

事業名	概要	担当課
子どもの生活に関する実態調査	子どもの貧困対策における効果的な支援の在り方の検討のため、平成２９年７月に広島県と連携して、市全体の子供の生活実態や学習環境等について行った調査。	子育て支援課

重点施策（6） 施策の推進体制等

■現状と課題

- ◇ 現在は、福祉・保健・教育・住宅政策部門により政策協議を横断的に行っています。
- ◇ 平成30年度に、子どもの居場所づくりを市内に広げるためのシンポジウムを広島県と共催で実施しましたが、今後も子どもの相対的貧困に対する社会の理解を広めていく取り組みが必要です。
- ◇ 令和元年度、地域資源と子どもの居場所づくりに取り組む団体等とをつなぐ役割として「地域コーディネート事業」を委託し、各種団体、事業所などが積極的に参入しやすくしたり、協力したいという個人や事業者などの参画を促したりする活動を行っています。

■施策の方向性

- ◇ 調査結果や現在行われている取り組みについて、SNSで発信したり、広報紙で紹介したり、出前トークで市民の意見を集めるなどのほか、居場所づくりに取り組む様々な団体等によるシンポジウムの開催や全国の先進的な取り組みを市民に紹介する場を設けるなど、国や県などの協力も得ながら、市民啓発を行っていきます。
- ◇ 様々な支援団体や事業者などとの情報交換や相互支援を行うことができるネットワークを構築することで、より一層の連携強化を図ります。

事業名	概要	担当課
子どもの貧困対策連携会議	子どもの貧困対策の推進のための情報交換、相互協力、実情に応じた施策の策定及び実施をするため、平成28年5月に設置。	子育て支援課

第6章 計画の推進

1 基本的姿勢

子どもや子育て世帯を地域社会全体で支援していくためには、市だけでなく、教育・保育施設、小学校、その他子育てに関わる関係団体・機関を含めた地域全体の連携が必要になってきます。

本計画の推進に当たっては、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・機関などと連携し、相互に情報共有を図りながら、事業の推進・調整を行っていきます。また、家庭・地域・学校・企業・行政のそれぞれが、子育てや子どもの健全育成における責任や役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を効果的・効率的に推進していきます。

2 推進体制

(1) 庁内の体制

子育て担当部が中心となり、庁内の関係部署と連携しながら、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

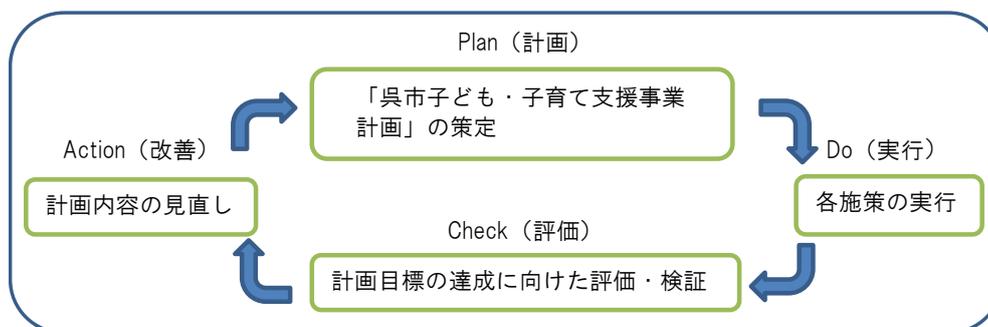
(2) 庁外の体制

市民や有識者、子育て支援関係者等で組織する「呉市保健福祉審議会（児童福祉専門分科会）」に進捗等について説明・報告をし、推進に向けての協議・意見交換を行います。

3 進捗の管理・評価

今後は、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、「量の見込」や「確保方策」については毎年検証を行い、当初の計画に対して大きな開きが見受けられる場合には、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和6年度）までとします。



資料編

1 基礎データ

(1) 呉市内の地域子育て支援拠点（令和2年3月現在）

名 称		所 在 地
■すこやか子育て支援センター		
1	呉市すこやか子育て支援センター くれくれ・ば	宝町2-50 レクレ4階
2	呉市すこやか子育て支援センター ひろひろ・ば	広古新開2-1-3 広市民センター3階
■地域子育て支援センター		
3	救世軍呉保育所 S. A. エンジェルクラブ	青山町1-4
4	阿賀保育園 わんぱくひろば	阿賀中央2-7-7
5	郷原保育所 にこにこランド	郷原町1946
6	下蒲刈保育所 ぴよママ	下蒲刈町下島1713-1
7	安浦中央保育所 きらきらエンジェル	安浦町中央3-3-7
8	焼山こばと 子育て支援センターこばと	押込西平町29-84
9	きらきら音戸保育園 キラキラスマイル	音戸町波多見2-27-1
10	せいれんじ 子育て支援センターせいれんじ	伏原1-13-16
11	天応めぐみ園 めぐみランド	天応大浜2-1-5

(2) 呉市内の子育て世代包括支援センター（令和2年3月現在）

名 称		所 在 地
■子育て世代包括支援センター		
1	呉市子育て世代包括支援センターえがお	呉市和庄1-2-13 すこやかセンターくれ3階

(3) 呉市内の幼稚園（令和2年3月現在）

[私立（認可）]

名称		所在地
1	阿賀中央幼稚園	阿賀中央6-13-3
2	呉中央幼稚園	広古新開2-2-15
3	山手幼稚園	山手1-2-6
4	せんとく幼稚園	中通2-6-18
5	聖慈幼稚園	海岸3-5-41
6	みのり幼稚	吉浦中町2-8-28
7	ひかり幼稚園	上山田町2-28
8	善通寺幼稚園	広中新開2-2-10
9	至心幼稚園	郷町4-25
10	焼山こばと幼稚園	押込西平町29-84
11	焼山フタバ幼稚園	焼山中央1-6-22
12	桜ヶ丘幼稚園	焼山桜ヶ丘2-6-28
13	やよい幼稚園	広文化町1-52
14	とくふう幼稚園	広本町3-15-24
15	昭和幼稚園	栢原町西谷638-2
16	焼山みどり幼稚園	焼山東1-19-17
17	安浦幼稚園	安浦町内海北1-10-16

[私立・幼稚園型認定こども園]

名称		所在地
1	認定こども園 宝徳幼稚園	阿賀北7-20-15
2	川尻光幼稚園	川尻町森2-5-32

[公立（認可）]

名称		所在地
1	豊島幼稚園	（休園）
2	ゆたか幼稚園	豊町大長字中大浦4783

(4) 呉市内の保育所（令和2年3月現在）

[私立（認可）]

	名 称	所 在 地
1	救世軍呉保育所	青山町1-4
2	嶺南荘保育所 （分園）れいなんそう乳児保育園	東畑2-2-18 広大新開2-5-3
3	平原保育園	平原町19-12
4	落走保育園	汐見町12-8
5	後藤保育所	宮原5-9-5
6	鍋保育所	警固屋4-1-11
7	阿賀保育園	阿賀中央2-7-7
8	横路保育所	広横路4-1-46
9	徳風保育園	広本町3-15-24
10	名田保育園	広白岳1-3-8
11	長浜東保育所 （分園）乳児施設 RUBY	広長浜4-3-3 広白石1-4-9
12	呉聖園マリア園	和庄登町5-8
13	臨海保育所	広小坪1-50-15
14	焼山保育園	焼山東3-18-1
15	昭和保育園	栃原町西谷667-2
16	明和保育園	焼山ひばりヶ丘町18-15
17	鈴らん保育園	中央6-11-1
18	ときわ保育園 （分園）つばめ	広横路3-11-32 広古新開7-43-11
19	警固屋みらい保育園 （分園）みらい乳児保育園	警固屋8-8-17 本町8-1
20	坪内保育園	船見町1-2
21	原保育園	阿賀北3-1-8
22	延崎保育園	阿賀南4-2-29
23	くれよん保育園	広古新開2-2-15
24	あゆみ保育園	中央3-12-17
25	きらきら音戸保育園	音戸町波多見2-27-1

[私立・保育所型認定こども園]

名 称		所 在 地
1	認定こども園 至心保育所	東中央3-1-5
2	認定こども園 郷原保育所	郷原町 1946

[公立（認可）]

名 称		所 在 地
1	中央乳児保育所	西中央4-8-2-101
2	山の手保育所	山手2-11-1-101
3	中新開保育所	広中新開1-2-20
4	三坂地保育所	広塩焼1-2-19
5	皆実保育所	仁方皆実町1-14-101
6	下蒲刈保育所	下蒲刈町下島1713-1
7	音戸保育所	音戸町高須2-1-9
8	倉橋保育所	倉橋町183-1
9	明德保育所	倉橋町7531-1
10	蒲刈保育所	蒲刈町田戸字志野辺2494-4
11	安浦中央保育所	安浦町中央3-3-7
12	安登保育所	安浦町安登西5-7-20

[地域保育所]

名 称		所 在 地
1	ゆたか保育所	豊町大長字中大浦4783

(5) 幼保連携型認定こども園（令和2年3月現在）

[私立（認可）]

名 称		所 在 地
1	呉第一こども園	三条4-11-2
2	銀の鈴こども園	東中央1-5-2
3	認定こども園 だいしん	吉浦中町1-9-18
4	宮ヶ迫保育園	焼山宮ヶ迫1-1-3
5	認定こども園 よしうら	吉浦東本町2-3-30
6	認定こども園 焼山こぼと (分園)かえでの森	押込西平町29-84 焼山西3-19-14
7	認定こども園 せいれんじ	伏原1-13-16
8	仁方こども園	仁方西神町38-7
9	認定こども園 天応めぐみ園	天応大浜2-1-5
10	川原石こども園	海岸4-1-13
11	認定こども園 わかば幼稚園	仁方本町2-2-7
12	幼保連携型認定こども園 明德幼稚園	海岸3-11-14
13	認定こども園 しろはと	仁方棧橋通6-23
14	幼保連携型認定こども園 昭和第2園ココロ	郷原町字林頭1995
15	認定こども園 かがやき	川尻町久俊1-7-15
16	認定こども園 スカウトランドひまわり幼稚園	中央5-12-18
17	認定こども園 呉あそか幼稚園	清水1-10-25
18	花の木幼稚園	焼山中央3-17-23
19	西方寺こども園	東中央2-8-5

(6) 地域型保育事業（令和2年3月現在）

[私立]

名 称		所 在 地
1	[小規模保育事業] ニチイキッズ南横路保育園	広横路1-8-32
2	[事業所内保育事業] ニチイキッズしんちゃんランド広保育園	広本町3-19-25

(7) 呉市内の小学校（令和2年3月現在）

[公立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	仁方小学校	仁方本町1-6-6	20	港町小学校	海岸3-5-30
2	広南小学校	広長浜4-1-26	21	吉浦小学校	吉浦中町2-6-5
3	白岳小学校	広駅前1-6-1	22	天応小学校	天応大浜2-1-64
4	広小学校	広杭本町3-1	23	昭和西小学校	焼山宮ヶ迫1-3-1
5	三坂地小学校	広中迫町4-1	24	昭和中央小学校	焼山中央4-1-1
6	郷原小学校	郷原町1584-1	25	昭和南小学校	焼山此原町14-1
7	横路小学校	広横路4-1-9	26	昭和北小学校	焼山本庄1-6-1
8	阿賀小学校	阿賀南2-1-1	27	下蒲刈小学校	下蒲刈町下島3484-3
9	原小学校	阿賀北4-3-16	28	川尻小学校	川尻町久俊1-5-24
10	警固屋小学校	警固屋7-5-1	29	音戸小学校	音戸町南隠渡1-12-6
11	坪内小学校	宮原12-13-1	30	波多見小学校	音戸町波多見9-11-1
12	宮原小学校	宮原4-8-1	31	明德小学校	倉橋町7490
13	和庄小学校	八幡町10-7	32	倉橋小学校	倉橋町383-2
14	本通小学校	寺本町1-10	33	蒲刈小学校	蒲刈町向771
15	長迫小学校	長迫町12-5	34	安浦小学校	安浦町内海北1-2-5
16	明立小学校	伏原2-6-38	35	安登小学校	安浦町安登西5-7-19
17	荘山田小学校	東中央3-1-23	36	豊小学校	豊町久比2411-1
18	呉中央小学校	西中央4-10-52	-	延崎小学校	(休校)
19	両城小学校	三条2-15-12	-	情島小学校	(休校)

(8) 呉市内の中学校（令和2年3月現在）

[公立]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	仁方中学校	仁方棧橋通 16-8		15	吉浦中学校	狩留賀町 8-6	
2	広南中学校	広長浜 4-1-9		16	天応中学校	天応東久保 2-7-1	
3	白岳中学校	広駅前 2-11-1		17	昭和中学校	焼山中央 6-9-1	
4	広中央中学校	広吉松 2-15-1		18	昭和北中学校	焼山泉ヶ丘 2-11-1	
5	郷原中学校	郷原町 11706-2		19	下蒲刈中学校	下蒲刈町下島 2119	
6	横路中学校	広横路 4-9-15		20	川尻中学校	川尻町西 1-23-47	
7	阿賀中学校	阿賀中央 5-14-16		21	音戸中学校	音戸町南隠渡 4-15-1	
8	警固屋中学校	警固屋 7-4-1		22	明德中学校	音戸町藤脇 1-30-1	
9	宮原中学校	船見町 1-1		23	倉橋中学校	倉橋町 383-2	
10	和庄中学校	和庄登町 3-18		24	蒲刈中学校	蒲刈町向 771	
11	東畑中学校	東畑 2-7-38		25	安浦中学校	安浦町中央 4-2-1	
12	片山中学校	東片山町 13-5		26	豊浜中学校	豊浜町大字豊島 3438	
13	呉中央中学校	西中央 4-10-52		—	大冠中学校	(休校)	
14	両城中学校	両城 2-22-15		—	音戸西中学校	(休校)	

[私立]

名 称		所 在 地	
1	呉青山中学校	青山町 2-1	

(9) 呉市内の特別支援学校（令和2年3月現在）

[広島県立]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	呉南特別支援学校	阿賀中央 5-13-71		2	呉特別支援学校	焼山北 3-22-1	

2 呉市保健福祉審議会（児童福祉専門分科会）

（1）保健福祉審議会条例

○呉市保健福祉審議会条例

平成12年3月10日条例第12号

改正

平成25年6月27日条例第21号

平成28年1月7日条例第11号

平成28年12月26日条例第64号

呉市保健福祉審議会条例

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づき、呉市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議事項）

第1条の2 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。

- （1）社会福祉法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
 - （2）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
 - （3）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
 - （4）前3号に掲げるもののほか、保健福祉に関する事項で市長が必要と認める事項
- （委員）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）関係団体の代表者
- （2）学識経験者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）市議会の議員
- （5）社会福祉事業に従事する者
- （6）その他市長が必要と認める者

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害者福祉専門分科会

(3) 児童福祉専門分科会

(4) 高齢者福祉専門分科会

(5) 保健所専門分科会

2 専門分科会に分科会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。

3 専門分科会の委員及び臨時委員(第1項第1号の民生委員審査専門分科会にあっては委員に限る。)は、会長が指名する。

4 分科会長は、当該専門分科会の会務を掌理し、当該専門分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(審査部会)

第6条の2 前条第1項第2号の障害者福祉専門分科会に社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の審査部会を置く。

2 審査部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って医師たる委員のうちから指名する。

3 審査部会の委員及び臨時委員は、医師たる委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、審査部会の会務を掌理し、審査部会における審議の状況及び結果を審議会

に報告する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び専門分科会は、必要に応じ委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

2 専門分科会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年1月7日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に呉市保健福祉審議会の委員である者は、改正後の呉市保健福祉審議会条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定により呉市保健福祉審議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年7月2日までとする。

付 則 (平成28年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

氏名	団体・機関役職名	備考
審議会委員		
山内 京子	広島文化学園大学 看護学部長	分科会長
奥先 楓	呉市女性連合会 会長	副分科会長
古江 由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会 会長	
山根 直行	呉市社会福祉協議会 事務局長	
専門分科会委員		
若野 文江	呉市保育連盟 会長	R元. 5. 29~
綿貫 博	呉市保育連盟 会長	~R元. 5. 28
脇原 園美	呉市PTA連合会 教養研修部会 幹事	R元. 5. 29~
吉中 由美子	呉市PTA連合会 母親部会 幹事	~R元. 5. 28
兼田 弥生	呉市すこやか子育て協会 常務理事兼センター長	R元. 5. 29~
川村 和正	呉市すこやか子育て協会 常務理事兼センター長	~R元. 5. 28
平原 弘史	一般社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
木本 知秀	一般社団法人呉市歯科医師会 理事	
野間 裕里江	一般社団法人呉市医師会 理事	
三戸 初人	呉市子ども会連合会 会長	
徳永 玲子	呉市手をつなぐ育成会 副会長兼常務理事	R元. 5. 29~
香川 治子	呉市手をつなぐ育成会 会長	~R元. 5. 28
佐藤 正則	呉商工会議所 振興部 部長	
実森 綾香	連合広島呉地域協議会 特別幹事	
中村 真由美	広島県西部こども家庭センター 主査	
西田 洋子	呉市立小学校 校長会 会計監査	
小川 聡	呉市教育委員会 教育部 部長	

3 幼児教育・保育小部会（名簿）

氏 名	団体・機関役職名	備 考
熊谷 栄治	社団法人呉市私立幼稚園協会 理事長	
平原 弘史	社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
信楽 晃仁	社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
綿貫 博	呉市保育連盟 前会長	
高田 英之	呉市保育連盟 副会長	
久保 正乗	呉市保育連盟	

4 第2期呉市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

開催期日	会議名称等	内 容
平成 30 年 11 月 28 日	平成 30 年度 第 1 回呉市保健福祉審 議会	・第 2 期呉市子ども・子育て事業計画（諮問）につ いて
11 月 28 日	平成 30 年度 第 1 回呉市保健福祉審 議会（児童福祉専門分科 会）	・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画の策定に ついて ・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調 査について
12 月 26 日 ～平成 31 年 1 月 14 日	呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 対象：市内の未就学児童が属する 3,000 世帯 回収：1,314 件（回収率 43.8%）	
平成 31 年 2 月 24 日	呉市子ども・子育て支援事業計画意見交換会	
5 月 30 日	令和元年度 第 1 回呉市保健福祉審 議会（児童福祉専門分科 会）	・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調 査の結果について（報告） ・意見交換会について（報告）
6 月 11 日	呉市議会民生委員会	・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調 査の結果について（報告）
8 月 6 日	令和元年度 第 2 回呉市保健福祉審 議会（児童福祉専門分科 会）	・第 1 期呉市子ども・子育て支援事業計画の振り返 りについて ・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画の骨子に ついて
8 月 20 日	呉市議会民生委員会	・第 1 期呉市子ども・子育て支援事業計画の振り返 りについて ・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画の骨子に ついて
11 月 22 日	令和元年度 第 3 回呉市保健福祉審 議会（児童福祉専門分科 会）	・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画に対する 市民からの意見募集について
11 月 26 日	呉市議会民生委員会	・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画に対する 市民からの意見募集について
令和 2 年 1 月 20 日	令和元年度 第 1 回幼児教育・保育小 部会	・第 2 期呉市子ども・子育て支援事業計画の量の見 込みと確保方策について

令和 2年 1月 28日	令和元年度 第4回呉市保健福祉審 議会（児童福祉専門分科 会）	・第2期呉市子ども・子育て支援事業計画に対する 市民からの意見募集の結果について
2月 5日	令和元年度 第4回呉市保健福祉審 議会	・第2期呉市子ども・子育て支援事業計画案答申
3月 9日	呉市議会民生委員会	・第2期呉市子ども・子育て支援事業計画に対する 市民からの意見募集の結果について

5 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

本計画がより良いものとなるよう、計画案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

意見募集期間等は次のとおりで、児童福祉に係る市の基本的な考え方に基づくとともに、いただいた意見等を参考にしながら、計画を策定しました。

項目	内容
公表日	令和元年12月17日（火）
意見募集期間	令和元年12月17日（火）から令和2年1月16日（木）まで
計画案の周知方法	呉市ホームページ、本庁舎1階ロビー、本庁舎2階子育て支援課窓口、各市民センター、くれくれ・ば、ひろひろ・ばにおいて閲覧及び配布
意見の提出方法	郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参による
意見数	提出12名
意見の公表場所	呉市ホームページ、本庁舎1階ロビー、本庁舎2階子育て支援課窓口、各市民センター窓口、くれくれ・ば、ひろひろ・ばにおいて公表

6 用語解説

【あ行】

アプリ（アプリ＝アプリケーション・ソフトウェア）

スマートフォンや 아이폰，パソコン上で利用目的に応じた作業を行うことが可能になる機能を備えたもの。

一時預かり事業

就学前児童が，一時的に家庭での保育が困難となる場合に保育所等で一時的に預かる事業。

ウェブサイト

インターネット上で公開されている文書（＝ウェブページ）のまとまりのこと。文書中に埋め込まれた画像や音声，動画などで構成されている。

延長保育事業

就労と育児の両立支援のため，時間外勤務や通勤時間の延長等に対応して，通常保育の時間を延長して保育を行う事業。

【か行】

家庭的保育事業（地域型保育事業の一つ）

家庭的保育者がその自宅等において，家庭的な雰囲気の中かで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う事業。

教育・保育事業

いわゆる幼稚園や保育所・認定こども園等で行われる教育・保育サービス等。

居宅訪問型保育事業（地域型保育事業の一つ）

保護者の自宅で1対1できめ細やかな保育を行う事業。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で，1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均。

広域入所

里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより，住所を有する市町村以外の市町村に所在する保育施設等へ入所すること。

子ども・子育て関連3法

次の3つの法律のことを指す。

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

子どもの貧困対策

政府が推進すべき子どもの貧困対策の指針として，「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を閣議決定し，今後，本大綱に基づき子どもの貧困対策を総合的に推進していく。

子ども・子育て支援給付

「子どものための教育・保育給付」, 「子育てのための施設等利用給付」及び「子どものための現金給付」の総称。

①子どものための教育・保育給付

施設型給付（幼稚園，保育所，認定こども園）と地域型保育給付（地域型保育事業）があり，それぞれの事業実施に係る財政支援。

②子育てのための施設等利用給付

施設等利用費として，施設型給付に移行していない幼稚園（私学助成を利用する幼稚園）や預かり保育，認可外保育施設等の利用に係る財政支援。

③子どものための現金給付

児童手当のこと。

子どものための教育・保育給付

施設型給付（幼稚園，保育所，認定こども園）と地域型保育給付（地域型保育事業）があり，それぞれの事業実施にかかる財的支援。

子どものための施設等利用給付

施設等利用費として，地域型給付に移行していない幼稚園（私学助成を利用する幼稚園）や認可外保育施設預かり保育等の利用に係る財政支援。

子どものための現金給付

児童手当

【さ行】

産業別就業構造

一国の労働力の存在形態を就業状態の視点からとらえたもので，就業者が産業別に

みてどのような分布状況になっているかを示したもの。

第一次産業は農業，林業，漁業等。第二次産業は製造業等。第三次産業は商業，運輸業，通信業，サービス業等。

支給認定

特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の利用を希望する場合は保育の必要性の有無に応じた支給認定を受ける必要がある（支給認定の区分はP17）。

小規模保育事業（地域型保育事業の一つ）

少人数（定員6～19人）を対象にきめ細やかな保育を行う事業。

事業所内保育事業（地域型保育事業の一つ）

事業所の保育施設などで，従業員の子もだけでなく，地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業。

実費徴収に係る補足給付事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている，①食事の提供に要する費用及び，②日用品，文房具等の購入に要する費用等について，低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

事業所内保育事業

主として企業の従業員の仕事と子育ての両立支援策として育所を実施（地域型保育事業の一つ）。

小1の壁

主にワーキングマザーが，子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難にな

ること。

小規模保育事業

6～19 人までの小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施。（地域型保育事業の一つ）

新・放課後子ども総合プラン

これまでの放課後子ども総合プランを踏まえ、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、待機児童の早期解消や放課後児童クラブと放課後児童教室を一体的に推進することにより、児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、新たな放課後児童対策のプラン。

潜在保育士

勤務経験のあるなしに関わらず、保育士の資格を持ちながら、保育の現場に就業していない人をいう。

【た行】

待機児童

調査日時点において保育の必要性が認められ、保育所等に利用申込をしたが、「定員超過等」により保育所等を利用できない状態にある児童をいう。

多様な主体の参入促進事業

新規参入事業者に対する相談・助言・巡回支援等の支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる質が確保された保育を提供するものとして、新たに市が認可を行う保育事業。少人数の単位で、主に満3歳未満の乳幼児を対象としており、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

地域子育て支援拠点事業

地域において、乳幼児及びその保護者が、相互に交流等を促進する拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消や児童の健全な育ちを支援する事業。

特定教育・保育施設等

市が確認した保育所、幼稚園、認定こども園のことで、施設型給付、地域型保育給付の対象施設。

特定地域型保育事業

市が確認した地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）で行われる保育サービス等のこと。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと。以下の4つのタイプがある。

①幼保連携型

学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。

②幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保する等、保育所的な役割を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

③保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れる等、幼稚園的な役割を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

④地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

【は行】

病児保育事業

病児・病後児（対象年齢：0歳児（6か月児）から小学校6年生まで）を、病院等に付設された専用スペースにおいて、一時的に保育等をする事業。

保育所

就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設。

保育標準時間・保育短時間

保育を必要とする事由や保護者の就労時間に応じて保育標準時間と保育短時間に分かれる（認定される）。

①保育標準時間

保育時間は8～11時間で、保護者の就労時間がどちらも月120時間を超える場合などに保育標準時間認定となる。

②保育短時間

保育時間は8時間が上限で、保護者の就労時間がどちらかが月120時間～48時

間の場合などに保育短時間認定となる。どちらも保育時間の限度を超えて、さらに保育を利用する場合は、延長保育（有料）となる。

放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組。文部科学省が主導。

放課後児童会

放課後児童健全育成事業として、保護者等が就労等により昼間常時家庭にいない場合に、小学校児童を放課後から夕方まで預かり、小学校の余裕教室等を活用しながら、指導員が遊びと生活の指導を通して児童の健全育成を行うもの。

【や行】

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より実施された幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になる制度。

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。

幼稚園の預かり保育

教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）において預かり保育を行う事業。

要保護児童対策地域協議会

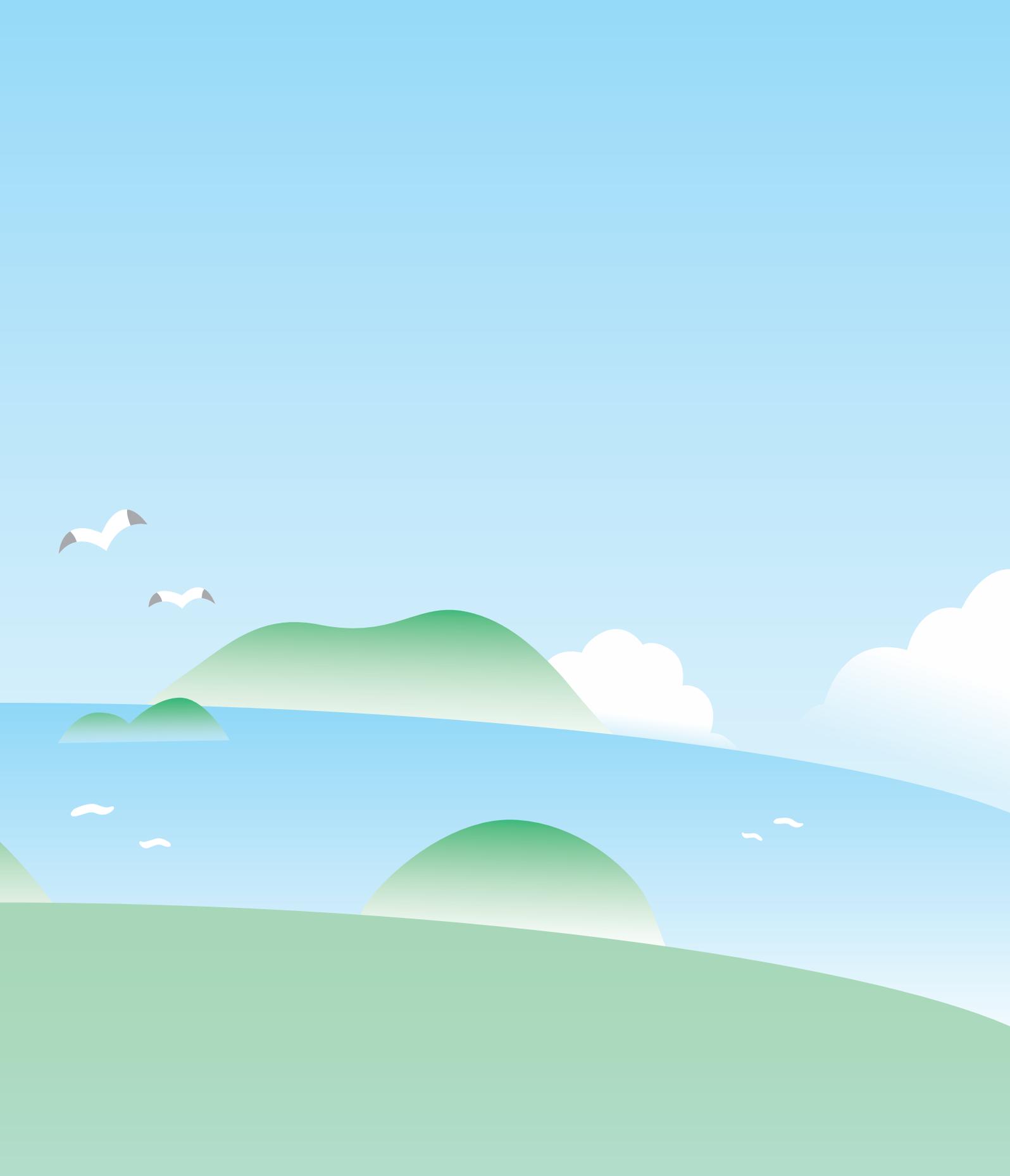
虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な保護を図るため、医療・警察・児童委員・教育・保健・福祉等の関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、連携の下に適切な保護や支援を行うための組織。

児童福祉法第 25 条第 2 項第 1 号。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳されます。「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指しています。



第2期 呉市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 / 呉市福祉保健部子育て支援課・子育て施設課
〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

(呉市役所本庁舎2階)

TEL : (0823) 25-3254 / FAX : (0823) 24-6720

E-mail : kodosien@city.kure.lg.jp
